

鹿兒島県史料

西南戦争

第三卷

題  
字

鎌田 要人  
鹿兒島県知事



乾坤ヲ震動シ彈丸飛鳴大雨ヲ注<sup>ル</sup>如<sup>ク</sup>或ハ破裂彈四遊  
 シ屋宇石壁ニ觸<sup>ル</sup>之ヲ益<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>ル音<sup>ハ</sup>砲<sup>ノ</sup>聲<sup>ト</sup>ト<sup>シ</sup>相<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>或  
 ハ土<sup>ノ</sup>積<sup>リ</sup>ヲ穿<sup>テ</sup>内<sup>ニ</sup>投<sup>テ</sup>破裂<sup>シ</sup>火<sup>ヲ</sup>起<sup>テ</sup>辨<sup>シ</sup>時<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>薄<sup>ク</sup>ス  
 ルアリ是際<sup>ニ</sup>當<sup>テ</sup>城<sup>中</sup>ヲ稽<sup>望</sup>スレバ滿<sup>ク</sup>城<sup>中</sup>黑<sup>ク</sup>煙<sup>ヲ</sup>蔽<sup>ヒ</sup>テ  
 一物<sup>ヲ</sup>録<sup>ク</sup>ス唯<sup>ニ</sup>煙<sup>中</sup>ヨリ発<sup>ス</sup>射<sup>ス</sup>ル<sup>ノ</sup>數<sup>ノ</sup>ナ<sup>ク</sup>火<sup>電</sup>閃<sup>ス</sup>ル  
 ヲ視<sup>ル</sup>ル<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>午前<sup>六</sup>時<sup>三</sup>十分<sup>過</sup>ナ<sup>リ</sup>風<sup>和</sup>ク城<sup>上</sup>城<sup>下</sup>  
 ノ炮<sup>聲</sup>及<sup>テ</sup>燧<sup>煙</sup>四<sup>處</sup>に<sup>飛</sup>散<sup>ル</sup>大地<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>濃<sup>ク</sup>外<sup>旭</sup>陽<sup>ノ</sup>光<sup>ヲ</sup>モ<sup>ク</sup>我<sup>隊</sup>  
 其他<sup>五</sup>之<sup>混</sup>合<sup>シ</sup>隊<sup>伍</sup>散<sup>乱</sup>シ<sup>テ</sup>人<sup>々</sup>顔<sup>色</sup>々<sup>々</sup>  
 其<sup>混</sup>合<sup>シ</sup>隊<sup>伍</sup>散<sup>乱</sup>シ<sup>テ</sup>人<sup>々</sup>顔<sup>色</sup>々<sup>々</sup>  
 揚<sup>子</sup>回<sup>隊</sup>人<sup>ヲ</sup>大<sup>呼</sup>シ<sup>テ</sup>五<sup>十</sup>余<sup>名</sup>ヲ<sup>集</sup>メ<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>分<sup>隊</sup>長<sup>ニ</sup>屬<sup>ス</sup>  
 シ更<sup>ニ</sup>小<sup>隊</sup>ニ<sup>分</sup>テ<sup>シ</sup>テ<sup>ハ</sup>先<sup>鋒</sup>ノ<sup>音</sup>前<sup>面</sup>田<sup>畦</sup>ニ<sup>進</sup>テ<sup>ハ</sup>攻<sup>撃</sup>

丁丑野乘表紙及び内容 (760~761頁)

## 解題

### 鹿児島県庁日誌

明治十年の県庁日誌から西南戦争関係分を抜粋したものである。三月二十一日山口裁判所長四等判事岩村通俊が西京行在所において、鹿児島県令に任命された日に始まる十二月までの県庁日誌であり、県立図書館にある写本を底本とした。

同じ明治十年の県庁日誌には岩村一木家蔵の丁丑日誌（鹿児島県史料集）があるが、丁丑日誌は本書の約六倍の分量を持っている。両者を比較すると県庁日誌にある記録は殆ど丁丑日誌にあるが、ただ最後尾の明治十年戦争に従事せし顛末（熊本県官遠近武則手記）と床次竹二郎等の人名を欠いているが、このうち後者は県庁日誌には直接に関係がないので省いた。

五月二日岩村通俊県令一行は軍艦扶桑丸に乗って鹿児島に着任し戦争中の県政に当る。この頃薩軍は日向に軍政を布き、一部は鹿児島を囲み、五日の戦闘によって鹿児島市内は数千戸の人家が焼亡した。このため岩村県令は市内各所に救恤取扱所を設け、また臨時病院を開設した。薩軍の可愛嶽突破の時期の記録は興味深い。薩軍日向に敗北し、八月十四日「官軍延岡ニ追撃ス、賊退テ可愛嶽ニ抛ル、官軍之ヲ囲ム」も十八日「賊可愛嶽ノ囲ヲ脱シ」九月一日鹿児島に突入し、岩村県令等「賊徒ニ庁中ニ遺言シ」長崎に避難。五日鹿児島に帰り、六日加治木に仮県庁を開く。九月二十四日官軍城山総攻撃、薩軍潰滅。岩村県令は川村・山県両参軍の許可を得て西郷隆盛等三十九人の死屍を浄光明寺に、百二十人を不断光院に埋葬した。

解題

西郷及び薩軍に協力した大山綱良県令は三月十三日勅使に随行して鹿児島を去った。田畑大書記官は官薩両軍

の間に処し遂に自決した。それに対し岩村県令は新たに政府に任命された県令であったから、その立場ははっきりしていた。戦争中の県政の施策は困難ではあったが、岩村県令は大久保内務卿と連絡し、よくその指示を受けながら戦中及び戦後の県政によく努めた。

#### 国事犯罪囚護送書類

底本は長崎県立図書館所蔵本によった。それを鹿児島県立図書館で写本したものもある。

内容は国事犯罪囚の護送に関するものである。長崎九州臨時裁判所で処分済の者を長崎に置いてはいろいろ都合もあるので、各府県へ配分方を決定していただきたいという北島長崎県令の要望に対して、大久保内務卿は処分済の者は各府県へ五十名宛配分致すようにするというのである。それに対して各県の反応が出ている。福岡県は二、三十名ならよいがとて五十名はと答えるように、いろいろ問題があるので、諸県分配の賊徒は処刑済の上、速やかに東京に廻して東京から各府県へ配分するようにしている。それで十月五日鹿児島県士族海老原爲平外百五十四名、十二日小倉啓助外二百七名、十一月二日右松祐永（元鹿児島県課長）外四百四十三名が、それぞれ東京へ送られている。右松等護送のためには船や船員の外に警部・巡査・医師・看病夫など百十五名も必要であるから護送も大変である。またコレラなどの病気も発生する場合もある。これらの現地長崎での指揮は元老院幹事河野敏謙が処置している。

なお国事犯罪囚護送関係の外に元鹿児島県令大山綱良以下九名の斬罪についての記録もあるが、特に大山綱良関係に就いては記事が多く慎重である。

#### 鹿児島一件書類

東京大学史料編纂所の所蔵、罫紙は司法省のものが使用されているから司法省から移管されたものであろう。内容は当時の鹿児島県令大山綱良に対する長崎臨時裁判所における審問及び大山のこれに対する口供が述べられている。

この記録によつて西南戦争の原因となつた火薬庫襲撃事件・中原尚雄等の視察（刺殺）事件等をはじめ、戦争勃発時における大山県令及び県庁の対応の仕方など、また当時の私学校の情況、西郷隆盛・島津久光等との交渉を通じて当時の西郷・久光・大山の心情等も伺うことができる。

火薬庫襲撃の報告を受け、善処を求められたが「巡查私学校連ナレバ即盗ナリ、故ニ之ヲ制スル能ハズ」と取締る方法のないことを述べている。一方陸海軍の火薬運搬については是れまで必ず県庁に届け出で、昼のうち実施していたのを、今般の火薬運送は県庁へ届けず、且つ夜分船中へ積込んだのであるが、もし三菱の蒸気船が火薬を積み込まなかつたならば、私学校党より火薬を奪うこともなかつたろうと、政府の私学校挑発を言明している。

中原尚雄等の追捕・糺問のためには一等警部中島健彦の請求により臨時に巡查三十名を雇っている。

二月十七日西郷出発の朝大山と会つた時に、西郷は二月十一日の野村綱の出頭自白によつて、今般のことは川路利良だけでなく、大久保も関係していると見ており、この件に就いては大山も同じ意見であつた。また西郷は自分が私学校を造つたのは外患に備えるためであつたのに、今般のようなことになつたのはやむを得ない。しかし大久保とは幼年時代から一家親子同様の交りをしたのであるから、自分に疑いがあれば上京を申し越すか、自分から帰つて事情を話すか、又詳しい書面でも差越すかすべきであると言っている。また兵隊引率のことに就いては、「大将ノ任タルヤ全国ノ兵ヲ率ルモ天皇陛下ノ特許ニシテ則大将ノ権内ナリ」と言明している。

西郷等が出発した十七日の夕刻久光に呼ばれ、西郷は大阪迄無事に達すると考えているが、その通りにはいくまいと久光が言ったのに対し、大山は自分もそのように心配しておりますと言っている。また三月十三日勅使に随行を命ぜられた時にも久光に相談した。嫌疑を蒙るわけではあるまいから行って実地のことを話したらよいと久光に言われて勅使随行を決意している。そして三月十三日勅使随行の時には「自分一人捕縛ニ付キ人民ニ代ル積」と歴戦の勇士らしい決意を述べている。

また軍費に就いての生産会社、承恵社のことなど西郷に協力した県政責任者の貴重な記録が多い。

### 鹿兒島県人民ヨリ賊徒へ用立候金穀調

底本は東京大学史料編纂所蔵本によった。

この記録は「西郷等ノタメ人民ヨリ用立候金穀大数取調ノ儀ニ付キ」と明治十一年二月二十五日付の修史館よりの依頼があり、それにより「取り調べができたので別冊の通り調整して御送付する」と、鹿兒島県令岩村通俊代理大書記官渡邊千秋から十一年十二月二十九日付修史監事三浦安宛に送ったものである。修史館としては修史の史料としてこのようなものを県令に要請したものであろう。

宮崎県は明治九年八月二十一日より十六年五月八日まで鹿兒島県と合併していた。従ってこの時期の鹿兒島県の区域は現在の宮崎県も包括していた。当時は区制であり鹿兒島県史によれば、鹿兒島第一大区から第九十三大区までが鹿兒島県、第九十四大区から第九九大区までが現在の宮崎県の区域である。

この報告は区制に従っており、第一大区一小区「一金六百式拾八円九拾七銭壹厘」からはじまり、掘金した金額、米・味噌・鯉節・梅干・大根漬・玉子・焼酎等のような飲食料品、毛布等の衣類、刀・ピストル等のような武器、錫徳利三本に始まる錫製品や鉛・銅釜等の金属類は薩軍の銃弾の原料となったものと思われる。報告の様式は小区単位でまとまっているものもあり、また用立者の名前及び金穀数をいちいち記したものなどまちまちである。供出された金穀の大小は区域の大小にもよるが、また薩軍に対する協力の度合いをはかる目盛りをも物語っており、なかなか興味深い。報告は鹿兒島側・宮崎側を含んだ県下の全区域にわたっているが、離島の種子島・屋久島・奄美諸島の部分だけが報告から洩れているようである。

「右ハ横川本営有川宗八郎当郷へ巡回、脅迫ニテ士族・平民ヨリ出銅イタシ」「右ハ鹿兒島第六課ヨリ脅迫セラレ」とあって県庁第六課及び横川本営からの督促が急であったことを物語っている。本巻では本記録が量的に最も多いが、これらの供出した金穀のうちには鹿兒島・宮崎県民の哀歎がこめられており、このような供出によ

つてこそ薩軍は七ヶ月にわたって物量を誇る政府軍に対抗することができたのであろう。

#### 阿久根戸長役所文書

阿久根戸長及び副戸長役所から阿久根在の旧庄屋に当る久木田久兵衛宛文書三十一通を含んで居り、何れも薩軍への協力を求めたものであり、阿久根市立図書館所蔵本である。

三月付の文書五通は、薩軍の大砲隊が増援に向うための人馬の応援に関するものである。五、六月付の文書は阿久根海岸に築造する砲台に必要な竹・明（空）俵・縄等の材料や、漬物の高菜・竹の子・梅干用の青梅等の食料、兵隊用の山草履、また人吉本営へ増援するための人馬の徴発等を命じた内容の文書である。

なお「鹿児島県人民ヨリ賊徒へ用立候金穀調」によれば阿久根郷から差出した分は金高だけ二千五百六十二円が記録されているが、本文書を見る限りではこの金高以外に物品や人馬の提供があったことを物語っている。

#### 非常書

底本は長崎県立図書館所蔵本によった。それを鹿児島県立図書館で写本したものである。

内容は長崎県令北島秀朝から大久保利通内務卿宛の電報が多い。長崎に設けられた九州臨時裁判所の費用、特に非常臨時費としての国事犯囚人の護送費用を二万円、三万円と関係部局会計部或いは大蔵省から下げ渡して貰いたいという電報などが主になっている。

#### 丁丑乱概

本書は乱後鹿児島県が編集したもの、県御用係兒玉源之丞をして編集させ、十一年六月稿成り、十二年四月刊行した。

県庁側からみた西南戦争の概説を述べた小冊子であるが、公平な立場から記述されている。薩軍の弾薬の欠乏から弾薬を得るのに苦心したこと、大山綱良県令上国後、大書記田畑常秋以下の県官達が官薩の間に処して苦心したこと、岩村通俊県令赴任後窮民のために救恤所や病院を設けたことなどを記している。



## 磯島津家日記

底本は国立国会図書館所蔵「石室秘稿」の中に含まれている。

西南戦争中の磯島津家の日記が記され、官薩両軍に対して中立の立場を取っている島津家の立場を淡々と述べている。この記録のなかで特記すべきは東郷重持が諸郷警衛員十数名を引きつれ、岩崎谷六ヶ所御蔵にある島津家御歴世の御文書運び出しに行ったときのことである。東郷は川村純義征討参軍に面接して通行鑑札の下付を受けた。しかし塁兵は今夜未明進撃のため塁に入るのを許さず、退かないと斬るぞと脅かすが東郷は屈せず、遂に番兵の方が屈して隊長に連絡したので目的を達することができた。御文書箱七十九番を五十名ばかりの者が担荷して無事難をまぬかれた。「是レ御家無二至重ノ御文書及ビ御系譜無欠完全タルコトヲ得ル所以ノ事実ニシテ、亦県下兵乱中ノ一大苦難事ナリ」と結んでいる。

### 明治十年役薩軍資料 四ノ九番小隊日記

底本は宮崎県北川町俵野、立山米太郎氏所蔵本であるが、このうち第五分冊は現在行方不明である。

明治十年役薩軍資料五冊は次のような経緯で発見され世に出た。戦争の末期薩軍は長井村可愛嶽を突破して鹿兒島に向った。その時は勿論身体一つで書類などは処分したろうが、危急の際処分しきれないものもあつたらう。可愛嶽の南にある洞窟に薩軍の行季が一個遺棄されていた。翌年長井村の立山八五郎がこの行季を発見したが、ながい年月の間に紛失したり汚損したりして残り少なくなった。昭和六年宮崎県知事有吉実は県北視察の途中、この資料を閲覧した。有吉知事は保存の必要を認め、残存している資料五冊についてそれぞれ三部の写本をつくらせてこの記録が世に残るようにしたので、この資料が伝えられることになった。

第一号は第四大隊（大隊長桐野利秋）九番小隊の日記である。日記は二月八日に始まり八月一日に終わっている。横帳形式で記録者は給養伊地知正介となっているが、最後まで伊地知が書き続けたものかどうかは不明である。

九番小隊は小隊長伊東直二、半隊長藤井鐵之助、分隊長有馬藤九郎の三人が幹部、日記に出てくる三官である。

これに次ぐ一分隊押伍には岩切正九郎の名前が出てくる。岩切正九郎は戦争の初期植木の戦で乃木聯隊の聯隊旗手河原林少尉を倒して聯隊旗を薩軍の手にうばったと伝えられている人物である。

九番小隊が成立した時の兵力は三官三、兵士百八十一、押伍二十、給養四、喇叭一、夫卒三十の総計二百三十九名である。二月十六日出発、廿二日川尻着。直ちに戦闘に参加。以後山鹿、植木に戦う。四月十五日熊本東無田村の戦では小隊長栗川少等五名が戦死したが、激戦のため死骸を引きあげることができなかった。これまで十八、九度戦ったときは、いつも戦死者の死骸は引きあげていたのに今度だけは引き上げられず残念だと記している。五月編成替によって野村忍介の奇兵隊麾下の十二番中隊となり、奇兵第三大隊となっている。記録は日記であるのでたんたと日を追ってのことが記されているが、筆者が給養であるのでその方面の記録が多くて興味深い。

左右小隊名簿

薩軍資料五冊のうちの第二号で左右小隊名簿となっている。これは奇兵第三大隊（隊長伊東直二）の三番中隊の右小隊と左小隊との名簿である。右小隊の小隊長松崎寛二以下総員五十名と、左小隊の小隊長岩切正九郎以下四拾九名の姓名が分隊毎に記名されている。なお三番中隊の総員は隊付夫卒、雇夫等を合せ百六十三名となっている。

陣中日記

薩軍資料五冊のうちの第三号で陣中日誌である。第一号の四の九番小隊日記と同じ隊の陣中日誌であるが、四月末の薩軍の編成替の時期迄の日誌である。原本が痛んで損壊の部分があり読み難い部分もあるが、第一号に比較すると戦況がかなり詳細に記録されている。

陣中日記

薩軍資料五冊のうちの第四号で陣中日誌、奇兵第三大隊三番中隊の陣中日誌で八月一日から八月十四日迄短い

期間の日誌である。延岡戦闘の時期であるが、延岡奇兵製作所という記録が見られ、ここで銃丸などを造っていたのであろう。またこの三番中隊には給養付夫卒十三、隊付夫卒十二、雇夫三十二、合五十七名居るがこれだけの人数がいなくては戦闘は勿論、日用も弁じ兼ねたのであろう。

#### 戦死手負名簿

薩軍資料五冊のうちの第五号で第二大隊四番中隊戦死手負名簿である。これは長井村の副戸長佐藤家は薩軍の宿営であったが、可愛嶽突破にあたり薩軍が遺棄した書類のなかにこの記録があったのである。戦死者の場合は戦死した月日・戦場・埋葬した寺が書かれている。

#### 西南之役従軍記（宇宿榮之丞）

筆者の宇宿榮之丞は西南戦争おこるや薩軍にに応じて五番大隊（池上四郎大隊長）の大小荷駄付となり、薩軍の編成替に際しては奇兵隊（隊長中島健彦）の大小荷駄となり薩軍の可愛嶽突破にも行動を共にしている。この記録は量的には十余頁にわたる短いものであるが質的には内容の高い充実した記録となっている。

榮之丞は西郷隆盛と道路で行き違ったので、西郷等の上京尋問に随行させてくれと希望した。西郷はそれに対して行って下さいませるか、それなら叔父の椎原國幹と一緒にいきますから、椎原に付き添って行って下さいと簡単に従軍が決定してしまうのに先ず驚かされる。そして小荷駄が軍隊の移動に従って大量の米その他の食糧の買付けを行なっていることを充分知らせる。従軍の経過からもわかるように榮之丞は西郷に近いので、薩軍の実際の司令官である桐野利秋の指令でも納得できないことは西郷に相談してことわっている。その桐野が佐土原で用金箱を一晚榮之丞に預ける。これは司令官たるもの戦争だけではなく、戦いを可能にする金のはいつている用金箱をいつも身につけて持っていることを示す記録である。戦いも後半になって官軍の急追が迫ってくると切角榮之丞等の大小荷駄が買付けした米・砂糖なども移動に追いつけず運搬できないで残しておくのであるが、これは当然追って来た官軍の戦利品になるのであろう。榮之丞は可愛嶽突破でも中軍の大小荷駄となって行軍に参加

しているので、この突破の食糧関係のことを詳しく記録している。祝子川では米が少ないので粥を食べ、牛三匹を一疋三十円ずつで買う。その牛を殺して一切一斤半ずつの塩煮にして、一人にその二切れずつを渡して食糧にしているなど小荷駄隊の活動が詳しく述べられている。最後の城山でも桐野・村田から要請され米俵・人夫百人を準備したが城山の警戒が厳重で、城山へはいることはできなかった。また邊見十郎太が寺田弘や有川矢九郎をちよつとしたことで殺そうというのを救ったりしているが、可愛嶽越ではその邊見と口論していることなど、猛將邊見のことなども記録されている。

明治十年日記

国立国会図書館所蔵。市來四郎編「石室秘稿」のなかに含まれている。この日記は二つの部分からなっている。前半部は二月六日に始まり、五月十四日に終っている。筆者は知人の紹介で西郷の叔父椎原與右衛門へ従軍を依頼し二月十一日椎原から従軍を許され、椎原の属する五番大隊の大小荷駄に配属され、十七日には「私学校へ参り弾薬掛へ参り候て弾薬四十七駄付出し直に出立」し二十二日には熊本戦はじまり米拾俵焼出しをはじめている。しかし同じ五番大隊の大小荷駄には宇宿榮之丞の記録があり、榮之丞の記録と比較すると、はるかに価値が低い。五番大隊大小荷駄は椎原國幹・中原萬二・田原健藏・宇宿榮之丞の下に付属緒方莊吉・夫卒頭二名・夫卒二十名とあるが、この筆者は付属か夫卒頭クラスのものではあるまいかと思うが不明である。

後半の部分は三月、四月の日記であるが、自分の見聞したことを日記風にまとめている。この日記にはうちこわしの記録が多い。火巧所掛の郷田源右衛門や川路利良・大久保利通・樺山覺之進・奈良原幸五郎宅等のうちこわしについて記録している。うちこわしにあった村上何某は後家であるが銃薬などある所を文通して東兵の方へ知らせたるよし、女の探偵人ともいうべきものなりとしている。

野津七次生捕とか、大山彌介負傷死とか薩軍側にとって都合のよい希望的記録等もあり、史実的には吟味を要するものもあるが興味ある記録が述べられている。この筆者も不明である。

### 今般出軍中日誌（遠竹行方）

本書は出水郡米之津郵便局長遠竹望氏の祖父に当る遠竹行方の西南戦争従軍日誌である。出水郷土誌資料編第八輯として昭和四十一年刊行されている。

日附は旧暦を用いているが新暦も附記している。旧十二月三十日（二月十二日）早鐘で集った出水の士族四百人は大雪をおかして出発し、途中鹿兒島からの祖父と紫尾山で逢っている。遠竹等は第四大隊（大隊長桐野利秋）八番小隊（小隊長嶺崎半左衛門）に編成され、重富・加治木を通り大口經由で熊本に向った。緒戦の植木では大勝利を得て、久し振りの祝杯をあげている。次の山鹿では番兵に出る以外は温泉にはいったり、酒を呑んだりして、割合にのんびりした毎日を送っている。しかし三月になると八代口・川尻・植木の戦に敗れ、薩軍は矢部に退き、馬見原から胡麻山の峻岨な深山を越える。遠竹等は人吉に向わず野村忍介の部隊に入り、日向から遠く豊後方面に転戦する。四月はじめ豊後の城下町竹田に着き「料理屋に往き二妓と一舞揚て十分愉快を催して帰陣」するなど戦陣の間にも楽しいこともあるが、竹田・白杵と戦い敗れる。四月末頃津久見で敵軍艦よりの砲で半面と左足に少疵を受け、延岡の奇兵病院で入室療治、半月後全快して本隊へ復帰「吾分隊中兵互によるこび呉候」であり、以後勇敢に転戦する。しかし七月はじめ左肩先に銃創を受け五里程ある延岡の病院へ往き玉を取り貰い入院する。敗軍の入院は苦しく移動の途中「人家の隅エ一眠す、実に哀なり」であったが、七月十日（八月十八日）官軍の攻撃により延岡病院の患者二千人居すべて降伏。官軍により転送、高鍋で薩軍の可愛嶽突破を聞く。八月六日退院となり加久藤・馬越を経て八月十一日（九月十七日）夕暮れ自宅へ帰りついた。

### 丁丑彈雨日記（河東祐五郎）

西之表市の河東瞭氏所藏、河東祐五郎の従軍日記。筆者は種子島西之表士族で種子島私学校に属し、第七十三郷校の生徒、西南戦争起るや十八歳にして出陣し大腿部に銃創を負い、そのため生涯不具者となった。

戦後七年経過した明治十七年二十五歳の時に当時の日記と記憶によって、この記録を書いた。底本で事件の顛

末と全軍の形勢とを知る必要から、丁丑乱概と戦地景況概略とを抜萃して掲載しているので、本書でもその部分を掲載した。

二月七日の出発に筆を起し、美座時賢・山崎六郎・羽生惣二・河内菊千代等と同じく第一大隊一番小隊左半隊四番分隊に編入される。弾丸八十発を受けとり、種子島邸に勤めている父を訪ねて別れを告げ、守り袋と小遣錢十円を恵まれ旧主種子島久尚に謁した。二月十五日出発、熊本籠城から高瀬、田原坂、植木、山鹿に戦ったが、背衝軍により川尻敗れ、熊本城の囲みを解いた。以後敗戦撤退中の記述は文学的な表現にすぐれている。五月鹿兒島の戦となり、六月二十二日の涙橋激戦に右脚を負傷、敵兵に見つけられ殺されようとしたが、官軍の隊長により助けられる。しかし負傷兵として敗戦による場所を移動しながらの苦難の生活や病院生活はくわしく表現されている。八月十七日延岡の近在岡留村で負傷者三人と隠れているところを官軍に発見され、病院に収容。やがて後送。志布志、大始良、小根占、佐多大泊をへて舟を仕立て、九月三十日西之表の我が家に帰りついた。

### 戦 塵 録

西之表市立図書館所蔵本、種子島私学校同盟生存者たちが、玉川招魂社を財団法人の組織にする機会に、また西南戦争五十年を迎えるにあたり、生存者の実歴談を収集し後日の備忘に供えるために編纂されたものである。

一、森友諒手記 二、西南の役五十年祭を迎えて 田上貞質 三、西南戦争の話 河内英藏 四、西南の役従軍記 吉留熊次郎 五、西南の役従軍実記 芝喜十郎 の五編から成り立っているが、この一の森友諒手記が最も記事も多く且つ内容も充実している。森友諒（のち北種子村長、県会議員）・杉崎佐太郎の両名だけが、種子島の従軍者四十一名のうち、最初から最後の城山の戦まで従軍し、生命を全うした。この二人が当時の記憶を互に語り合ったものを森友諒が筆をとって記録したものが第一編である。文中中津隊の隊長増田宋太郎が私学校党によって畏敬追慕されていたこと、西郷と酒を献酬したこと、柿盗人を戒めながらその罪を許した西郷の風貌などにも触れ、また岩崎谷では桐野副大将の颯爽たる有様や、薩軍の軍規の厳正さなど直接見聞したことを記録し

ている。第五編に西南戦争数え歌をあげているのも興味深い。

#### 日誌（平田盛二）

薩摩郡東郷から従軍した平田盛二の従軍日誌であり、底本は川内市平田ヨシ氏の所蔵本である。平田の兄弟は盛二をはじめ弟伊東藤太夫（戦死）、平田直次郎（手負）、平田郷太夫（病気で帰還）の四人が従軍している。この日誌は横帳二冊から成り、一冊目は明治十年二月五日から六月十六日まで、二冊めは六月十六日から十月十四日帰還までを記したものである。

本書は「維新戦役従軍記」（鹿児島県川内市史料集4昭和四十九年発行）の中に採録されている。

本書の六月十六日の記事のなかに、郷里に便があつたので、「今日迄相記し候日記一冊」を親許へ届けたと書いてある。これによれば本書は戦塵の間に書き綴られた生の記録である。たいがいの従軍日誌は当時のメモをもとにして後年まとめられたのが多い。従って忘却による誤記などがあることはやむを得ない。しかるに本書は戦場での体験をそのまま正確に記録しているので誠に貴重である。

従軍した四人兄弟の長兄であるので弟達のことには思いを馳せているのであるが、四番大隊八番小隊に属した弟伊東藤太夫三十歳が三月十二日山鹿岩村で戦死したことを聞いて、翌十三日埋葬されている山鹿の長源寺へ行き墓石を建てる。弟平田郷太夫は病気のため人吉で入院して面談するが、三日後の四月三十日病院へ行くと帰郷を命ぜられ帰った跡であった。また弟平田直次郎は何度も負傷したことを聞いて心を痛めるが、戦争の末期八月一日漸く直次郎と出立後始めて行合い諸相咄したとあり、長兄として弟達への思いやりを記している。

本書は従軍日誌としては全体としても秀れた記録であるが、そのうちでも特に二点をあげたい。その二は可愛嶽突破の記録である。八月十七日に始つた可愛嶽突破行では二十日祝子川へ向い進軍、途中合戦して勝利、村落の一家で一時休み「其地にて牛を刺き生にて喰み」という程食糧に苦労しているなど可愛嶽突破の苦労をよく記している。

その二は城山に突入後九月十日腹痛を起して岩崎谷の薩軍病院へ入院する。そして病院で二十四日の城山陥落を迎える。村田新八の指示で病院の旗を建ててはいたが、官軍の攻撃により「殺さるゝ賦り」であった。だが官軍隊長の暴行するなどの指令により平田の病院の患者は助かった。しかし他の二軒の病院の患者は全て殺され、しかも火を放って死体共焼いてしまっている。このような岩崎谷薩軍病院の実状をこまかく記録していることは貴重である。以後平田は官軍の手厚い看護を受け十月十二日退院、監獄に入り取り調べを受けたが自宅謹慎を命ぜられ、十四日帰宅することができた。

丁丑ノ夢（相良）

鹿児島県立図書館所蔵本によった。行進隊大隊長相良五左衛門の戦闘日記で、開戦から戦争の終結までの記録である。

相良は名は長綱、近衛陸軍大尉となったが、六年辞職して帰郷した。西南戦争に従軍、はじめ三番大隊五番小隊の押伍として熊本城攻囲軍に参加し、二月二十二日久留小隊長の重傷によって小隊長となった。三月三日、四日の吉次峠の激戦により相良隊百九十名のうち死傷六十八名を数えた。次いで木留・植木で勇戦し、熊本本宮に行き報告すると西郷はこれを聞いて喜び、着用の軍服を相良にあたえた。四月矢部へ退陣し、隊の編成替によって行進隊大隊長に任ぜられた。のち鹿児島方面に向い、吉野方面から鹿児島に進入しようとして帯迫に行進隊本隊を置き、弾薬・白砲・スナイドル銃・食糧等の準備のことについても触れている。やがて六月下旬官軍は艦船を利用して大挙重富・帖佐の間にある松原村に上陸し、これより吉野を中心とした鹿児島周辺の戦闘を詳細に説明しているが、やがて敗北に終る。以後吉田・溝辺・加治木・百引・国分に戦い、岩川・末吉・鹿屋・鉄肥・清武・松瀬・延岡長井村と転戦し、可愛嶽突破の先峰となる。貴島清・相良・松岡岩次郎等三名が百五十名を率いるが、途中負傷して一行に遅れる。佐土原で熊本隊の池邊吉十郎と会い、二人で潜行して鹿児島に向い、郡山の花尾山にある時に城山陥落を聞いている。



なお相良は十月自首して縛に就き懲役三年の刑に処せられ市ヶ谷監獄にはいった。出獄後農商務省や外務省の御用掛となり沖縄県師範学校長等に任せられ、また台湾の支庁長等の役をつとめ、明治三十二年五十八歳で死去した。

#### 丁丑野乘（桑山定芳）

本書は種子島の桑山定芳の西南戦争記というべきもので原本は西之表市桑山定省氏所蔵である。本記の部分は題言にあるように明治十一年三月下旬に執筆を終え、付録の部分は十二年一月中旬に書かれている。

本書の特徴は私学校批判の書であるということである。西南戦争の渦中において県内の大部分は私学校派（党）であった。しかしその子弟や兄弟が官軍に属するものは官軍派であったり、また島津久光のように官薩両軍に属さない中立派のものもいた。それらの官軍派、もしくは私学校批判派は行動はあるがほとんど記録を残していないのに対して、本書はかなりくわしい記録を残している点が貴重である。以下それらの要点について述べる。

先ず私学校に就いて、地租改正の紛擾に際して大山県令は西郷隆盛に協力を求めた。その結果地区の区長・副区長に私学校派が任命される。その結果行政の力で私学校の勢力が強化されたといわれる。種子島では私学校の幹部小倉壯九郎（東郷元帥の兄）と堀爲實が区長・副区長に任命されると私学校に反対する者を圧迫し果ては村八分にする。そのため反対派は恐れ私学校に加盟し、はじめ五十名位だったのが一千人位の人数に急増する。そのため学校教員であった桑山等は、もし自分産教員が私学校に参加しなかつたら、学校を閉鎖されるかもしれないというので私学校に参加したというのである。積極的な参加ではない。

やがて薩軍に従軍した桑山等は三月末に島津久光受勅の書の謄写を見る。そのなかに鹿兒島県逆徒追討のために有栖川征討惣督を派遣したという辞句を見て、阿世知某とはかり「実に大いに西郷等に誑れたり」とし、戦いをやめて郷里に帰らんとする。そこで怪我をしたと偽り帰郷を望み、四月末日医官の許可を得ることに成功する。途中難儀をしながら五月十日、九十二日振りに我が家に帰る。心配していた学校は残存の教師が授業を続けて

いるということを知りて喜び「涕泗沔然たり」であった。しかし戦争はまだ継続し、種子島も私学校派の活動が見られる。これに対し定芳等は帰順し反私学校の行動をとり、兩派の活動や行動が詳細に述べられ他書に見られない貴重な史料を提供している。なお定芳は学校教師であるためか、かなりの難語を使用している。

旅日記（萩原兼善）

原本は薩摩郡宮之城町萩原徹氏所蔵、筆者萩原金左衛門兼善は宮之城屋地の出身で西南戦争に分隊長として従軍し、懲役一年の刑に処せられた。萩原は明治十年十月の取調べの日から翌年十一月刑期を終えて帰宅するまでの間の日記を克明に記していた。この日記によって往復の旅のこと、特に市ヶ谷監獄での作業や獄中の日常生活のことがわかる。彼は十月八日出頭を命ぜられ、九日鹿児島へ着くと檻倉へ押し込まれ、次いで長崎へ船で送られた。二十二日裁判所で除族のうえ懲役一年の刑を言い渡され、十一月七日船で横浜へ着き、翌七日市ヶ谷監獄へ送られた。懲人員百五十名で宮之城出身者は五名であった。これから一年間獄中の生活が始まる。彼は紙漉作業を願い出たがこの仕事はないため、獄中の荒地一万三千坪の開墾作業に従事した。作業は大体朝七時より午後二時三十分頃迄であった。この作業は順調に進行し三月には監獄署長が監獄人の精勤振りを認めている。四月にはこうもり傘柄工に転じて細工場へ出ている。しかし八月になると向岡狙撃場開墾が始まる。これは軍事施設であるから強行工事となった。隔日ではあったが夜中の二時から三時頃獄を出て現場へ向い、夕方まで作業して帰るのは六時頃になるというきつい作業であった。この作業のほか獄中の日常生活や同郷の大浦兼武等からの差入れ、日用品の買入れ、一日二厘五毛の作業代をもらったこと、同郷の四人で牛肉八錢買って食べたことなどいろいろ記されている。また獄中にあっても島田一郎等による大久保暗殺のこと、七月二十七日には「今日二時斬罪これあり、大久保殺人の由」とあり、また八月二十三日の竹橋騒動のことなども記されていて興味深い。

典獄日記

宮城監獄の典獄（もと松本藩家老）水野重教の日記である。西南戦争の国事犯罪囚に関係のある分、明治十年九月二十五日から明

治十四年までを集録した。

鹿児島県史料西南戦争第二巻の「西南之役懲役人筆記」解題によれば、国事犯罪囚人は宮城監獄が他よりも圧倒的に多い二九九名を収容した。そのため従来の監獄では収容しきれないので、これらの多数の懲役人を収容するために集治檻は明治十二年九月十三日来賓を迎えて落成式を挙行している。

さて宮城監獄に最初に国事犯を収容したのは十一年二月二十八日でこの日八十五名を収容している。以後国事犯は増加したのであるが、それについての記録はない。一ヶ月後の三月下旬から約一ヶ月東京・神奈川・埼玉府県監獄署を参考のために実地見学している。

懲役人の作業については「八幡丁石切場点検相越」とか、「乗馬にて放れ山石切場へ出張」「明神山点検、其の外囚徒就業場見分す」とかある。また仙台より遠く桃生郡雄勝浜石磐製造所へ懲役人数十人差し越したので実地点検に出発したが、その際作業の取締として椎原國幹(西郷隆盛母方の叔父)、三原經壽の兩人も同行している。

また十二年七月には大隈大藏卿一行が監獄に見え、十四年には明治天皇東北巡幸の供奉に従った松方内務卿一行が来ている。十二年十一月に国事犯の大立て者陸奥宗光・三浦介雄兩名が山形県から発配換になるので請取りに行き、県令・大書記官に無事請取った旨を報告している等の事件を記している。

さて西郷従道農商務卿が来署した時に直接礼を言うべき筈であったが、面会できなかったので県令へ依頼したことがあった。それは椎原國幹(叔父)初め数百人の鹿児島県人が在獄中は百事注意をうけ、署長に厚情を受けたことを感謝しているのである。このような事を物語る記事は日記によく見えている。それは赦免になった者が典獄のところへお礼に来たり、典獄自から赦免になった者の家へ出かけたりしているし、また放免謝礼として「来宅に付き早朝一酌す」とある。また早く赦免になった鹿児島の三原經壽から電報が来て近く赦免になる前原胤次へ金十五円立換を依頼され、前原に「金十五円貸渡す」と見え、水野典獄の人情溢れる懲役人に対する処置が、赦免後のお互いの心暖まる交流を生じさせたものであろう。

## 六鄰莊日誌

六鄰莊日誌は飢肥藩の家老・大参事であり歴史家であった平部嶮南が、その閑居六鄰莊において彼の畢生の大著「日向地誌」の編纂に従事しながら天保四年十九歳から明治十二年六十五歳までの四十七年の公私にわたる出来事を全十三冊にまとめて記述したものである。本書ではそのうち西南戦争関係の部分を集録した。本書の原本は嶮南の曾孫にあたる東京都在住の平部俊三氏が所蔵されている。昭和五十三年官崎女子短期大学野口逸三郎氏の校訂解題によって全文が熊本市の青潮社から発行されたが、本書はそれによった。

野口氏は「六鄰莊日誌」は日々書き続けられたものでなく、そのつど書き留められたであろうメモや、その他の史料に基き、後年のある時期に整理編輯されたものだろうといわれている。従って本書は西南戦争に際会した飢肥隊の人々の動向を後世によく伝える役割を果たしている。

飢肥隊は清武と合せて千八名の出兵者を出し、戦死者二百四名、負傷者百一名、処罰者三十七名を出している。

西南戦争起るや嶮南は暗殺のことがあれば、西郷隆盛等が政府に尋問するのは当然であり名義もあるけれども、飢肥で事をあげるのには名義は立ち難い。しかし鹿児島は同県内のことであるから傍観すべきでもあるまい。進退は汝の心に任せると愛孫俊彦に説く、これによって俊彦は飢肥隊に参加して敢然として戦場に赴く。しかし武運拙く緒戦の三月四日岩村の戦に腹部貫通の傷を受けて二十八歳で戦死する。この報告を受けた時の家族の嘆きは痛切である。そればかりでなく俊彦の一粒種知一も一歳十一ヶ月で病死し「惨愴の情に堪えず」と家族の悲運を嘆き悲しむ。しかしこのような状況にも拘らず歴史家としての嶮南はそれによって毫も筆を曲げず、飢肥隊の行動を適切に叙述している。飢肥西郷といわれた小倉處平の東京からの帰郷、参戦、活躍、やがて長井村における屠腹など、七月二十七日飢肥隊降伏、官軍の飢肥進撃、そして戦いのため山荘「抱膝庵」に避難していた留守の本宅に官兵の宿泊等がある。このような悲運のなかに「一晴一雨、二人の外孫、今日より日々山荘に來り学ぶ」の記事のあるのは、せめてものの心の慰めであろう。

## 明十騷擾日誌

底本は熊本県立図書館所蔵本である。天・地・人の三巻四冊から成り、三冊は古賀重徳、地の巻の二冊目はその父古賀徳載が著したものである。

著者古賀重徳は「余開戦來避<sub>ニ</sub>於各所<sub>一</sub>所<sub>ニ</sub>見聞<sub>一</sub>録<sub>レ</sub>之後編輯為<sub>ニ</sub>四冊<sub>一</sub>名<sub>ニ</sub>明十騷擾日誌<sub>一</sub>備<sub>ニ</sub>他日之参看<sub>一</sub>云<sub>レ</sub>」と著作の動機を巻頭に述べている。

第一冊目の天の巻は、明治十年二月十五日の西南戦争の勃発に筆を起し、三月廿四日で終わっている。熊本に住む著者や父は長迫村に難を避けるが、祖母は高平村に避難するというように家族わかれながら避難している。戦争初期の熊本の状況がよく記述され、二月廿二日薩勢城下に迫り四面熊本城を囲むや、熊本県士のこれに応ずる者惣帥池部吉十郎・櫻田惣二郎等をはじめ三千余人とある。また三月十三日には、「先頃より諸村々押入強盜頗る徘徊につき鎮撫社を設け、日夜出勤して逾盜難等の災害を除く」とあり、その鎮撫長として上田休（のちに斬罪）川尻に出張等の記録がある。

第二冊目の天の巻では、三月廿五日熊本本の戦禍を避けて甲佐郷下横田村砂留の親族の家に避難する。しかし黒田清隆等の背衝軍の八代上陸により薩摩は敗れ、戦場が甲佐・砥用・堅志田に及び、避難先が戦場となるので転々と避難先を移り四月末日別れ別れになっていた父徳載とも会い、祖母のいる犬淵村にも訪ねて行くようになる。

第四冊目の人の巻では、戦場が人吉に移ったので五月一日熊本に帰り、焼失した自宅の再建はこの段階では手がつけられないが家屋焼失の取立料として金十円を下賜されるなど戦後の復興に就いての準備のこともぼつぼつ考えられてくるようだ。またこの間五月末には数日の間段山・植木・向坂・田原坂等の激戦場の戦跡見学も行っている。毎日の記録は六月三日迄で、あとはまとめて書き城山陥落まで簡単であるが書きつづけている。

既述のごとく第一、二、四冊は古賀重徳著であるが、第三冊目は父の古賀徳載著となっている。これは子の重

徳は甲佐郷に避難したのにたいして父の徳載はじめての避難所高平村に留り、親子別れ別れになりながら、それぞれに記録を書き留めている。この三冊目は三月廿五日に始り、四月末に子重徳の避難先の砂留坂田家を訪ね、漸く子供とめぐり逢うところで終っている。しかし徳載の避難した高平村は植木街道に近い。従って三月末から四月はじめにかけての主戦場である植木・木留・田原坂等の激戦の記録をよく伝えていることは貴重である。

この明十騒擾日誌は民間人である古賀重徳とその父徳載の共著になるものであるが、家を焼かれ祖母・父・子と散り散りに避難するという苦しい境遇にありながら、それぞれの時期と場所における熊本側の西南戦争の記録をよく伝えている。なお戦争によって被害を受けながら、叙述は官薩何れにもかたよらず公平であり、客観的であることがこの記録の価値を重からしめている。また叙景などはなかなか名文であり漢詩や和歌を適当に入れているのも著者の教養をうかがわせる。

なお古賀重徳は号を龍巷と称し、和漢学を修め漢学者としてあらわれ、済々黌、熊本中学、第五高等中学校に奉職し、のち壺東女学校を経営し、昭和七年七十三歳で死去。父古賀徳載は医学、和漢学を学び、書をよくし詩文に長じたが明治二十五年七十九歳で死去した。

### 緊要書

原本は山形県鶴岡市所蔵である。三島文書西南戦争関係書類と表裏する記録である。

西南戦争勃発に当り西郷隆盛と関係の深い山形県鶴岡士族の向背は政府にとっては重大な関心事であった。そのため政府は有能な三島通庸を山形県令として送り、鶴岡士族に備えたが、三島県令が病氣療養のため東京に留っていたので、各種の対策を講じた。三島文書にあるように内務権大書記官船越衛を山形に派遣し、山形県大書記官薄井龍之と協力させたこともその一つであった。

本書は日比野次郎六等属の西村開拓大書記官、小牧少書記官宛の報告が主である。日比野は薄井大書記官に会い鶴岡の形勢を聞いたところ、薄井は東郷警部等の探偵書八通を示した。日比野はその探偵書を読んで二通の報

告書にして郵送したのであり、それ等が示されている。

本書には鶴岡士族の動向、それに対する政府の対策、米沢士族の動きなどを伝えている。また西郷従道・黒田清隆の松平親懷・菅實秀等に対する動きも伝えている。三島文書及び本書を通じて松平親懷の動向は伝えられているが、鶴岡士族に最も希望のあった菅實秀の動向が両書ともに伝えられていないのはなにか物足りない感があるのであり、菅の動きは「臥牛菅實秀伝」によるほかないであろうか。

### 三島通庸文書

本文書は国立国会図書館に所蔵されている三島通庸文書を山形県史資料編「三島文書」として刊行されたもののなかから西南戦争関係史料を選んだものである。文書は明治十年二月、三月のもので往復書翰と電報が大部分である。明治十年三月といえば田原坂の決戦が行われている時であり、もしこの時期に鶴岡士族が蹶起するならば新庄その他の士族もこれに応じ、やがて奥羽全体が雷同して後方より東京を突くようになったら、西南戦争の勝敗はどのようになっていたかわからない。

三島通庸は庄内藩出身の松平親懷に代って七年十二月酒田県令となり、九年八月山形県令に任ぜられ、旧庄内藩鶴ヶ岡士族に備えていた。しかし西南戦争がおこった時には、三島は病気のため東京にあって任地に居なかった。それで政府は鶴ヶ岡士族の動搖を鎮撫するため内務権大書記官船越衛を派遣した。船越は山形県大書記官薄井龍之と力を合せ、変に備えるため各種の対策を講じた。

二月十四日東郷中介六等警部、室田九等警部へ巡查五名を付し鶴ヶ岡へ派遣。二十一日には古澤陸軍大尉も来会し仙台鎮台より県庁保護のため二中隊出兵を要請。また巡查を募集しても間に合わないから、あらかじめ宮城・福島両県へ巡查五十名ずつ臨時借用の儀を依頼。二十七日警視局二等中警部佐藤士郎は岩倉、川路の命を受け来着。薄井大書記官・古澤大尉・貴島一等属・野間二等属等と集合しているとき野間を呼ぶものがあり、鶴岡破れたりとの探偵報告がある。それを聞いて警視局へ巡查三百名至急要求の電報及び宮城・福島両県へ臨時巡查借用

の依頼電報案を草したりしたが、これは誤報であったようだ。鶴ヶ岡は二十三、二十四日は騒然としていたが、二十五日に至り形勢一変し急に平穩になった。三月四日には陸軍権評事坂本純熙が東京より到着。山地中佐、大沼少佐と共に来県し、既知の松平親懷に親しく談話しようとした。(三月十一日坂本鶴ヶ岡より帰り親懷疑うべき点なし。)三月八日三島県令も病を押して着県。十三日松平親懷と面会のうえ説諭したところ親懷には決して異図なく請書も提出した。また鶴ヶ岡士族の居住地である第七大区区长・副区长、また鶴ヶ岡士族たちの請書も得、民間にある火薬等を買ひ上げたりして充分に鶴ヶ岡士族に備えたいうえで、三月十五日付三島県令は大阪出張の大久保内務卿あて「鶴ヶ岡の件安心されたま旨」の上申書を提出している。

このように政府および三島県令は鶴ヶ岡士族鎮撫のためあらゆる方策を講じて目的を達しているが、本文書はこれらの対策を示すものである。

#### 明治十年西南ノ戦役土佐拳兵計画ノ真相

原本は筆者廣瀬爲興が質問のために草稿の一部を送った林有造の遺族、高知県宿毛市の林淳氏所蔵本。筆者廣瀬爲興は土佐の宿毛の出身であるが、明治初年には高知城下へ移っていた。のち陸軍士官学校に籍を置いたが、帰郷して高知県庁に奉職し庶務課員をつとめていた。また一方では板垣退助、林有造等の立志社に關係していた。西南戦争が起ると土佐でも林有造を中心として立志社幹部によって拳兵が計画されたが、廣瀬はその密議に参加した十名のなかに加っていた。この十名のうち林有造氏旧夢談にあげている九名のうち片岡健吉、谷重喜、池田應助、山田平左衛門、平尾喜壽、島地正存、廣瀬爲興の六名は重複しているし廣瀬の名前もあげられている。

土佐派の見るところでは、薩軍の熊本城攻撃は約二千の兵で包囲し、主力は直ちに馬関をつくべきである。土佐軍は大阪城を攻略してこれを根拠とし、同時に松山城を攻撃し中国筋に突出し、薩兵に合体するという計略であった。大阪城の鎮台兵は西南征討軍に従軍して大阪には一、二個中隊しかいないから、元大阪鎮台司令官として大阪城内のことにくわしい谷重喜が当り、林有造が立志社はじめ各社の壮士並びに旧近衛兵士等五、六百の精



兵を提げて当れば大阪城占拠は容易であろう。

松山城攻撃には片岡健吉が指揮をして県下東西七郡に散在する古勤王党と各社の壯士を合せ約一千人で松山城を抜いて中国に進出し、ここで馬関から北上する薩軍と合流し、大阪城攻撃軍とも合体して進撃するという計画であった。

更に大江卓による大久保内務卿をはじめ大阪にある政府顯官の暗殺も計画されていた。要するに林は挙兵の主魁、大江は大匠暗殺の主謀者であった。

このような土佐派の計画であったが薩軍が熊本城に固執して上国に進出して天下に号令しようとの策を持たなかったため、板垣は西郷遂に兵を誤るといふ歎声を発し、土佐派の計画も功を奏しなかったと説いている。

なおこの記録は大正八年七月板垣退助の死去にあたり通夜の際林有造・大江卓のすすめによって廣瀬が起草したものであり、当時より四十年以上の年月を経ているので記述が多岐にわたっているが土佐派の計画を記したのもとしては、林有造氏旧夢談（明治文化全集第二十五巻雜史編、明治十五年岩手県獄舎に於て書いた手記）に次ぐものであろう。

## 例言

一本書は、「鹿兒島県史料西南戦争」全三巻のうちの第三巻として刊行するものである。

一本書は、東京大学史料編纂所々蔵の鹿兒島一件書類・鹿兒島県人民ヨリ賊徒へ用立候金穀調、国立国会図書館所蔵の「石室秘稿」中の磯島津家日記・明治十年日記、三島通庸文書中の西南戦争関係史料、長崎県立図書館所蔵の国事犯罪囚護送書類・非常書、鹿兒島県立図書館所蔵の鹿兒島県庁日誌・丁丑乱概・丁丑ノ夢、熊本県立図書館所蔵の明十騒擾日誌、阿久根市立図書館所蔵の阿久根戸長役所文書、西之表市立図書館所蔵の戦塵録、鶴岡市立郷土館所蔵の緊要書、立山米太郎氏所蔵の明治十年役薩軍資料、宇宿捷氏所蔵の西南之役従軍記、遠竹望氏所蔵の今般出軍中日誌、河東瞭氏所蔵の丁丑彈雨日記、平田ヨシ氏所蔵の日誌、桑山定省氏所蔵の丁丑野乗、萩原徹氏所蔵の旅日誌、水野襄二氏所蔵の典獄日記、平部俊三氏所蔵の六郷莊日誌、林淳氏所蔵の明治十年西南ノ戦役土佐拳兵計画ノ真相をそれぞれ底本とし二十四史料を収載した。これらの貴重な史料の掲載を許可されたがために、深く感謝の意を表す。

一適宜句点「、」及び並列点「・」を附した。

一漢字は原則として当用漢字を使用し、人名・地名等一部正字を使用した。特殊文字のノ・カ・フ・ハ・井は、それぞれシテ・ヨリ・コト・トモ・トキに改めた。

一変体がなは左の場合を除き平仮名に改めた。

江エ 者ハ 茂モ

一闕字・割書・小書・外国語は底本どおりとした。

一朱書は(朱)と注記し、その部分を「」でかこんだ。

一 頭注は、(頭注)と注記し、該行間に転記し、「」でかこんだ。

一 宋または墨で訂正された箇所は、訂正された語句を書き、抹消部分は記載しなかった。

一 原注は底本のまま用い、新たに注を附する場合は、( )を附して原編者の注と区別し左の要領によった。

(1) 地名の傍注は昭和五十四年四月一日現在の市町村名を示す。

(2) (ママ)は文意の通じない文字又は個所を示す。

(3) (〇〇カ)は疑問が残る箇所を示す。

一 磨滅虫損の箇所は□、解説不能の文字は■で示した。

# 西南戦争 第三卷 目次

口 絵  
解 題  
例 言

一	鹿兒島県庁日誌	一
二	国事犯罪囚護送書類	九五
三	鹿兒島一件書類	一三九
四	鹿兒島県人民ヨリ賊徒へ用立候金穀調	二〇八
五	阿久根戸長役所文書	三四七
六	非常書	三五四
七	丁丑亂概	三八九
八	磯島津家日記	四一二
九	明治十年役薩軍資料	四四〇
一〇	西南役従軍記(宇宿栄之丞)	五四三
一一	明治十年日記	五五七
一二	今般出軍中日誌(遠竹行方)	五九六
一三	丁丑彈雨日記(河東祐五郎)	六一九

目 次

一四	戰塵録	六六〇
一五	日誌(平田盛二)	六九七
一六	丁丑ノ夢(相良)	七三五
一七	丁丑野乘(桑山定芳)	七四八
一八	旅日誌(萩原兼善)	八〇七
一九	典獄日記	八四四
二〇	六郷莊日誌	八六一
二一	明十騷擾日誌	八九三
二二	緊要書	九四〇
二三	三島通庸文書	九五八
二四	明治十年西南ノ戦役土佐拳兵計画ノ真相	一〇〇三

# 鹿兒島県庁日誌

鹿兒島県日誌 明治十年分

三月廿一日 水曜日

山口裁判所長四等判事岩村通俊、西京行在所ニ於テ鹿兒島県令ニ任セラル、而謁見ヲ賜ヒ、且曩キニ山口県賊徒裁判ノ事ヲ聞シ召サル、

第七十九号

今般熊本城下ノ賊徒悉ク征討、残賊矢部ヲ経日向路へ脱逃候ニ付テハ、自然其県下へ潜伏ノ儀モ難計候条、嚴重遂搜索、無遺漏捕縛可致候、此旨相達候事、

明治十年四月十六日

四月十七日 火曜日

太政大臣ヨリ達書

鹿兒島県令岩村通俊

鹿兒島県大書記官田畑常秋官位被褫候ニ付、別紙辞令書

本人へ相達、九州臨時裁判所へ護送可致、此旨相達候事、

四月十七日

別紙

鹿兒島県大書記官田畑常秋

官位被褫候事、

明治十年四月十七日

行在所

太政官

四月廿二日 晴 日曜日

県令京都ニ上リ内務卿ニ謁シ左ノ一書ヲ呈ス

明治十年三月廿一日、通俊鹿兒島県令ニ任セラレ、感激何ソ極ラン、今ヤ該県前県令ハ既ニ囚ニ就キ、書記官モ亦官位ヲ褫ハル、是ニ由テ之ヲ觀ルトキハ、該県ノ官吏及ヒ士族ノ如キモ亦皆反賊ノ看ヲ為サ、ルヲ得ス、且ヤ反賊一タヒ平クト雖モ、乱後ノ人心如何モ亦測ル可ラサルナリ、是ヲ以テ此際海陸軍ヲシテ鎮撫ニ備ヒ、巡查ヲシテ警察ヲ嚴ニシ、之レニ加フルニ郵便船ヲ開キ以テ運漕ヲ便ニシ、電線ヲ布キ以テ音信ヲ通スルコト、此則チ着手上一大急務トス、而シテ叛賊平定ノ日、通俊官吏ト共ニ汽船ニ神戸ニ乗シ、直ニ赴ン、其汽船ノ如キハ暫ク

該港ニ繫キ、以テ非常ノ用ニ供スヘシ、然リ而シテ彼ノ官吏ハ賊否ヲ分タス、一旦官ヲ免シ、而シテ後チ用ユヘキモノハ之ヲ用ン、区戸長等ヲ処スルモ亦同シ、因テ先ツ之ニ代ルニ警部・巡查ヲ以テシ、大義名分ノ有ル所ヲ説明セシメ、亦之ヲ各区ニ揭示シ、速ニ県下人民ノ方向ヲ定メシメントス、若或ハ賊徒ニ強迫セラレ、米金ヲ出シ或ハ雜役ニ使用セラル、者ハ一切有シテ問ハス、且ツ病院ヲ設立シ瘡痍ヲ治シ、洽ク朝意ノ辱キヲ知ラシメ、或ハ目下凍餒ニ迫ルモノハ固ヨリ之ヲ撫恤シ、産ヲ破リ業ヲ廢スル者アラハ能ク授産ノ方法ヲ講シ、到底其生業ニ安セシメントス、抑該県ノ如キハ旧來ノ頑固、加フルニ乱後ノ紛擾ニ際シ、其県治ヲ図ル亦容易ニアラス、然レトモ事ノ緩急順序ヲ慮リ、遂ニ県治ノ章程ヲ履行セント欲スト雖モ、両三年ヲ出スンハ細大トナク成規定例ニ循フコト能ハサルヘシ、故ニ非常ノ時ハ非常ニ処スル固ヨリ論ヲ待タス、其平時ニアツテモ特ニ処分ヲ乞フコトアラントス、是通俊赴任前見ル所ノ大略ナリ、書シテ以テ清覽ニ供フ而已、

四月廿四日雨 火曜日

県令赴任ニ付参内謁見ヲ賜

汝僻郷ニ趣キ、非常ノ時ニ際ス、非常ニ尽力セヨ、  
四月廿五日大雨 水曜日

太政大臣ヨリ達書

鹿兒島県令岩村通俊

其県元大属今藤宏以下別紙名前二十一名、引渡場所追テ相達候条、予メ護送ノ用意可致置、此旨相達候事、

明治十年四月廿五日

別紙

元大属	今藤	宏
元中属	箕田	長作 <small>(補)</small>
一等属	右松	祐永
元一等警部	中島	健彦
元四等警部	中山	盛高
同	河野	通英
元六等警部	古川	源助
同	宮内	俊藏
十五等出仕	伊藤	一作
士族	篠崎	新平
同	島本	義澄
同	禰	寢
同	潔	

士族 平山龍助

同 木藤武章

同 春山行道

同 永吉小藤辭

同 谷口藤太

同 樺山資綱

同 仁禮景道

同 大久保規正

同 大久保一郎

四月廿七日雨 金曜日

川村參軍及大山・高島少将等兵ヲ率ヒ汽船ニ乗シ、肥後

地ヨリ鹿兒島ニ入ル、

四月廿八日晴 土曜日

昨日鹿兒島入港ノ官軍上陸、各処ニ戦線ヲ布キ、哨兵ヲ

置キ警備ヲ嚴ニスルヨリ人民大イニ恐懼シ、産ヲ捨テ業

ヲ止メ、老幼ヲ扶携シ市街概ネ近郷海島ニ遁ル、

四月三十日晴 月曜日

征討本営ヨリ達書

佐志 伊勢 花岡 日置 菱刈 種子島

右六郎、哨兵線ニ障碍有之、防禦手薄ノ場所ヘハ時宜

ニヨリ堡壘ヲ築キ、兵員入込為相守候ニ付、動搖不致  
候様、各主人ヘ至急可相達候也、

追て、家作等エ手懸候等ノ儀ハ無之候条、為念此旨  
申添候也、

五月一日晴 火曜日

午前三十分扶桑丸長崎港ニ入ル、

總督本営ヨリ海軍大佐仁禮景範ヘ達書

当分県令ノ心得ヲ以テ、事務取扱被 仰付候事、

県令心得ヨリ近接四県ヘ通知書各通

下官儀、本日当分鹿兒島県令心得ヲ以テ事務取扱可致旨

征討本営ヨリ御達有之、御請申上候間、此段及御通知候

也、

五月二日晴 水曜日

午前一時三十分扶桑丸鹿兒島灣ニ入ル、本日港上ニ碇泊

スル軍艦ハ龍驤・日新・筑波・春日・丁卯・高雄ノ六隻、

三菱会社ノ汽船扶桑丸ト共ニ四隻、汽船総テ十隻アリ、

又港隅ニ琉球船一隻アリ、此日男女老幼相携へ、家具什

器ヲ小舟ニ積込ミ、陸統トシテ逃レ去ル、上陸スレハ市

街悉ク空屋、人影甚疎ナリ、埠頭街上皆番兵アリ、戒衛



甚嚴ナリ、県令属官ト共ニ先ツ海岸ノ県庁出張所ニ憩フ、  
 (イ五月三日曇 木曜日)

島津久光父子将ニ櫻島ニ逃レントスルト聞キ、県令其邸  
 ニ就キ之ヲ止メントス、途ニ従者ニ逢ヒ、既ニ去ルヲ聞  
 キ果タサスシテ帰ル、

県庁ノ官金ヲ龍驤艦ニ預ク、

長崎県令北島秀朝へ掛合書

過日及御談置候通、捕縛拘留ノ者別紙人名書ノ通、右松  
 祐永外三名、九等警視属兼九等警部平林忠正ヲ以及護送  
 候間、追テ何分ノ儀相定候迄御預リ置有之度候也、

別紙略之、

四月廿五日太政官ヨリ御達相成リタル廿一名ノ者、本県  
 出張警視局ニ於テ取調候区分左ノ通、

明治十年四月  
 廿七日拘留

鹿兒島県元大属 今藤 宏

全 元中属 蓑田長億

全 一等属 右松祐永

西郷ニ随行出兵 元一等警部 中島健彦

全 元四等警部 中山盛高

全 全 河野通英

全 元六等警部 古川源助

西郷ニ随行出兵 元六等警部 宮内俊藏  
 西郷出兵前敵 元十五等出仕 伊藤一作  
 使ニテ出兵ス 士族 篠崎新平

全 出兵 全 島本義澄

全 高知辺エ戦使 全 福寝 潔

本年五月三日拘留 全 平山龍助

出兵 全 木藤武章

全 全 青山行道

全 全 永吉小藤辭

全 行衛知レス探偵中 全 谷口藤太

全 全 桃山資綱

全 全 仁禮景道

全 全 大久保規正

全 全 大久保一郎

右兩人ハ中原尚雄同様嫌疑ヨリ鐵壁ヲ受ケ、捕縛糾問ノ末問屋預ケ相成居、  
 今般出張警視局ニテ取調、不審ノ廉無之帰宿申達セラレ、何時ニテモ呼出シ  
 出頭可致者ノ由、出張警  
 視局ヨリ申シ来ル、

川村参軍ヨリ左ノ通り御達相成リ候旨通知アリ

今般当鹿兒島県警部并巡查被廢候ニ付、警察之儀ハ此際  
 其官ニ於テ夫々着手可致、尤巡回等諸般之儀ハ、県令エ  
 打チ合スヘク取計、且兵器所持、戦地進退ノ儀ハ従前ノ

通可相心得、此旨相達候也、

明治十年五月三日

川村参軍

田邊陸軍中佐殿

五月四日微雨 金曜日

(懸 命)

午後十一時三十分、旧城山新上院上院ノ方ニ当リ、始テ砲声ヲ聞ク、十二時山口馬場士族菱刈本之丞宅(イ助)ニ放火アリ、暫クアリテ鎮火ス、賊ノ所為ナリト云フ、是ヨリ先キ川村参軍、旧小松帶刀邸中士族長崎用藏ノ宅ヲ以テ征討本営トシ、此ニ居ル、高島少将第一旅団六大隊、田邊中佐第三旅団二大隊、曾我小将第四旅団ヲ率ヒ、大山少将拔刀隊一中隊凡ソ百五十名ヲ指揮ス、市街ノ四方皆消兵線ヲ布キ、外部ハ旧船手ノ河涯ヨリ新上橋・西田橋・武ノ橋ヨリ川尻ニ至リ、山手ハ新上院後ノ山ヨリ旧城山ノ内和泉崎岩崎ノ北ヨリ山脈ヲ東ニ涉リ、又旧厩新橋石蔵隅ヨリ海手辺迄ニ及フ、内部ハ山口馬場・高見馬場・天神馬場・千石馬場・山下橋・大手橋等ニ胸壁ヲ築キ、昨日ノ探偵ニ因レハ、賊ハ蒲生ヲ本営トシ、一手ハ加治木・重富、一手ハ下田・川上ノ兩村ヲ經テ西田村・武村上ノ園辺ヘ屯集ス、又タ別府督介・逸見十郎太・貴島卯太郎等ハ、蒲生ノ賊加茂郷・加治木郷・吉田辺ニアリト云フ、

陸軍中將兼議定官二品親王東伏見貞愛上陸シ、島津久光ノ邸ニ在リ、此日征討本営ヨリノ通知ニ基キ、賊徒追々襲来ノ形勢アルヲ以テ、哨兵線外ノ人民ヲ立退カシメ、且内外ノ往来ヲ禁ス、於是人民大ニ驚愕シ、家具ヲ提携シ、或ハ什器ヲ埋藏シ、哨兵内外ノ雜踏殊ニ甚シ、如此通路梗塞スルニヨリ、内外人民ノ県庁ニ来テ鑑札ヲ乞フモノ頗ル多シ、曩ニ県庁出張所ニ居ラシメタル官員及其家族等ヨリ県庁内ニ移転セシメ、第六課ニ命シテ糧食ヲ供給セシム、

本朝来追々賊徒襲来ノ報知有之候処、已ニ只今一里位ノ処ヘ相見ヘ候報知有之候間、昨夕着港ノ五大隊兵士上陸為致候旨、川村参軍ヨリ報知アリ、  
新タニ仮定シタル仮病院ハ元医学所ニシテ、哨兵線外ニアリ、此際兵襲ニ係ルモ難計、俄カニ之ヲ庁中ノ元第二課跡ニ移ス、

本日ヨリ夜衛ヲ戒嚴シ、本県官員并ニ裁判官員モ亦一同交番ヲ以テ終夜庁中ヲ巡邏ス、

征討繪督本営ヨリ達書

磯島津從三位邸哨兵必要之地ニ付、兵隊入込候条、右至急可相達候也、

五月四日

右御達ニ付、二等属伊藤市郎・五等属大江暹ヲ以テ其旨ヲ達ス、家扶新納時ナル者之ヲ領諾ス、

第十三・四号ノ布達ヲ揭示ス

第十三号

暴徒追々襲来ノ趣ニ相聞候条、庁下哨兵線外ノ人民立退候様、至急相達候也、

但哨兵線内之人民ハ立退ニ不及候事、

五月四日

征討総督本營

右之通御達相成候条、此旨布達候事、

第十四号

暴徒追々襲来ノ模様ニ付、兵備ノ都合有之、陸地哨兵線ノ往来ヲ禁シ、且御用船ヲ除クノ外大小船舶入港差止候条、此旨相心得、至急其向ヘ可相達候也、

但出港ノ船舶ハ検査ノ上、不都合無之候ハ、出帆差構

無之候也、

明治十年五月四日

征討參軍川村純義

右之通御達相成候条、此旨布達候事、

五月五日雨 土曜日

午前四時五十分、西田橋両涯・新照院旧大徳寺上・和泉

崎岩崎辺ニ於テ開戦ス、五時三十分始テ西田町片馬場・

後馬場・柿本寺辺ニ放火ス、午前九時二十分、築地滑川

行屋通り辺ニ放火ス、是ヨリ先キ午前六時、県令寛判事

等ト共ニ雨ヲ冒シテ旧城山ニ登リ、戦地ノ実景ヲ巡見ス、

第十六号 告諭書

管下嘯集ノ暴徒、一旦肥州ニ闖入シ王師ニ抗抵シ、其罪

素ヨリ誅ヲ容レズ、因テ不被為得已御征討被仰出候次第

ニ有之、然ルニ其本原タル当初前県令大山綱良ヨリ、中

原尚雄以下ノ口供相添ヘ布達セシ趣モ有之処、右口供ノ

如キハ拷問ノ上出来セシモノニテ、全ク以テ信拠スヘカ

ラサル儀ニ有之、然レトモ尚東京ニ於テ裁判所ヲ開カレ、

大山綱良ハ勿論其他夫々糾問ヲ遂ケラレ候ニ付、不遠至

理至当ノ御処置可相成ハ必然ニ有之候、曩ニ大山綱良ヨ

リ布達セシ旨趣ヲ妄信シ方向ヲ誤ルヘカラス、殊ニ賊鋒

挫折シテ今日ノ敗衄ニ及ヒ、日州ニ潰走スルヲ以テ、県

下ニ復帰シ再ヒ良民ヲ可害モ難計ニ付、朝廷深ク人民

ノ保護ヲ要セラレ、現今鹿兒島表ニ海陸軍及警視隊ヲ派

遣セラル、然リト雖トモ最前暴徒ニ脅迫セラレ、附和隨

行セシモノ、其他前非ヲ悔悟シ謝罪自首スルニ於テハ、

速ニ征討総督ヘ具状ヲ遂ケ寛典ノ御処置ヲ仰クヘク、加

之仮令一時賊軍ニ党シ、戦地ニ臨ミ傷痍ヲ受シモノト雖

トモ、至仁好生ノ御趣意ヲ以テ、一切官費ヲ以テ療養可

為致事ニテ、既ニ通俊赴任ニ際シ熟練ノ医員且藥品等相

提携シ、新ニ病院ヲ設置シ、人民非命ノ死ニ陥ラサル様

厚ク注意シ、速ニ開院候条、此等 朝意ノ在ル処ヲ衆人

ニ告示シ、一人タモ良心ヲ感発セシメ、且ツ非命ノ死ヲ

救ヒ度志念禁スル能ハス、仍テ告諭ス、各自早ク之レヲ

監ミ、反正帰順スル処アレ、

第十七号

先般暴挙ノ際一時方向ヲ誤リ候者、先非悔悟ノ上致改心

帰順致度面々ハ、左ノ雛形通書面相認、戸長奥印ノ上本

人或ハ親戚ヲ以テ至急可差出、此旨相達候事、

五月七日晴 月曜日

五日以來瘻炎益盛ナリ、夜々小戦アリ、島津家詞堂<sup>(副)</sup>淨光

明寺焼失、

川村参軍ヨリ達書

当地開戦以來混雜ノ紛ニ人民ノ家屋へ立入、猥リニ家財

ヲ取出シ候者有之哉ニ付、右不審ノ者ハ巡查ヲ以テ物品

取調為致候条、此旨相心得、各部下へ無漏可相達候也、

明治十年五月六日

川村参軍

各旅团长宛

川村参軍へ伺書

各旅团长へ御達ノ写相添へ、犯罪人ハ其口供ヲ附シ本隊

へ引渡云々ノ御達ハ、軍属ニ関スル傭人等ノ儀ニ候哉、

又ハ軍属ニ関セサル一般士族・平民ノ犯罪ニテモ旅団へ

送付致シ、此際裁判所へハ不関儀ニ候哉相伺候也、

同回答書

巡查ニ於テ取押、其具第四課へ差送ル各旅団ノ犯罪人ハ、

口供ヲ付シ本隊へ引渡云々ノ儀ニ付、被問越候趣致承知

候、右ハ全軍属ニ関セサル一般ノ士民ハ無論、其県ニ於

テ処分可致筈ニ有之候条、此旨及回答候也、

別動隊第一旅団会計長平部副監督ヨリ掛合書

土壘築造用竹木并空儀・縄ノ類、貯蓄品殆ト払底ニ至リ、

購求方種々着手致候得共、一昨朝開戦以降ハ近傍人民逃

走候ニ付、買弁ノ道絶果大ニ差闊罷在、然ルニ從來人民

所有之分未タ市内中所々ニ相見候ニ付、御庁ヨリ御立会

ノ上右品柄員数且所有主等明細取調、一時急場ノ用ニ相

充テ、後日ニ至リ適當ノ代価下渡候様致度候ニ付、一応

及御懸<sup>(合)</sup>会候条、至急何分ノ御回答有之度候也、

右ニ付仮リニ左ノ方法ヲ設ケ、何時ニテモ官員差出可

申旨回答ス、

官用ノ為メ不得止其逃散シタル人民ノ遺留物ヲ使用スルハ、県官区戸長ヲ率ヒテ其求ル所ノ官員ト共ニ物品主ノ家屋ニ至リ、戸長ヲシテ倉庫窓牖ヲ開放シ物品ヲ点検シ、戸長ノ帳簿ニ記載セシメ之ヲ官員ニ渡スヘシ、而后其倉庫ヲ閉チ鎖鑰ヲ施コシ、必ス之ヲ封印シ、所有主ノ所在ヲ知ル時ハ、戸長ヨリ之ヲ本人ニ報知シ、若所在ヲ知ラサル時ハ、使用シタル物品ノ細目ヲ詳記シ、以テ其所有主ノ軒下等ニ揭示スヘシ、

県令ヨリ西郷隆盛ニ贈ル書

足下挙兵已來肥後ニ屢王師ニ抗抵シ、一時猛烈ヲ極ムト雖トモ、遂ニ大ニ潰ヘ、再ヒ事ノ為ス可カラサルヤ知ヘキノミ、而シテ尚鋒ヲ回シ士民ヲ煽動シ干戈ヲ弄スルハ、其心安クニ在ルヤ、通俊襲ニ乏ヲ鹿兒島県令ニ承ケ、今県庁ニ在リ專ラ人民ノ安寧保護ヲ謀ル、足下亦幼ヨリ此地ニ長ス、豈其慘毒ヲ快トスルノ意アラランヤ、早く之ヲ顧ミ、衆ニ代リ罪ヲ謝シ、一人タモ非命ノ死ニ陥ラサラシメハ、是レ則身ヲ殺シ仁ヲ為スノ一端ニシテ、既ニ順逆ヲ誤ルモ聊カ之ヲ償フモノ有ン、通俊牧民ノ官ニ在テ痛嘆ノ至ニ耐ヘス、為メニ一書ヲ贈リ、副ルニ此告諭書

ヲ以テス、幸ニ監ル処アレ、不宣、

明治十年五月七日

鹿兒島県令岩村通俊

西郷隆盛殿

五月八日晴 火曜日

三方ノ兵燹尚未タ熄マス、昨夜賊軍數百近郷ニ來集スト云フ、

遊撃別手組所謂拔刀隊ハ、終日無事ナルヲ以テ、暴戻ヲ制シ難シ、依テ平ノ馬場深見休八カ教場ニアル擊劍道具ヲ借用シ、擊劍演習ヲ以テ消日致サセ度旨大山少將ヨリ申來ル、何時ニテモ立合保証スヘキヲ回答ス、

長崎県令ヨリ掛合書

元御県傭独逸人カラーメル氏先般貴県引払ノ際、当用品ノミ携帯致シ、其他ハ住宅ニ残シ置キ、召使辨次郎ト申者ニ保護為致置候由、然ルニ此節貴地ヨリ來ル汽船乗組ノ外国人ニ伝承スルニ、昨今官軍多ク御操<sup>船</sup>込相成、同人ノ居宅等モ総テ兵士ノ止宿所ニ被充候趣ニテ、多少家具毀損モ難量ニ付、御県へ出向候テ夫々所置致度旨申シ出デ候得共、方今開戦ノ趣ニモ相聞ヘ、何分難聞屈筋ニ付説諭相加ヘ、自分罷越候儀断念致シ候ヘ共、頗懸念ノ体ニ相見エ候間、果シテ同人伝承ノ通物品ノ毀損モ有之候

ハ、必ス他日ノ紛論ニ涉リ後患ノ釀成モ難計ニ付、右所屬ノ物品ハ追テ彼等進退ノ御指令有之迄、成丈毀損無之様御保護相成度、且又同御備蘭人スケツプル氏妾セイト申女、今以貴地ニ罷在、同人不在中カラ一メル氏ノ委托ヲ受ケ居候者ノ由、万一混雜ノ際不慮ノ過チ有之候テハ、殊更相濟不申儀ニ付、可成ハ当地迄引払為置度段併テ願出候間、御差聞無之候ハ、便船ヲ以テ御差送相成度、尤右セイ看護致シ居リ候由ノ物品ハ、同人為立合封印之上、貴庁ニ於テ一同御保護相成度、此段及御掛合候也、

十年五月八日

五月九日微雨 水曜日

摠督本營ノ命ヲ以テ大沼少佐来リテ云ク、哨兵線外武橋ノ近辺ニ幾許ノ嫗媼婦嬰アリテ、胸壁外ニ輻湊シ、皆号泣シテ其帰向スル所ヲ失フ、県官速ニ彼地ニ到リ慈悔ヲ以テ誘引セハ、必ス帰向スル者多カラント、此ニ於テ大江暹・柴太一郎ノ兩人命ヲ受ケテ彼地ニ至リ、新県令赴任以來深ク人民ノ疾苦ヲ愍ミ、目下凍餒ヲ迫ルモノハ何レモ御救助ノ恩典ヲ蒙ルヘキ旨ヲ諭ス、

磯紋油会社ノ番人等逃去リシ後、該会社中ニ遺物米拾八俵・金三十拾円八拾七錢五毛有、海軍少尉補安任保弘監護

致シ居、県庁ニ引渡旨申来ル、依テ三等屬新島善之・五等警部大瀧新十郎ノ兩人ヲ遣シテ金穀ヲ受取ラシム、其内承惠社發行ノ金卷一円壹枚、五拾錢式枚アリ、

承惠社金券ノ図

(國アリ、後起ス)  
縦横寸法図ノ如シ

右文中撫育・承惠両社云々、承惠社ノ起立ハ未タ分明ナラサレトモ、撫育会社申合規則ナルモノ、如シ、金券製造高モ分明ナラサレトモ、旧四等屬兼田長傳カ裁判所ニ白セシ口供ニ依レハ、淵邊群平・逸見十郎太・別府晉介戦地ヨリ立戻リ、旧六等屬鎌田政直ニ談シ承惠社ニ命シ、同社ヨリ願書為差出製造シタル金高六万円ニシテ、既ニ発行スルモノ四万円、残り式万円ハ未タ発行セスト云フ、  
上吉野橋近傍入来院邸、千石馬場伊勢邸、武ノ橋近傍新屋敷三原佐吉邸ヲ以テ救恤取扱所ニ取極メタル旨、  
川村參軍ニ上陳ス、

川村參軍ヨリ左ノ通各旅団長ヘ御達シ

相成候旨通達

過日開戦ノ際一時立退キ候輩ニテ、此節自宅ヘ立戻リ度者、及ヒ兵火ノ為メ居宅焼失致シ他ニ寄リ処無之者等有

表

朱印 實 証書 番 三百貳拾三ノ

朱印 珍

朱印 李 敦 明治十年四月

金壹圓 承惠社 之印

朱印 兼 政

朱印 臣 真

承惠社

表

印影前ニ同シ

証書 番 貳百四拾三ノ

金半圓 承惠社

明治十年四月

裏

此表借金返弁ニ付テハ撫育承  
惠兩社合金三千七百五十円ヲ  
以テ月 金返弁可申函亦 大坂工  
通商金融調上候上ハ多少ヲ不  
問引換可申者也

裏

文面前ニ同シ

朱 金半圓

之裁ニ付、右等ノ内十歳以下七十歳以上ノ男子及婦人ハ、  
年齢ニ不拘当分無鑑札ニテ哨兵線通行差許候条、取調ノ  
上相違無之候ハ、上方限ノ者ハ吉野橋近傍入來院邸、  
下方限リノ者ハ千石馬場諏訪伊勢邸并ニ武ノ橋近傍三原  
佐吉邸救恤取捨所イモエ護送致シ候様、各部下エ無遺漏至急  
可相達候也、

但夜中ハ此限ニ非ル義ト可相心得候也、

十年九月九日

川村參軍

曾我少將殿

高島少將殿

田邊中佐殿

東京臨時裁判所玉乃二等判事ヨリ電報

其県旧官員ノ内死刑ニ可相成ハ暫時見合セ貰タシ、大山

綱良ニ引合有之ニヨリ裁判所エ通知有之度云々、

征討総督官ヨリ達書

鹿兒島県

其県下鹿兒島へ九州臨時裁判所出張所設置候条、此旨相

達候事、

明治十年五月

同

鹿兒島県

福岡エ設置候九州臨時裁判所ヲ長崎へ移行候条、此旨相  
達候事、

明治十年五月九日

五月十日晴 木曜日

十歳以下ノ男子及婦人ハ年齢ニ不拘無鑑札ニテ荷  
物並ニ米金ノ類持参イタシ哨兵線通行被差許度旨

征討本営へ稟請ス依テ同營ヨリ各旅団長へ達書

十歳以下七十歳以上ノ男子及婦人ハ、年齢ニ不拘当分無  
鑑札ニテ哨兵線通行差許候段、昨日相達置候処、右等ノ  
者ハ荷物並ニ米類トモ無差支出入為致候様、至急各部下  
へ可相達候事、

明治十年五月十日

川村參軍

曾我少將殿

高島少將殿

田邊中佐殿

鹿兒島県

追テ哨兵線側迄運ヒ来リ居候者モ多分有之趣ニ付、本  
文通行之大至急達方可取計、此旨副達候也、

当地未タ陸軍囚獄ノ設無之ニヨリ、軍人軍属徒刑若クハ、

懲役処断之者本県懲役所ニ於テ他役囚同様使役取計度旨、

軍団陸軍裁判出張所ヨリ依頼ス、依テ本県未タ懲役所ノ



設無候得共、追々設立ノ積リニ付、処分済ノ者ハ被差送度旨回答ス、

行在所太政官へ上申書

(記脱)

先般御渡ニ相成候当県大書官田畑常秋官位褫奪御辞令書、

右同人伝達前已ニ死去候ニ付則返上仕候、此段上申候也、

五月十一日晴 金曜日

河野幹事・岸良大検事・加納少検事・大塚五等判事・香

川一級判事補・柳川一級判事補・今井一級検事補・小河

平三級検事補、本日着港ノ敦賀丸ニ乗組上陸シ、県庁ニ

来ル、

河野幹事当地出張ノ上、県令ト共ニ左ノ条件及ヒ重刑ハ

凡テ長崎ニ於テ所決スヘキコトニ協議セリ、

鹿兒島ニ在ル賊徒処分ノ区別

一懲役一年以上見込ノ者ハ、仮口供ヲ取り長崎九州臨時

裁判所へ送致スヘシ、

一懲役百日以下見込ノ者ハ、鹿兒島出張臨時裁判所ニ於

テ専決処分スヘシ、

右擬律権衡ノ義ハ実地ニ就テ協議スルヲ要ス、

五月十三日雨 月曜日

本日十二時ヨリ谷山郷ニ大斥候ヲ出ス、県令属官数輩ト

共ニ武ノ橋ニ至リテ行軍ヲ見、兵員凡ニ中隊ナリト云フ、時ニ哨兵線外ニ立退キタル婦女女子等陸續トシテ救恤取扱

所ニ往来スルヲ見ル、皆蹠蹠ニシテ雨ニ濡レ奮轟ヲ担フ

者アリ、幼嬰ヲ提抱スル者アリ、彷徨躊躇スル者アリ、

何レモ多少ノ醃菜魚飯ヲ携へ皆羶然トシテ胸壁ノ間ヲ出

ツ、其状憫痛スヘク実ニ目視ニ堪サルナリ、此日ノ行軍

ハ主トシテ郡元ノ哨石庫ヲ焼クニアレハ、敢テ戦鬪ヲナ

サス、帰營ノ際谷山郷副戸長吉井仲圭ヲ縛シテ帰ル、

川村参軍ヨリ達書

哨兵線内士族屋敷ハ勿論、町家ニ至ル迄空虚ノ土蔵等錠

前捻放シ家財ヲ引出シ、其儘捨置候場所間々相見得候ニ

付、右ハ外見上於テモ別テ不宜候条、散乱相成居候物品

ハ可成丈夫々取纏メ、一ト先ツ従前之通入付之上、県庁

ノ封印致置、追テ持主罷帰候上引渡方致候様取計、此旨

相達候也、

但人夫ノ儀ハ入用次第一旅団へ掛合使用可致候、

五月十三日

兵燹ニ罹リシ家屋ヲ調査セシム、其概略左ノ如シ、

西口

線内

	西田橋ヨリ千石馬場入口両辺通	凡二十戸		通計凡千三百五十二戸	
	線外			西南口	
	西田町通一面	凡千戸		線外	
全				上ノ園	凡百五十六戸
	西田後馬場之内鷹馬場一円	凡二十戸		全	
	全石壇馬場一円	凡三十戸		高麗町	凡二百七十八戸
	全下馬場一円	凡三十二三三戸		全	
	全中馬場一円	凡三十三三戸		下荒田	凡二百四十八九戸
	全薬師馬場一円	凡三十戸		全	
	全肥田河原一円	凡五十戸		上荒田	凡三百二十三戸
	線外			北口	
	新正院上通ヨリ川迄一円	凡五十戸		線外	
同				(懸) 上立馬場一円	凡三百五十戸
	西田町左辺片馬場一円	凡三十戸		全	
全				同裏通一円	凡二百戸
	草牟田四分ノ一	凡五十戸		線内	
	線内			大小路口一円	凡百戸
	柿本寺道	凡七戸		全	
全				行屋通一円	凡五百戸
	上ノ平	凡十九戸			

線外

車町一円

凡百五十戸

内ノ丸

凡百五十戸

全

大小路口小路一円

凡二百戸

城ヶ谷

凡七十戸

全

向築地九分通

凡四百戸

冷水

凡百五十戸

全

清水馬場一円

凡二百三十戸

諏訪神社

全

横馬場一円

凡二百五十戸

春日神社

全

町口一円

凡五十戸

浄光明寺

全

家鴨馬場一円

凡二百十五戸

救恤取扱所ニ来リテ救助ヲ願出ル者男女二百四十人、  
施ス所ノ米二石八斗三升ナリ、

全

旧福昌寺門前一円

凡百戸

五月十四日雨 火曜日  
河村参軍へ上申書

全

後迫

凡六十戸

哨兵線内士族屋敷ハ勿論町家ニ至ル迄空虚ノ土蔵等錠前  
捻切り、家財ヲ引出候儀間々相見へ候ニ付、取締筋ノ儀

全

上ノ馬場一円

凡二百戸

云々御達ノ旨承知仕候、就テハ官員派出ノ上其首尾可致  
候得共、散乱ノ物品従前之通入附候儀ハ其見留難相立ニ

付、夫々ト纏メニ致シ封印可取計候、尤当節県庁ニ於テ巡查無之場合ニ付警備筋不行届ハ勿論ニ付、今後右等ノ要業無之様取締之儀其筋へ御殿達相成度、此旨御回答旁御依頼仕候也、

追テ本日別紙之通掲示取計候条、此旨添へ申上候也、

第二十九号・三十号ノ布達ヲ揭示ス

第二十九号

哨兵線内士民立退跡ノ土蔵等へ何者共不知猥ニ立入、家財等引出シ其儘捨置候場所相見候ニ付、人民保護上ニ於テ難差置次第ニ付、官員派出ノ上散乱ノ物品ヲ取纏メ、此上ノ損害防止ノ為封印取計置候間、追テ帰家ノ上申出次第解封可致候条、此旨為心得布達候事、

第三十号

今般兵變ニ罹リ飢餓ニ迫ル者ハ、夫々御救助被仰付候旨、第二十二号ヲ以テ及布達置候得共、尚家屋灰燼ニ属シ、目下雨露ヲ凌キ兼候者於有之ハ、御規則ニ照ラシ小屋掛料可貸下候条、早々可願出、此旨布達候事、

五月十五日雨 火曜日

勅使侍従長従三位東久世通傳征討總督本營ニ来ル、

五月十七日晴 木曜日

川村參軍へ上申書

哨兵線内士族屋敷等立退跡取締之儀ニ付、過日御達之趣有之、其節申上候通官吏差出シ、每家散乱ノ物品取締可仕ニ付テハ今後警備筋之儀、其筋御殿達相成度具申仕置、去ル十四日ヨリ官吏差出シ、各戸取調之上倉庫及門鑰ハ夫々封印致置、尚昨十五日前同様官吏差出シ候処、既ニ二十四日取締置候分大半破封狼藉ノ痕跡有之、加之高見馬場通西之末某之邸為取締、官員罷越候節、別働隊第一大隊ニ中隊織田六藏其他兵卒及人夫等、右邸内ヨリ刀劍ヲ携へ出候儀有之事ニ相聞へ、如此ノ次第ニテハ過日御達ニ仍リ夫々取締計候儀モ到底水泡ニ帰シ、取締難相立候条、此上警備筋之儀如何之御運ヒニ可相成哉、本日官吏出見合置一応具状候条、何分ノ御達被下度、此旨申上候也、

五月十八日雨 金曜日

前県令大山綱良在職中雇入外国人「シケツペル氏」外五人処分ノ儀ニ付、御用掛小野修一郎ヲ西京ニ遣シ、大久保内務卿へ伺ノ上、都合ニ依リ東京ニ至リ所分セシメ、且大坂・東京其他地方ニ於テ本県新任ノ属官ヲ採用セシム、

小野修一郎ヨリ伺書

和蘭人 シケツペル

一 雇期 明治九年五月廿一日ヨリ  
全十二年四月卅一日迄

一 雇期 明治九年一月一日ヨリ  
同十年十二月卅一日迄

一月給 金百円

一月給 金三百七拾五円

一 職務工長

一 職務英学并算術教師

独人 クラマル

同国人 コツプス

九年八月廿五日条約

一 雇期 明治七年一月一日ヨリ  
全十年十二月卅一日迄

一 雇期 明治九年九月一日ヨリ  
全十一年八月卅一日迄

一月給 金二百五拾円

一月給 金二百円

一 職務英仏独逸学教師

一 職務植物学教師

英人 ウキルリアム・ウキリ

ス

九年四月廿九日条約

一 雇期 明治九年五月一日ヨリ  
全十二年四月卅一日迄

一月給 金六百円

一 職務医学教師

右三名人民雇ノ段九年七月卅一日届書扣有之候、

右外國人雇入ニ付書類取調候処、御届済扣相見へ候者アリ、或ハ無キ者アリ、条約書ノ如キモ亦然リ、其雇主モ御届ト条約面ト齟齬致候間、於東京主務官省ニ就キ取調、猶不分明ノ廉有之候ハ、其筋へ申入、旧県令大山綱良承糺シ竟ニ県庁雇ニ歸スル者ハ各人在留ノ地方長官ニ依頼シ、穩当ノ談判相整候上ハ県令ノ名ヲ以テ解雇取計可然哉、

和蘭人 チツセン

一 雇期 明治九年五月廿一日ヨリ  
全十二年四月三十日迄

一月給 金六百円

一 職務水理工師

和蘭人 アルンスト

一 ウルキス条約書

一 チツセン条約書

原書一葉  
訳書一葉

但本文取調ニ不取掛中先ツ内務卿ノ意見ヲ伺ヒ、若解約等ノ処分暫時見合候様被申聞候ハ、其意ニ可然哉、右ニ付左ノ条約携帶致候テ可然哉、

一クラマル条約書

原書 一葉  
訳書 一葉

右之条件相伺候也、

十年五月十八日

指令 本文申立之外解雇償金ノ儀ハ篤ト見込相立、帰

県之上具状可致儀ト可相心得事、其他伺之通、

従前官員等カ遺ス所ノ故紙中ニ得ル所ノ外国人等

カ書類

ウエルリス氏開聞獄ニ登ル記

不肖ウエルリス謹テ書ヲ薩摩知事公属官諸君ニ呈シ以テ

請フ、知事公ノ不肖ヲシテ海門登山ノ許可ヲ受ケシムル

ノ厚恩ニ向テ足下等不肖ノ為ニ万謝アラシコトヲ、

抑モ海門山ハ鹿兒島灣口ニ位置シ、其ノ岳頂ヨリ大陸小

島ノ眺望実ニ佳景名状スヘカラス、尋テ処々ノ温泉ヲ檢

査スルニ傷冷毒ノ病症ニ多少ノ効顯アリ、然トモ通常該

温泉ニ沐浴スルノ用法ハ却テ衰弱ノ趣向アリ、故ニ多ク

ハ身体ヲシテ数種病ノ起因ニ属セシム、加之其温度或ハ

百十一度或ハ身体ノ度ニ過分スル十四等ナル者ヲ目撃ス、

而シテ不肖經過セシ地毎ニ必ス火炭ノ在ル有テ、夥多食

物ノ成熟ニ適ス、就中甘薯ノ如キハ充滿有余ト云ヘシ、

不肖想フニ貧者ノ食スル甘薯ニ牛酪牛乳ヲ加フル者ハ其

健康勢力ヲ振興スルニ尤モ肝要物ナリトス、野菜物動物

ト半混シタル食物ハ身体ノ健壯ヲ長保ス、当州ハ其住民

ノ食物ヲ生産スルニ足ルト、此旅中実ニ快事妙説ヲ聞見

ス、就中霧島・櫻島・海門・宇和島嶺頂ノ平行併テ海門

岳上其凹形ナルモノハ即チ池田ノ水海ヲ為シ、風景真ニ

愛賞スルニ尚余アリ、

前件ノ如ク旅中大愉快ヲ尽スハ其全ク同伴ノ岩下君初メ

諸君ノ尽力ニ係ルナリ、故ニ今爰ニ之ヲ謝ス、願クハ足

下不肖カ心情ヲ知事公閣下ニ貫通セラレンコトヲ、不肖

頓首再拜、

明治四年五月十九日 鹿兒島寄留

ウエルリヤム・ウエルリス

薩摩知事公属官諸君足下

鹿兒島千八百七十一年五月十五日

一屍解体ノ儀ハ医術教道ノ必用ニ付、尚又政府御配慮被

下度、深ク奉願上候、

一当年正月十二日 皇國 其ヨリ差上候達書、今一度被為在

候様奉願上候、

一戦争ノ時ニ当リテ巧手外科ノ必用ハ政府慥ニ御承知有

之通、手負ノ身命ヲ救ヒ手負ノ療治拙キヨリ軍勢常ニ

勇氣ヲ落スノ弊ヲ禦キ候、

一医生解体習業無之候テ每人ノ憂患多少ノ疾病瘡傷ヲ療スル職務ノ業ヲ求ル事有之間敷候、

右某勤ニ有之候間明白ニ申上候、以上、

ウエルリヤム・ウエルリス謹言

鹿兒島県令大山綱良殿

鹿兒島県千八百七十二年一月一日

這今設置有之候病院中諸室八個処ノ分ハ、每一個月ニ一度宛張付ノ修繕アランコトヲ其筋ヘ御下命被下度候様、薩摩政府ノ長官ヘ某謹テ希望仕候、尤モ此等ノ金額即チ三四円位ハ失費モ可有之候得共、元来不精ナル張付ハ寒風ノ時節ニ至リ候ハ、直ニ破壊可致候、將又當時ノ病院ハ希臘國ノ如キ、或ハ吹羅巴州中ノ王国ニ均シキ数百万ノ人民ヲ保護セル邦國ノ仕方ニモ足ラサル程ニテ、今此數千郷ノ統轄ヲナセル薩摩政府杯ニハ不適當ナル者ト恐愕致ス処ニ御座候也、

ウエルリヤム・ウエルリス手記

大山県令閣下

五月二十日晴 日曜日

県下第二大区十小区式番地平民田邊爲太郎ナル者、商人

五六名ト共ニ官軍入県以降兼テ第一旅団被服課、其他ノ

軍衙ニ於テ用達被申付居タルニ、開戦ノ後同志ノ者ハ皆遁逃シ、爲太郎独リ依然トシテ奉務ス、然ルニ去ル十日糧食課病院其他第一大隊用品買求ノ爲メ、自船ヲ以テ谷

山ヘ至リシニ、同所ニ於テ同行ノ使丁及舟子ヲ合セテ悉

ク賊徒ニ捕縛セラレ、上伊敷村賊徒ノ本営ニ於テ苛酷ヲ受ケ、其日ハ馬舎ノ庇ニ繫累セラレ、翌十二日ノ夜ニ至

リ眼ヲ抉リ手足ヲ断ツ等ノ悲酸ノ苦楚ヲ極メ、終ニ賊手ニ弄殺セラレタリ、爲太郎曾テ任俠ノ聞アリ、西郷等カ

出兵ニ際シ、金二百円・乾梅二樽・刀七本ヲ出シテ賊用ニ供ス、此等ノ縁故アルカ故ニ、別府・邊見等モ故ト交

際アリ、故ニ妻子等凶報ヲ聞ト雖トモ敢テ性命ニ関スル禍ナキヲ期スト、且ツ此日爲太郎カ谷山ニ行クヤ、哨兵線

内ノ市街ハ本夕兵變ノ患ナキヲ保スヘカラサルニヨリ、衣類・家什ヲ挙テ彼地ニ携ヘ旧知ニ托シテ監護セシム、

賊等又之ヲ掠奪シ悉ク糶売ス、爲太郎其性剛毅ニシテ堅忍不撓、官府ノ爲メニ能ク其身ヲ致シ、命ヲ隕ス、実ニ

哀憫ニ耐ヘサルナリ、妻ミツ・娘エイ情具シテ旅団及県庁ニ哀訴シ来テ遺族ノ扶助ヲ乞フ、

五月廿三日晴 水曜日

賊徒旧大興寺山ノ頂ニ胸壁ヲ築キ、巨砲ヲ以テ哨兵線内ノ市街ヲ彈射シ、砲火頻ニ県庁内ニ墜ツ、新上院谷及ヒ武橋向ノ焼跡ニ於テ 聖上皇后宮ノ御写真扁額三枚ヲ拾フ、依テ高島少将ヨリ県庁ニ引渡ス、此日第一旅団ノ兵士三中隊武村ニ進撃シテ敗虜ス、別働隊第一旅団第一聯隊第二大隊長陸軍少佐永田貞伸戦死ス、

丁号

今般生捕たる薩摩人ともを取糺す処、謀逆の初より一筋に御国の為とのみ思ひ込み、其朝敵たるを弁へずして張本人に荷担いたし候輩も少からず、或ハ此節ニいたり降参致すとも官軍にては其罪を赦されず杯申触すニ付、詮かたなく戦死と覚悟の者も有之哉ニ相聞へ、不便の次第に候、右様之儀ハ決して無之儀に付、たとひ張本人に与し、一旦ハ官軍に刃向ひ候者たりとも、前非を後悔し其趣を訴へ降参を願ふに於ては、其罪を被免候条一刻も早く理を弁へ、賊軍の汚名を免れ申すべし、此旨相諭し候事、

明治十年五月

五月廿四日晴 木曜日

安藤中警視掛合書

官軍先鋒本営

今般内務卿ノ命ニ依リ、当局巡查二百名ニ等少警部重田位俊・三等少警部大澤省三各百名宛引率、御県出張申付、本日東京出発為致候条、到着ノ上ハ可然御取計有之度、此段及御照会候也、

五月廿九日 水曜日

征討本営へ御掛合書

当県出張警視局ニ等警部重田位俊ヨリ別紙ノ通申出候、因テ考ルニ、今般ノ一挙以降市街人民戦慄之余リ各所へ逃走、近日漸ク復帰ノ景況ニ垂ントスル之際、右等之挙動有之候テハ、折角復帰ノ民心今更離散候様成り候テハ治民上甚差支候ニ付、向來右等ノ挙動無之様夫是へ御嚴達被成度、御報送旁及御掛合候也、

別紙 二等少警部重田位俊ヨリ通知書

第二大区二小区六十二番地

種子ヶ島直次郎

右之者方へ昨二十八日午前第九時五十分頃、鎮台兵卒三名突然入来リ、手込ニ味噌并醬油等持テ出シ候ニ付、外品ト違ヒ生活ニモ差シ支エ候旨、戸主直次郎ヨリ種々相断リ候エ共、更ニ不聞入持去リ候趣、同十時五十分過キ巡視ノ者へ訴へ出タリ、依テ此段及御通知置候也、



明治十年  
六月分

鹿兒島県日誌 第參

六月一日

赤水出張所ヨリ上申書

別紙賊徒ノ回章鹿屋郷辺垂水近傍致回達居候ヲ写取有之分探

索ノ者ノ手ニ入候ニ付、差出申候、此模様ニテハ賊輩モ

亦タ頗ル困難ヲ極メ候趣ニ相見ヘ、頻リニ良民ヲ強迫致

居候体ニ御座候、右ノ外旧県官ニテ賊党ニ与セシ阿多慶

二ナル者、下方表(爲)ヘモ(谷山、山川、伊作、市来、伊集院辺ヲ云)近日募兵ノ為メ

罷越、大ニ強迫招集致候得共、山川郷戸長某・市來郷副

戸長某等其需ニ応セサルヲ以テ、終ニ之カ為メニ殺害セ

ラレ候由、愍然ノ至ニ候、亦昨日谷山ノ賊徒五六名募兵

ノタメ垂水ヘ罷越候風説モ相聞ヘ申候、右ハ全ク確説ト

モ難相定候得共、全ク浮説ニモ有之間敷被存候、賊ノ殘

忍刻薄ナル言語ニ難尽候、依テ右回章写供御内覽候也、

別紙 回章ノ写

今般不容易拳ニ立至リ、已ニ此際ニ臨ミ候上ハ、姦賊

分隊ヲ日向路ニ差向ケ、人民困難ニ差掛リ候儀眼前ノ

事候間、何レ我兵割拠シ、民政ヲ布キ候地ヲ父母ノ地

ト思ヘハ、士民一心ノ義務ヲ竭スハ当然ノ事ニテ、募

兵ノ尽力ハ勿論之儀ニ候間、士族ノ外農商ハ可成強富  
壯年輩ヲ可募立、万々及違背者共ハ敵ト見做シ、軍制  
ノ処分可行候条、各区長ヘ御注意有之度候様御尽力ノ  
程分テ及御依頼候也、

但南北両道迅速御諭達有之度候也、

明治十年五月廿一日

本官

支庁御中

右之通官崎支庁ヨリ御布達相成候間、各被得其意、触  
方無漏可及通達候、左候テ此回章早々順達終ヨリ返納  
可有之候、

十年五月二十二日

軍務取扱所

県令ヘ伺書

五月廿六日第三十七号ヲ以テ、七十歳以上十歳以下之男  
子并婦人ハ、年齢ニ不拘引続救恤スヘク旨布達ニ付、出  
願ノ書式左ノ如シ、

但シ取扱等ハ都テ第五条ニヨルヘシ、

御救助願

今般騒乱ノ為メ居宅焼失致シ、或ハ至急立退キ、後産業ヲ失ヒ目下難渋仕  
候ニ付、先達テ出願之上御救恤被仰付難有奉存候、然ル  
処今以取統方困窮仕居候間、特別之御憐愍ヲ以テ引続御

救助被仰付度、此段奉願候也、

六月六日 水曜日

川村参軍ヨリ達書

熊本本営ヨリ過刻別紙之通報知有之候ニ付、為心得及回達候也、

別紙

山縣参軍ハ今晝ヨリ八代表エ出張云々、拟人吉モ昨二日終ニ陥リ、近傍ニハ賊一人モ見ヘ不申候趣報知有之候、然ルニ豊後口竹田潰走ノ賊、三重市ニ砲壘ヲ築キ防守スル趣ニテ、去月三十一日奥少佐之ヲ攻撃シテ利アラス、退テ戸次ヲ守リ居リ候処、同夜五六百名ノ賊三重市ヲ発シ、本月一日臼杵ニ侵入ス、依テ同所出張ノ巡查百名臼杵士族ト協力防戦、利アラスシテ臼杵ハ終ニ賊有ト相成リ、賊勢ニ乗シ直ニ鶴崎ヲ経テ大分ヲ襲ントスル勢ニ付、奥少佐ハ昨二日戸次ヲ発シ大分ニ至リ、防戦ノ用意シ、又重岡(宇目町)ヘハ日洲ヨリ賊徒陸統操(總)リ出シ候趣ニテ、野津大佐ハ重岡口押ヘ且三重市之賊攻撃ノ為メ、宇多枝ト申ス所エ出張致候段、今朝報知有之申候、其他ノ報知ニテハ賊ハ頻ニ豊後地エ押出ス勢ニ有之様ニ相見申候、尚又萩ノ賊徒ハ直ニ巡查ヲ以

テ打テ払、巨魁ハ追々捕縛シ、頃日既ニ鎮定之趣、山口県ヨリ報知有之候付、御掛念被下間敷候、先近日之景況耳御報知如此、

東京臨時裁判所二等判事玉乃世履ヨリ通知書

鹿兒島県三等属 川上親郷

内務九等属ノ辞表ヲ上リ開キ届ナキニ県官ヲ舉シ

同 七等属 折田常隆

同 十等属 平岡八郎太夫

官制御改革後等級未定

同 中属 長倉 詔

同 権中属 原 作藏

同 少属 永吉 實

同 十二等出仕 上村行英

同 権少属 高木正榮

同 十三等出仕 山本實明

裁判所ニ辞表ヲ上リ開届ナキニ県官兼任ヲ奉ス

同 鹿兒島裁判所十三等出仕兼鹿兒島県六等警部 伊勢 汀

同 鹿兒島県十五等出仕 福島 巖

同 同 吉井 叶

同 同 福永 猶之丞

官制御改革後等級未定

同 同 相良 雄藏

明治十年二月被命

同 同 県官心得 貴島 平八

同 同 一等巡查 内藤 佳一郎

鹿兒島県 一等巡查 厚地兼治

同 等外一等出仕 宇宿行徳

同 等外一等出仕 元邨門延

同 等外三等出仕 篠崎眞積

同等外三等出仕心得 上邨精之助

同師範学校一等訓導 北條卷藏

同師範学校一等訓導 小久保直五郎

同師範学校訓導 鈴木敏勝

右ハ本年二月鹿兒島旧県令大山綱良ヨリ西郷隆盛等カ旧兵隊ノ者ヲ引率シ上京ニ就テハ、人民動搖不致様保護有之度旨、鎮台并府県へ通知ノ申付ヲ受ケ、専使或ハ専使ノ随行トシテ鹿兒島出発、其途中長崎茂木浦又ハ筑後久留米等ニ於テ捕縛シタル者ニテ、目今当臨時裁判所ニ於訊問中ニ有之候、右ハ陽ニ人民保護ニ託シ、陰ニ煽動セシメ、西郷隆盛ノ謀反ヲ助力スル大山綱良之従ナル者ニシテ、到底有罪者ノ見込ニ候、就テハ親郷以下身分進退ノ御処置モ可有之哉、為御合此段及御通知候也、

明治十年五月廿四日

追て親郷以下官職被免儀ニ候得ハ、辞令状御廻可有之本人へ下付可致、此段申添候也、

東京臨時裁判所二等判事玉乃世履へ回答書

当県三等属川上親郷外廿四名、本年二月旧県令大山綱良ヨリ西郷隆盛等カ旧兵隊ノ者ヲ引率シ上京ニ就テハ、人民動搖不致様保護有之度旨、各鎮台并府県へ通知ノ申付ヲ受ケ、専使或ハ専使ノ随行トシテ鹿兒島出発、其途中長崎茂木浦又ハ筑後久留米等ニ於テ捕縛ニ相成タル者ニテ、目今其裁判所ニ於テ御訊問中ニ有之処、右ハ陽ニ人民保護ニ託シ、陰ニ煽動セシメ、西郷隆盛ノ謀反ヲ助力スル大山綱良ノ徒ナル者ニシテ、<sup>(從カ)</sup>到底有罪者ノ御見込ニ付、親郷以下身分進退之処置モ可有之ニ付キ、御通知ノ趣並御追書共承知致シ候、右ハ去ル五月二日小官入県之上免職之処分ニ及ヒ候官員之内モ、其節所在不相分者有之、且純(イ々)ノ職員録等無之ニ付、官等之儀ハ在庁官員ノ申立)ニ因リ別冊之通り親郷外十三名ハ、代人鈴木壯七へ辞令状下ケ渡置候処、未タ本人へ不相達ノ趣ニ付、該辞令状並折田常隆外七名ハ、当度御通知ニ依リ姓名相分り候儀ニ付、是亦免職辞令状可下渡、則夫々取纏メ差進候間、御下付御取計相成候様致度、伊勢汀外二名ハ四月廿七日征討総督本宮御達ニ照準シ、廃官ノ者ニ付別ニ免官辞令不相廻候、此段及御回答也、

明治十年六月六日

別冊

鹿兒島県中属	川上親郷
同 県中属	長倉 詔
同 県権中属	原 作藏
同 県少属	永吉 實
同 県八等属	高木正榮
同 県八等属	山本實明
同 県十等属	平田八郎太夫
同 県十等属	福永猶之進
同 県十五等出仕	福島 巖
同 県十五等出仕	相良雄藏
同 県等外一等出仕	宇宿行徳
同	元邨門延
同	高木義孝
同 県等外三等出仕	篠崎 眞積

以上十四名ノ官等五月二日在庁官員申立ヲ以テ取調、免職之辞令相渡処分、

鹿兒島県七等属	折田常隆
同 県十二等出仕	上村行英

鹿兒島県十五等出仕 吉井 叶

同 県々官心得 貴島平八

同 県等外三等出仕心得上村精之助

同 県師範学校一等訓導北條卷藏

同 県師範学校一等訓導小久保直五郎

同 県師範学校訓導 鈴木敏勝

以上八名

同 県六等警部 伊勢 汀

同 県一等巡查 内藤佳一郎

同 厚地兼治

以上三名

六月七日晴 木曜日

賊徒砲臺ヲ催馬樂・山王ノ両山及武ノ丘ニ築キ、毎壘巨砲數門ヲ備へ、昨日ヨリ今日ニ到リ彈射シテ止マス、此日彈丸ノ參軍本營及ヒ県庁構内ニ破裂スル者各十余、又庁前ノ倉庫及ヒ街頭ノ家屋為メニ焼カレントスル者數ハ、則チ庁中備フル所ノ消防器械アリ、用テ皆之ヲ救フ、居民及役奴ノ街上ニ在リテ彈死セラル、者八人、是ヨリ先ニ 県官其家族ヲ庁中ノ一隅ニ置ク、其居タル旧財庫ノ属舎ニシテ別ニ一構ヲ成ス所ナリ、此日之ヲ旧城内ノ長局

ニ移シ、以テ之ヲ避ケシム、庁中弥戒嚴各其任所ニ在テ  
徹夜シテ之ヲ守ル、

六月八日雨 金曜日

昨七日參軍本營ヨリ汽艦蓬萊丸ヲ以テ、兵士ヲ垂水・新城等ニ遣ルニ依リ、県官出張云々ノ達アリ、乃其人民反正帰順説諭ノ為メ、白根大道外六名ヲ遣ル、此日午前第五時抜錨少時ニ垂水ニ達ス、土人ノ説ヲ聞ク、曰ク、今朝賊徒土兵ヲ募リ百余名ヲ率ヒ去ルト、衆則水陸兩道ニ分レ、花岡ニ到テ相ヒ逢フ、軍団ノ牒者アリ、報シテ曰ク、大始良<sup>ヲホアイラ</sup>ノ官倉ニ米五百余俵アリ、賊將サニ明朝ヲ期シテ之ヲ奪ントシ、為メニ方サニ車馬ヲ勒ス、宜シク之ニ先キタチ之ヲ庁下ニ致スヘシト、此ニ於テ水陸ノ衆ヲ合シ陸路大始良ニ到ル、官倉ヲ驗スルニ異状ナシ、人夫ヲ発シテ之ヲ海岸ノ倉ニ輸セシム、輸シ未タ終ラサルモノ数十俵、日將サニ暮ントス、依テ其殘米ヲ措キ土人ニ与ヘ速カニ帰途ニ就カンコトヲ囑ル、蓋シ官兵多事ノ際帰期ニ急ナルヲ以テナリ、則チ与ントス、土人受ケスシテ謂ラク、他日必ス賊アリ、其受ルヲ譴メ之ニ讎スルヲ如何ンセン、衆乃チ相ヒ謀リ之ヲ倉前ニ抛棄セシム、土人蟻集シテ拾フ、遂ニ海岸ノ倉戸ニ鎖鑰シ、而シテ皆去

ル、後二日ヲ経テ之ヲ驗スレハ、悉ク既ニ賊ノ奪ヒ去ル所トナル、

内務省へ上申書

去月廿五日亜米利加合衆国軍艦当県下へ入津致候ニ付、尋問之為当県一等属田邊輝實・七等属近藤眞言之兩人差遣シ候処、別紙之通申立候間、此段及上申候也、

別紙

一 亜米利加合衆国軍艦

船名 クラルサルジ

船將名 アフ ヴー メナキル

乗込人員 百七拾名

砲門數 九門

右ハ日本海巡見之為メ入津致シ候事、

県令ヨリ各官員へ達書

予テ銘々へ相渡置候通行印鑑ハ、方今騒擾ノ間反賊ノ党与ト判然類別スルノ証ニシテ、寸暇モ遺亡スヘカラサルハ勿論、万一右印鑑遺失スルヨリ不幸賊ノ手中ニ入り、之カ為メ不測ノ患害ヲ醸シ候様ノ儀出来候テハ、実家ニ対シ不相濟事ニ付、以後印鑑紛失等致シ候者ハ、嚴重ノ所分ニ可及候条、一同注意疎漏無之様可致、為心得此旨

相達候事、

追テ職人・人夫・人足等へハ各其管轄ノ課ヨリ可相達

候事、

六月九日曇 土曜日

砲発事變昨今トモ概ネ去ル七日ノ如シ、

軍団ノ牒者アリ、曰ク、賊徒彈藥・銃砲等ノ製造所ヲ都

ノ城近傍ノ地ニ設ケ、頻ニ之ヲ製スト、

六月十日曇 日曜日

嘗テ戦端ヲ此地ニ開クニ際シ、居民皆四方ニ遁逃シ万家

悉ク空虚ト為ル、相見ル所ノ者ハ唯兵士ト県官ト其役奴

トノミ、是ニ依テ商賣販売ノ道悉ク塞リ、衣食日用ノ具

復除ルニ由シナシ、県官頗ル之ニ困ス、内務卿深ク之ヲ

察セラレ、為メニ広業商会笠野熊吉ナル者ニ命シ物品ヲ

此ニ齎ラシ、各其購求ニ応シ以テ之レカ欠乏ヲ補ハシム、

乃チ其資三万円本県臨時賣金ヲ貸与シ、且ツ汽艦ノ便ヲ給、熊吉

其命ヲ奉シ手代田中正純ナル者ヲ遣リ之ヲ行ハシム、正

純来リ仮リニ其店ヲ庁隅ノ一所ニ開ク、此ニ於テ嚮ニ欠

乏スル所ノモノ購フテ得サルハ莫ク、求テ到ラサルハ莫

シ、庁中ノ人皆始テ蘇息ヲ得ル者ノ如シ、

大久保内務卿ヨリ通知書

別紙九州臨時裁判所ヨリ申越候処、已ニ御承知ニモ可有

之ト存候得共、為念御廻付ニ及候、却説其県下島々之儀

ハ船都合ヲ以テ追々致廻視、取締相立候様之都合ニ相成

候得ハ、至極之事ト存候間、猶御勘考之上河村參軍ヘモ

協議ヲ被遂、可然御取計有之度、此段内々申進候也、

十年六月十日 別紙賊徒ノ口供書翰略之、

垂水出張所ヨリ報告

別紙賊徒書類ノ写八代規ヨリ密ニ差越候ニ付、供内覽候

也、

別紙

一宮崎支庁之事、

軍務所

右之通改称致候条、此段及布達候也、

五月廿八日

本營

定

一戎器ヲ棄テ逃走スル者、

一戰場ニ於テ兵士ノ分ヲ誤ル者、

一道路本陣其人民ニ対シ乱暴狼藉スル者、

右相犯スニ於テハ、尽ク割腹ニ処シ候条厚ク可得其意

事、

但シ戦場ヲ脱シ逃帰等致候者尽ク捕縛致シ、人吉ノ方ニテ其罪ヲ相糺候条、是又相心得、夫卒ニ至ル迄無漏告諭可致事、

五月廿九日

本宮

一大区事務取扱所之事、

郡代所

一戸長役所之事、

支郡所

右之通名称被相替候条、各組中無漏通知イタシ、尤此廻章早々順達終ヨリ返納可被成候也、

(イ六月一日)

郡代所

六月十六日 土曜日

川村参軍へ上申書

各旅団兵卒各所成衛ノ節篝火入用ノ為、士民ノ邸宅ニ有之材木或ハ薪等ヲ取出シ、又ハ家屋ヲ毀傷候等ノ処業有之趣（モトメ）、右ハ巡查巡行ノ際見当リ候ハ、直ニ拘引取糺候ハ勿論ニ候得共、兼テ其筋へ可然御達置有之度、此段上申候也、

六月十八日 月曜日

渡邊大坂府知事へ依頼書

御府下立売堀旧薩州邸当県下承惠支社取調之儀有之、当県六等属河原田盛美・九等属齋藤助作出張為致候条、都合ニ依リ該社取締ノ為封印或ハ社員拘引致候都合ニ立至リ候儀モ可有之、其節ハ可然御取計有之度、此段及御依頼候也、

甲第一号布達

庁下左ニ開列セル公立学校及ヒ学寮・書器局・病院共、当分相廃シ候条、此旨布達候事、

学校

英語学校	準中学校	師範学校
女子師範学校	山本小学	平小学
松原小学	八幡小学	中洲小学
田上小学	武小学	日枝小学
太平小学	高嶺小学	若宮小学
長谷小学	原小学	錦江小学
孝行小学	鶴嶺小学	滑川小学
鶴尾小学	廣小路小学	女学第一校
女学第二校	女学第三校	女学第四校
女学第五校	女学第六校	女学第七校
女学第七校 <small>(イ八)</small>		

救恤取扱所五ヶ所合計

人員九百五拾五人

米 拾壹石三斗九升五合

六月十九日 火曜日

川村参軍ヨリ来翰

追々守線ヲ延候ニ付テハ、当管下之儀ハ專ニ巡查ヲ以テ十分ニ取締不致候テハ人民保護行届兼候儀ト存候ニ付、此際更ニ式千名丈速ニ御遣<sup>(遣)</sup>シ相成度旨、内務卿へ掛合致度存候条、於貴官御異存無之候哉、一先御打合ニ及候間、至急御回答有之度、此段申進候也、

六月十九日

追々守線ヲ被延候ニ付、此際巡查式千名丈ケ速ニ御遣<sup>(遣)</sup>ニ相成候様、内務卿へ御掛合被成度御打合之趣承知仕候、微官ニ於テモ尊慮之通、当県之儀ハ巡查ヲ以テ十分ニ取締リ不致候半テハ、人民保護上行届兼候儀ト相考へ、既赴任前内務卿へモ其旨申上、且於東京安藤中警視ニ面会猶打合候処、同人儀モ同論ニ有之、就テハ内務卿並中警視ヨリモ川路大警視へ乱後取締之儀ニ付、彼是申入候様兼テ承知仕居候間、兎角県下御平定ニ向候ハ、大警視ニ面会協議ヲ遂ケ、是非其運相付度存居候儀ニ付、右御打

合之趣夫ニ御同意ニ御座候間、尚可然御請求被成下度希望此事ニ御座候、此段御回答ニ及候也、

追テ本日請求ニ付小官ヨリハ格別内務卿へハ上申不仕候、尤過日川路大警視ヨリ出水辺ニ巡查差廻候様申越候ニ付、過日官員彼地ニ出張申付、当時式百人之巡查<sup>(遣)</sup>分遣候テハ差問候ニ付、相断リ置、其内彼地之都合ニヨリ猶川路大警視ト協議ノ上、別ニ巡查差廻方之儀内務卿へ請求致候様申合候次第モ御座候間、此段為御心得申上候也、

六月廿二日 金曜日

官軍催馬樂山ノ壘ヲ攻メ頗ル激戦、遂ニ之ヲ取り守兵ヲ置ク、蓋シ昨夜開戦今日午後ニ至リテ罷ム、

赤水出張所ヨリ報告

頃日大始良郷辺へ賊徒ヨリ別紙ノ通り回達致候趣ニ付、右写供電覽候也、

別紙

非常之際ニ臨テハ非常之設不可莫、吾旧制軍政ニ基カサルハナク、今哉四方之交戦日久シテ屢勝敗アリ、実ニ国家ノ憂トスル処ナリ、然トイヘトモ今般拳国之兵ヲ起ス所以ノモノハ、義ヲ同シテ国家之大患ヲ除キ、天皇陛下



ノ聰明ヲ擁蔽スルノ奸ヲ攘ヒ、国家ヲシテ泰山ノ安ニ置  
カント欲ス、故一般之治体ヲ變革シ断然軍務ニ基キ、外ハ  
弥兵氣ヲ補ヒ、内ハ外城ヲ連合シテ一步モ伺フ能ハサラ  
シムルヲ以テ急務トスヘシ、尚力ヲ尽シテ以テ俱共ニ素  
志ヲ述ントス、境内之人民義ヲ忘レ、方向ヲ誤ルコト勿レ、  
六月廿四日 日曜日

賊徒嘗テ砲臺ヲ三所ニ築ク、催馬樂山ト曰ヒ、山王山ト曰  
ヒ、武ノ丘ト曰フ、武ノ丘及山王山ハ其西南ニ当リ、催  
馬樂山ハ其東北ニ位ス、官軍胸壁ヲ築キ、東北之ヲ永安  
橋ノ前後ニ限リ、西南之ヲ甲突川ノ左岸ニ限ル、甲突川  
ハ西北ヨリ斜流シテ東南ノ方海ニ入ル、四大橋ヲ架ス、  
其海ニ接スルモノヲ武ノ橋ト曰ヒ、次ハ高麗、次ハ西田、  
次ハ新上ト曰フ、此日官軍大挙シテ西南ノ賊ニ向フ、午  
前三時營ヲ発シ、兵分レテ四大橋ヨリ進ム、橋ヨリ南賊  
臺ニ至ルマテ距離凡十町、賊各戎器ヲ以テ之ヲ其半途ニ  
迎フ、官軍河決ノ勢ヲ以テ突進スレハ、賊モ亦漲潮ノ態  
ヲ以テ敢テ撓マス、巨砲ト小銃ト山嶺ヨリ水涯ヨリ林ヨ  
リ丘ヨリ官賊交モ発ス、響キ山嶽ヲ動カシ、烟焰大空ニ  
滿ツ、既ニシテ賊兵漸ク逡巡、官軍弥奮フ、進テ其巢窟  
唐湊及ヒ武ノ両村ニ火ス、武村ハ嘗テ西郷隆盛ノ家スル

所、一隊ノ兵此ニ固守撃テ之ヲ斃ス、家燼ス、丘上及山  
嶺ノ臺猶堅フシテ拔ケス、賊徒皆必死シテ之ヲ守ル、時  
ニ水兵汽艦二隻ヲ以テ進ミ、其一隻ノ兵ハ谷山村ヨリ陸  
シ、其二隻ノ兵ハ涙橋ノ際ヨリ陸ス、涙橋ハ武ノ橋ヨリ  
南十余町ヲ距テ、賊兵線ノ最モ備フル所、而シテ臺ノ東  
面ニ当リ、谷山村ハ其南又一里ヲ距テ賊窟トス、此ニ陸  
スル者ハ先ツ之ニ火シテ、而シテ間道ヨリ其背後ニ出テ、  
橋際ヨリ陸スル者ハ之ヲ横断シテ其側面ヲ衝ク、賊三面  
敵ヲ迎ヘ猶挫折セス、力ヲ悉シテ之ニ接ス、或ハ銃或ハ  
刀左刺右撃縦横奮戦、官軍之ヲ冒シ三面齊ク迫ル、此ニ  
於テ賊進戦居守ノ策復施ス所ナク、狼狽混沓為ス所ヲ知  
ラス、或ハ突進シテ斃サレ、或ハ身ヲ脱シテ逃レ、山ニ  
谷ニ林ニ丘ニ斃ル、者跡ヲ接シ、逃ル者相踵ス、時ニ夜  
九時官軍凱旋ス、此夜官兵胸壁ヲ此ニ築ク、  
十年六月廿五日 (月曜日)

#### 救恤之儀ニ付各少將ヘ依頼書

熊本県下諸口ヨリ追々当県下ヘ進撃相成ニ随ヒ、兵燹ニ  
罹リ候人民目下飢餓ニ迫リ候者救恤ノタメ、当県御用掛  
小野修一郎出張申付候、然ルニ出張ニヨリ米穀運輸難弁  
節ハ、旅団糧食課有合之米穀転借致度段及御依頼候儀モ

可有之候条、可成丈融通相成候様兼テ其筋へ御達置被下度、此段及御依頼候也、

明治十年六月廿日 鹿兒島県令 岩村通俊

陸軍少将川路利良殿

同 山田顯義殿

同 野津鎮雄殿

同 大佐野津道貫殿

(六月廿七日 水曜日)

川村参軍へ上申書

七十歳以上十歳以下ノ男子及ヒ婦人ハ、哨兵線無鑑札ニテ通行被差許候筈ノ処、昨今淚橋哨兵線ニ於テハ婦人ト雖モ通行差留候趣、右ハ如何ノ行違ニ候哉、老幼婦人等ニ至ル迄差留候様ニテハ、且下飢餓ニ迫ル者救恤筋ニ差問へ難波ノ者不少候間、従前ノ通々<sup>(差脱カ)</sup>行許候様御通被下度、仍此段上申候也、

指令

書面之趣ハ直ニ其筋へ相達候事、

明治十年六月廿七日

同申稟書

哨兵線通行ニ付御宮御印鑑兼テ五十葉御下附相成居候処、

頃日官員各地へ追々派遺候ニ付テハ渡切ニ付、尚御下附可相願筈ノ処、熊本ニ於テハ該県印鑑ヲ以テ哨兵線通行相成趣ニテ、該地出張小澤大佐ヨリ当県出張官員へ被相談候由ニ申越候間、旁於本県モ以来別紙雛形ノ如ク、当県印鑑所持罷在候モノハ、哨兵線ハ勿論当管下一般ニ通行相成候様御許可ノ上ハ、管内沿道番兵及各旅団等ニ見合印鑑御差廻被下度、仍右枚数ヲモ被仰下度、此段相伺申候也、

追テ本文御許可相成候ハ、兼テ御下附有之御宮御印鑑五十葉ハ、夫々派遺<sup>(遺)</sup>ノ者帰県次第返上可仕候也、指令  
伺之通、  
但一般人民へ相渡候儀ハ嚴禁ト可相心得、且各旅団ニ於テ照準ノ為メ先ツ以印影百枚可差出事、

明治十年六月廿七日

別紙雛形略之、

同上申書

当県官員別紙名前之者并ニ東京出張警部巡查併テ三十五名、外ニ小使彦人、今般当県管下大口筋へ出張申付候ニ付、明廿八日出帆千歳丸ニ乗組、長崎表へ向ケ差遣申度

候間、右乗組方至急運輸局エ御達被下度、仍テ此段御依  
頼申上候也、

指令

書面之趣聞届、運輸局ニ相達置候事、

明治十年六月廿七日

別紙人名略之、

同上申書

昨夜御營ヨリ当県属官ノ者御呼出ニ付差出候処、谷山・  
伊集院及川内口等へ第一及第三旅団ヨリ巡邏兵御差向相  
成候ニ付、当県ヨリモ属官可差出旨御下命ニ依リ、直ニ  
右口々へ官員両三名宛出張為致、救恤ハ素ヨリ説諭及帰  
順等ノ手順夫々申付置候ニ付テハ、以來口々へ兵員御差  
向ケ相成候節ハ、必官員及巡查等出張為致申度候間、其  
都度御下達被下候様致度、仍此段上申候也、

臨時裁判出張検事へ掛合書

賊徒負傷者取扱方之儀ニ付、五月廿日付ヲ以テ及御照会  
置候処、取締等ノ都合モ有之、自今当四課へ御引渡相成  
度、改テ此段及御照会候也、

九州臨時裁判所河野幹事ヨリ掛合書

鹿兒島県三等属 川上親郷

鹿兒島県七等属	折田常隆
同 十等属	平田八郎太夫
同 中属	長倉 詔
同 中属	原 作藏
同 少属	永吉 實
同 十二等出仕	上村行英
同 権少属	高木正榮
同 十三等出仕	山本實明
鹿兒島県裁判所十三等出仕兼	
鹿兒島県六等警部	伊勢 汀
同 十五等出仕	福島 巖
同 十五等出仕	吉井 叶
同 同	福永猶之丞
同 同	相良雄藏
同 県官心得	貴島平八
同 一等巡查	内藤佳一郎
同 同	厚地兼治
同 同等外一等出仕	宇宿行徳
同 同	元村門延
同 同	高木義孝

鹿兒島県等外三等出仕篠崎眞積

同 同出仕心得 上村精之助

同 師範学一等訓導北條卷藏

同 同 小久保直五郎

同 師範学校訓導 鈴木敏勝

右之者官職被褫候哉、未タ其儀無之候ハ、至急其御処分相成度、此段及御照会候也、

追テ伊勢汀之儀ハ其地裁判所へ御申談之上、本文御取計有之度、且川上親郷以上当裁判所へ受取居候義ニ有之候、此段申添へ候也、

同回答書

当県三等属川上親郷外二十四名之者共官職ヲ褫候哉、未タ其儀無之候ハ、至急其処分致候様御照会之趣并御追書共承知致候、右ハ別記之通先達テ免職処分相済候ニ付、此段及御回答候也、

(六月廿八日 火曜日)

曾我少将ヨリ通知書

明午前四時出発、左翼ハ蒲生・吉田、右翼ハ重富・帖佐へ向ヒ進軍致候、右ハ過日八等属阪本泉ヲ以テ御依頼之趣モ有之候間及御通知候、就テハ県官御差遣相成候テモ

差支無之候条、此段御通知旁申進候也、

十年六月廿八日

明治十年 七月分 鹿兒島県日誌 第四

七月一日

伊集院・市來兩郷辺巡回官員ヨリ報告書

六月廿七日午前六時、警視隊及鎮台兵ト共ニ鹿兒島発足、午前十一時伊集院へ着ノ所、該地ノ士民既ニ四方へ遁逃シ寂寞相極居リ、仍テ僅ニ二三ノ人民ニ該地ノ事情ヲ尋ヌルニ、只昨朝以來官軍ノ將ニ来ラントスルノ説紛々タルヲ以テ之ヲ恐レ、人心動揺頗ル甚シク、急々家具ヲ提ケ四方へ散乱セシヨシ、蓋シ察スル処鹿兒島武ノ丘戰爭ノ後同所ノ敗賊追々該地ヲ通行セシ者アルヲ以テ、是レ必定官軍ノ追撃アラントヲ思量セシモノナルヘシ、市中ハ大凡四五十戸モ之レアルヘク候得共、是又同様居宅ノ者二十名モ之レ有リ、其内從來ノ町役ナル者四名アリ、仍テ之ヲ呼寄セ、先ツ戸長等ヲ始メトシテ当地人心ノ動揺及一体ノ形況ヲ尋ヌルニ、応答甚曖昧ニシテ確信スヘキ者ナシ、仍テ種々愚慮ヲ尽シテ探偵致シ候処、戸長ヲ始メトシテ賊徒ニ出軍セシ者アルヲ以テ、一般官軍ノ勢

ヲ恐怖セザル者ナシ、是ニ於テ此輩ニ先ツ一応ノ説諭ヲ致シ、朝旨ノアル処厚キ御趣意ニ付キ、夫々安堵致スヘク旨申聞置候へ共、未タ容易ニ人心ノ静定ニ到ルノ形況無之、何トナレハ賊中ヲ離レ官軍ノ来ル今日始メニシテ、残賊未タ各所ニ潜伏致シ居リ、況ンヤ今朝迄市來ノ賊徒ヨリ哨兵ノ為メ十余名モ出張致シ居リ候趣相聞エ、誠ニ人民ノ狼狽已ヲ得サルノ儀ト奉存候、当地ハ格別窮民等モ未タ無之様相察シ候得共、何分人民不在ニ付相分リ不申候、併シ該地ハ戰場等ニ相成候儀ニモナク、尤是迄多少賊徒ノ脅迫ヲ受ケシ者可有之候得共、目下飢餓ニ迫ル程ノ如キ者ハ未タ格別無之様相察申候、併シ鹿兒島辺ヨリ遁居致シ不申由ニ御座候、先ツ如此ノ形勢ナルヲ以テ出立チノ際ノ見込共大ニ相違ヒ致シ、窮民救恤方モ即時取扱難ナリ、依之直ニ帰県致ス可ノ処、廿八日未明警視鎮台ノ探偵ニ、市來屯集ノ賊徒モ昨夜横川辺指シテ潰走ノ由相聞エ候ニ付、則台兵ト共同日午前七時該地発足致申候、正午十二時前市來港エ着ノ処、該地ノ人民モ亦既ニ四方ヘ負担相走リシ由、市中ノ寂寞タル伊集院ヨリモ甚シ、僅ニ男女数人ノ徘徊スルヲ見ルノミ、仍テ此輩ニ暫ク事情ヲ尋問スルヲ、矢張伊集院同様ニテ応答最モ

曖昧ニシテ、容易ニ信拠スヘキ者ナシ、賊徒ハ三四日前ヨリ昨廿七日迄ヲ滞留ノ処、官軍將ニ来タラントスルヲ以テ、同日午後伊集院指シテ発足致セシ由、蓋シ賊ハ市來ノ温泉場ニ到リ、是ヨリ道ヲ左ニ取り同夜直ニ横川指シテ潰走致セシヨシ也、当地ノ人民ハ今日ヨリ四日以前川内駅ノ方ニ当テ兵燹ノ起ルヲ以テ、当地モ戰場ニ及ハントスルヲ思量シテ、夫々家具ヲ提ケ遁逃致セシ趣ニ御座候、

当港市人ニ至リテハ既ニ賊心ヲ離レ候者多ク相見エ候へ共、士族ニ至リテハ未タ凶ルヘカラス、該地ノ士族タルヤ、賊徒ニ出軍セシ者尤モ多キ由、然レトモ市中ニハ士族ノ邸格別無之、郷中各所ニ散居極メテ多キヨシ、市中心既ニ賊徒ヲ離ルト雖トモ、従来ノ賊ノ模様ヲ吐露スル者更ニ無之、何トナレハ賊ノ残酷ノ処置極メテ甚シク、多少官軍ノ便ヲ計ル者ハ忽チ重罪ニ処スル由、当地ノ賊徒既ニ潰走セシト雖トモ、未殘賊各所ニ潜居ノ由、当地ノ戸長等ヲ初メトシテ最初ヨリ巨魁ノ如キ者未タ十二三名之有ル由、当地ノ人民之ヲ恐ル、実ニ鬼神ヨリモ甚シ、仍テ速ニ此輩ヲ処置センハ人心ノ静謐ニ至ル、何ノ時欵未タ計ルヘカラス、仍テ官軍来ルニ付頻リニ其処分ヲ乞

フ者有ルト雖トモ、右輩ノ内僅ニ二三名ノ居処ハ相分リ居候得共、其他ノ輩何所へ潜居致候哉不相分、以テ更ニ官兵モ手出シ不申候、

当地ハ鹿兒島ヨリ遁逃致シ居リ候者僅ニ八九十名ノ由、此輩ト雖トモ目今再ヒ遁逃致シ、何レニ在ルヤ相分リ不申候、尤郷中各所ニ遁逃セシ者ハ余程有之趣ナレトモ、窮難ノ事情ヲ問フニ由ナシ、又賊徒ニ出軍セシ士族ノ内ニモ往々帰宅致シ、潜居或ハ傷ヲ負テ潜伏致居候者モ有之由相聞エ申候、

窮民等ニ至リテハ多少可有之候得共、是輩ハ多ク賊徒ノ脅迫ヲ受ケ米金ハ勿論、其他諸道具ヲ奪ハレシ者共ニテ難渋ニ及ヒシ趣ニ候エ共、即今ノ模様ニテ目下忽チ飢饉ニ迫ル程ノ如キ者ハ有之間敷ト奉存候、

伊集院郷ト市來郷ノ間ニ苗代ト云フ所アリ、該地ハ朝鮮人ノ子孫ニシテ、一般ノ人民ト違ヒ別種ノ者ニ有之候処、今般賊徒ノ脅迫ヲ受ケ不得已百名計出軍セシ由、該地ノ人心タルヤ頗ル柔和ニシテ、格別官軍ヲ恐ル、ノ模様無之、戸長等ニ於テモ応答頗ル理非ヲ弁シ、勉メテ人民ヲシテ安堵可致様注意致居候様子ニ相察申候、

先ハ出張先ノ事情大略右之次第ニ付、夫々ノ事業即時何

事モ施シ難ク、到底差シ向キ人心ヲ安堵致サシムルニハ伊集院・市來兩郷エ巡查屯在シ、兩郷ハ勿論近郷近在等ノ警備嚴ニ御着手相成候儀第一ト奉存候、尚可然御評議相成度、此段及上申候也、

明治十年六月廿九日

宮ノ城筋巡回官員ヨリ報告書

本月廿六日宮ノ城筋巡回被命、同日午後第二時本庁ヲ発シ、伝令使二名ト共ニ騎馬大雨ヲ侵シ郡山ヲ經入來街道ニ随ヒ、シタピラ・笹谷等ノ峠ヲ越エ、午后八時入來ニ着ス、同所ハ人家皆兵燹ニ罹ラスト雖トモ、人民ハ脱散シテ一人ノ市街ニ居ル者ナシ、此行ヤ路險ニ雨烈シク人馬大ニ疲レ、同所檜垣參謀ノ本陣ニ到リ參謀ニ面会シテ御用状ヲ差シ出シ、同夜直ニ宮之城ニ到タラントス、然ル処入來ヨリ宮ノ城マテ途上三ヶ所河水澎湃シテ渡ルコトヲ得ス、同夜ハ不得已同所ニ宿泊ス、

同廿七日朝宮ノ城ニ到タラントス、檜垣參謀途上ノ危険ヲ察シ、吾輩ノ出発ヲ差シ留メ相成リ候エ共、同日ハ雨水モ追々其量ヲ減シ、且宮ノ城人民ノ如何モ未タ熟知イタサスニ付、正午十二時遂ニ入來ヲ出発ス、然ル処凡鹿兒島ヨリ宮ノ城マテノ間ハ已ニ連絡ヲ通セシヨ以テ、官

軍拳テ鹿兒島ニ進入シ、途上一人ノ哨兵モ之ヲ守ル者無之、未タ賊ノ死体十余名モ傍傍ニ有之、独リ行ニ危険ヲ覺エ候得共、午后第四時無難官ノ城ニ着ス、同所エモ賊軍半隊長已下四五名ノ死体有之候、当地ハ入來町ノ如ク兵變ヲ免ル、ト雖トモ、人民逃奔シ、差シ当リ取付ニ人ナク、官軍ノ陣跡ニ到リ握飯ヲ拾ヒ、人馬共ニ相喫居候処、豈凶ンヤ同所土族長濱源次郎ナル者出デ來タリ候ニ付、市中ノ形状聞合候処、一小隊計リ同所へ相殘居候趣ニ付同隊へ到リ、隊長騎西中尉ニ面會戦況等問合候末、彼ノ長濱ノ案内ニ依テ同所旧産物所ニ投シ、先同人取糺候処、病身ノ者ニテ素ヨリ不正ノ者ニモ無之、実体ノ者ト見認候ニ付、此度閣下御入県已來追々人民へ達論セラレシ御趣意ヲ相説候処、同所土族ノ内ニハ賊軍ニ与セシ者モ有之趣ナレトモ、右ノ外凡テ人民ハ兵馬ノ間ニ介在シ、官軍ニ帰セント欲スレハ賊徒ニ害セラレンヲ恐レ、賊徒ニ從ハント欲スレハ官軍ニ制セラレンヲ怖レ、遂ニ其帰着スル所ヲ知ラス、山野ニ出沒シテ僅ニ生命ヲ保持セシ者ト相見へ、御趣意ヲ聞ニ及ヒ稍ク寛仁ノ御取扱ニ服シ、同人ヨリ追々各土族ニ伝へ、同夜ニ至テ四五名ノ土族輩私方へ罷越候ニ付、重テ相論候処、追々米ヲ乞フ

者アリ、鑑札ヲ願フ者アリ、然トモ私一人罷在候ニ付、米ヲ乞フ者ハ俵米ヲ与へテ各人民ニ分付シ、仮鑑札ヲ与へテ哨兵線ヲ通行セシメタリ、

同廿八日朝別働第三旅団ヨリ降服人四名引渡相成候ニ付一応取調候処、一人ハ負傷者ニテ劔創三ヶ所アリ、他三名ハ無難ニテ賊徒ニ脅迫セラレ不得已從軍セシ者ニテ、再ヒ不正ノ念心無之者ト見認メ、且同日ハ丹羽昭陽以下帰順掛官員モ到着スヘント相考候ニ付、受取置キ、前陳ノ土族ハ当分世話為致置、且負傷者ハ未タ十分治療ヲ施サ、ル趣ニ付、不取敢近傍ノ医員一名漸ク相索メ、仮治療ヲ施シ置候処、午后第四時丹羽昭陽已下ノ官員四名到着、依テ前条ノ始末ヲ語り、夜ニ及ヒ休憩致居候処、此夜市來辺ノ賊官ノ城ニ斬ル入ルノ報アリ、則チ服部安容ト共ニ江口少佐ノ本陣ニ到リ、當時ノ形勢問合候処、当地ハ未タ危険ノ趣ニ聞及、到底巡回官員等留リ居候場合ニ無之様存候ニ付、一同ト議シ一応入來マテ引揚ノコトヲ決セリ、

同廿九日朝前条ノ如ク將サニ入來ニ到ラントス、時ニ本庁ヨリ巡查三名罷越シ、巡回官員ノ宿ニ來テ曰ク、吾等ハ官ノ城辺ノ人民、庁意ニ服シ救助ヲ願出ルヤ否ノ処取

調ノ為罷越シタリト、然ル処同所人ノ情状タル、已ニ前陳ノ如ク救助願出度存意ニ候得共、如何セン、始終賊襲来ノ模様有之ニ付、又モ戰爭有之哉ニ存シ安居スルヲ得ス、諸方へ遁逃セリ、故ニ当時未タ十分救恤モ難行ニ付、

午后第一時右巡查并降服ノ四名ヲ召連レ官員一同同所出発、同第四時入来ニ到着シ直ニ旅団ノ本陣(本日午前通行ノヨリ再ヒ旅団隊兵操込、官之城ヨリ入来辺ニ哨兵配置有之候)ニ到戦状問合候処、昨夜夜市来辺ノ賊大凡六百人計リ、入来ト官ノ城トノ間一ノ山路ヲ横断シ、潜カニ太田ノ方向へ遁逃セシ旨探偵者ヨリ報知有之、且三浦少将ノ隊兵已ニ鶴田マテ進軍セシ様子ニ付、

最早官ノ城・市来・平佐・向田等ノ地方ハ県官出張候共差聞無之旨相聞候間、諸事伺ノ為私一人ハ一旦帰麿、他官員ハ曩ニ兵燹ニ罹リシ向田村辺巡回ノ都合ニ決セリ、同卅日前条ノ如ク相決候ニ付、私ハ降服人四人召連レ先ノ巡查三名ト共ニ同所出発、午后第五時帰庁ス、是ヨリ

先官ノ城市街へ官庫有之米穀多数有之候処、官軍此頃分捕ノ名義ヲ以テ猥リニ各所ノ米穀ヲ掠奪候醜習有之、右官庫ノ米穀モ分捕致候旨隊兵ヨリ聞及候ニ付、同所士族へ問合候処、米ノ性質ハ未タ判然不致候得共、何分官米ニ違無之旨申居候ニ付、別紙之通旅団へ掛合之処、右ハ

番人ヲ付置申候、

右ハ今般本庁出発以來昨日マテノ始末概略前陳ノ通ニ有之候間、此段上申仕候也、

明治十年七月一日

別紙

過刻ハ人夫之儀及御依頼候処、早速御差廻相成難有候、然ハ当邸并戸長役場ト標札有之門内之倉庫ハ官庫ニテ、則県庁所管之物ニ付、自然隊兵ヨリ猥リニ触手候テハ不都合ニ候間、兼テ右様之儀無之様其部下へ御下命有之度、此段予メ申上置候也、

鹿兒島県八等屬

十年六月廿七日

依藤忠夫

別働第三大隊第三中隊長

陸軍中尉騎西安遷殿

追テ右倉庫ノ米穀ハ人民救恤米ニ相宛候積ニ候得共、自然御隊ニ於テ目下糧食ニ御差聞モ有之節ハ、幾分カ御用立可申候間、此段申添置候也、

同県令へ伺書

第一条 官ノ城人民ハ、過日本県官員派出以來追々朝憲ヲ解得シ、民心稍県庁ニ依頼スルノ志念ヲ生シ候ニ付、



此際益々懇諭シ勉メテ人心ヲ結フコト急務ト存候間、  
該地ニハ始終官員出張致居、帰順救恤等ノ事務ヲ始メ  
諸事ヲ取調候様致度、

但シ該地ニ於テ難決事件ハ、一々書面ヲ以テ本庁へ  
相伺可然哉、

第二条 宮ノ城ヲ該地方各近傍巡回ノ根拠トシテ入來・  
平佐・向田・串木野・市來辺凡テ県庁直轄ノ鄉村ニ至  
ルマテヲ巡視シ、帰順救恤等ノ事務ヲ取調致度、就テ  
ハ已ニ出張所ノ官員ノミニテハ手廻兼候ニ付、等外二  
名更ニ宮ノ城筋へ御差出相成度候、

第三条 帰順人各旅団ヨリ出張官員へ引渡相成候節、取  
調ノ上自宅謹慎ニ当ル者、本人ノ住宅遠路ノ節ハ一旦  
県庁マテ護送シ、県庁ヨリ本人ノ住宅へ送通相成候様  
致度、

但入檻ニ処スヘキモノハ無論出張官員ヨリ本庁へ護  
送可然ト存候、

第四条 帰順人各旅団ヨリ引渡ノ節負傷ノ有之節ハ、該  
地ニ於テ夫々治療ヲ施シ度ニ付、医員一名該地へ御差  
遣相成候様致度候、

第五条 帰順人ノ内自然本庁へ護送スヘキ者有之節ハ、

出水筋出張ノ巡查ヲ以テ操合セ右護送為致度、且ツ該  
地ニ於テ取調相濟候マテ監護ノ事務モ同巡查へ叶議取  
計可然哉、

第六条 救恤米ノ儀、昨今ノ際買得スルコト能ハサル節  
ハ、各旅団輜重部等ヨリ米穀借入或ハ讓受候様致度候、

第七条 該地方各隊哨兵線ヲ張り人民ノ通行ニ差聞へ、  
自然人民ヨリ鑑札ヲ願出ル者ハ出張官員ヨリ仮鑑札ヲ  
相渡可然哉、

第八条 戸長等ニテ曾テ賊徒ニ与セス他ニ疑フヘキ筋無  
之者ハ、旧ノ如ク都テ御用為取扱可然哉、

第九条 該地へ罷越候御用馬險難ノ遠路ニ足ヲ痛メ候ニ  
付、該地へ留置、番人ヲ付置候処、差当リ世話行届キ  
兼候間、馬丁壹人御差遣相成度候、

追テ右御用馬ハ全快次第本庁へ相返シ可然哉、

第十条 已ニ第二条ノ如ク、宮ノ城ヲ各地巡回ノ根拠ト  
シテ同所へ官員詰居救恤ノコトヲ取扱候節ハ、小使數  
名無之テハ差聞候ニ付、已ニ二名ハ本庁ヨリ差遣相成  
候得共、右ノ上適宜地民等ヲ雇入可然哉、

第十一条 出水筋出張ノ巡查三十名ノ内ヲ以テ宮ノ城辺  
ニ留置キ、同地方ノ行政警察御施行相成候様致度候、

明治十年七月一日

指令

第一・第二条申立之通

第三条別紙内達書之通可相心得事、

第四条申立之通、尤重傷之者ハ本庁病院へ送致スヘキ事、

第五条申立之通、

第六条救恤米ハ其土地ニ於テ可買上、万一難行届節ハ本

庁へ運輸之儀可申越、臨時差問候節ハ申立之通、

第七条該地出張之将校へ協議之上便宜可取計事、

第八条申立之通取計人名可届出事、

第九条本条但書共申立之通、

第十条嫌疑筋無之者雇入人名可届出事、

第十一条大口・出水出張之平山大警部及小野修一郎等へ

巡查分遣之儀遂協議、警察事務施行候儀ト可相心得事、

七月二日

救恤所ヨ上町ニ開キ之ニ飯或ハ米ヲ給ス、

大隈大蔵卿へ上申書

入渠以來管下ニ於テ開戦相成、加ルニ人民兵火ニ罹リ饑

餓ニ迫ル者不尠、且ツ諸官員糧米等モ一時差支ヲ生シ候

ニ付、兼テ伺済ニ基キ、米三千石長崎出納局出張所ニ於

テ既ニ操替請取候間、此段御届仕候也、

明治十年五月廿七日

指令

上申之趣米価金壹万四千四百円、在長崎出納局出張所ニ

於テ立換置候旨同所ヨリモ申立候条、兼テ其県へ下渡置

候臨時費金額之内ヨリ同出張所へ返弁可致候事、

明治十年六月十五日

七月三日

川村参軍ヨリ達書

其県管下之士族哨兵線内へ帰住出願之者有之候節ハ、是

迄当管へ伺出相成候処、以來其庁限り之見込ヲ以テ、男

子ト雖トモ年齢ニ不拘差許候様可致、就テハ右帰住出願

之節、何区何番地何馬場又ハ何通り居住之訳、及親兄弟

等之内出兵之有無ヲ詳細記載為致、尚取調之上当人出兵

致候者ニ無之候ハ、戸長ヲ以テ保証人ト為シ、速ニ帰

住可為致、尤不取調等ニテ後日不都合相生シ候節ハ、戸

長ニ於テ其責ヲ免カレサル段、兼テ戸長共へ申渡候様可

致、此旨相達候也、

明治十年七月三日

甲第七号布達

先日以來敗北ノ賊徒并ニ手負ノ者共、是迄 朝廷ノ厚キ御諭シヲモ弁ヘス、今日ニ至リテ猶村々ニ隠レ、更ニ後悔不致ノミナラス、種々ノ虚言ヲ吐キ人心ヲ惑シ、心得宜キ者迄デモ無体ニ威シ附、改心ヲ妨ケ候趣ニ相聞エ、不埒ノ事ニ候条、今後速ニ改心致サル者ハ夫々探索ヲ遂ケ召捕候上、急度重罪ニ行ハレ、且又是迄罪ナキ者ト雖トモ、右等不埒ナル者ヲ隠シ置キ訴ヘ出サルニ於テハ、本人同様重罪ニ行フヘク旨川村參軍ヨリ相達セラレ候条、心得違ヒ無之早々帰順可願出、此旨布達候事、

五個ノ救恤所ヲ廢ス

入來重通邸救恤所ハ 五月十日開設

諏訪甚六邸同 同

今井兼角邸同 同

旧郵便局 同 五月十六日開設

櫻島赤水村同 五月廿五日開設

右五ヶ所開設ノ日ヨリ今日ニ至リ人員・米量合計

人員 七万二千五百二十拾三人

米量 八百九拾八石六斗三升五合

(七月五日)

川村參軍ヨリ達書

喜入・指宿其他出張先ニ於テ帰順願出候者不尠趣ニ付、隊長・兵卒之別ヲ不問此際總テ自宅謹慎申付置候様、至急出張官員ヘ可申遣、此旨相達候也、

七月五日

武村救恤所ヲ廢ス、但六月卅日開設、

開設ノ日ヨリ今日ニ至リ人員・米量總計

人員 壹万三千人

米量 式拾四石壹斗五升

(七月六日)

參軍附有馬中秘史ヨリ通知書

過刻柿原義則ヲ以テ御申越相成候、現今進軍部署凡ソ別紙之通候条、御心得ノ為メ此旨申進候也、

七月六日

別紙

豐後口ヨリ進入ノ官軍

重岡

鹿兒島ヨリ進入ノ官軍

國分 溝部 横川

向へ方進入ノ官軍

志布志 大崎 高隈 百引

人吉口ヨリ進入ノ官軍

飯野 加久藤 須木 諸縣郡吉田

出水口ヨリ進入ノ官軍

鹿兒島ヨリ諸所近郷并ニ下瀉方面大巡邏

右昨五日迄進軍及ヒ配兵之概況

出水郷出張官員ヨリ報告書

一 当麓之土族ハ都合五百名余之処、十中九分<sup>(九割也)</sup>釐迄ハ賊徒ノ脅迫ヲ受ケ、一旦出軍致居候処、過日追々帰順願出

今日迄三百余名、殆四百名帰順願出候ニ付、川路少将

ヨリ総督官へ伺濟ニテ、昨夜ヨリ今日へ掛戸長預ニ相

成り、右引渡ノ節は大江逼立会ヒ、第十六号ノ告諭書

其他今般ノ一挙ニ付緊要ノ布達ノ旨趣ヲ説諭シ、本日

夫々自宅へ為引取申候、

一 川路少将ノ一手ハ、去ル廿日夜十二時ヨリ阿久根并宮

ノ城へ進撃、翌廿一日ニハ川内川ヲ渡リ宮ノ城ヲ攻落

シ、路々小セリ合有之、此戦ニ官兵ノ死傷二十余名ト

云フ、

一 今廿三日午后第三時、総兵ヲ纏メ本陣ヲ宮ノ城ニ移シ

タリ、宮ノ城ハ鹿兒島ヲ去ル十一里ナリト云フ、

(七月八日)

丙第拾参号

七十歳以下十歳以上ノ土族哨兵線通行禁止ノ儀ハ、兼テ

布達ニ及置候処、近比右年輩ニシテ平民ノ姿ニ粧ヒ、偽

テ哨兵線通行致候者有之哉ニ相聞へ甚不都合ノ儀ニ付、

自今右様ノ者有之候節ハ、捕縛之上相当ノ処分ニ可及旨

川村参軍ヨリ被相達候条、心得違無之様可致、此旨管下

士族へ布達候事、

七月九日

大久保内務卿ヨリ申達書

曩ニ其県請求ニ応シ指出候巡查之儀ニ付、一昨七日神戸

出帆ノ名古屋丸ニテ六百名、猶引続玄海丸ニテ千名指出

候様先便申進置候処、名古屋丸乗組六百名ノ内ニハ新募

巡查二百名組合居、右ハ行政警察上ニハ何分用立兼ル趣

川路ヨリ申聞有之、因テ右二百名ハ神戸へ残置、四百名

文先ツ名古屋丸ニテ指出候、且ツ玄海丸乗組千名之内ニ

モ同様新募巡查雜リ居候テハ、行政上却テ不都合ヲ生ズ

ベクト、是又川路ノ見込ニテ新募四百名相除キ、常式巡

査ノミ六百名指出候事ニ相決申候、右之都合故前書申進

セタル人員トハ致齟齬候間、其段被致承知度候、最残り千名之分ハ現今専ラ詮議中ニ付、繰合出来次第疾速出張為致候、是亦被致承知度、右之段御心得迄更ニ申達候也、

十年七月九日

從二位島津久光・從三位島津忠義ヨリ依頼書

県下暴徒御征討ニ付人民近在近郷ヘ難ヲ避ケ候処、居宅ハ過半兵燹ニ罹リ日數モ殆六十日ニ及ヒ、糧食等ニ苦候折柄、過日下町モ三分之二焼亡シ、益飢餓ニ可迫形勢ニ相成、無罪ノ良民此不幸ニ遭ヒ旧情モ有之、実以テ憫然之至ニ不耐候、因テ不取敢米代トシテ乍聊金壹万円施行致度候、近頃御手数ノ至リニ候ヘ共、御職掌ニ付足下ヘ御依頼申度候間、御配當ノ儀以御見計可然様御取扱成給度、此旨御示談ニ及ヒ候也、

明治十年七月三日

(七月廿二日)

參軍本營ヨリ通知書

新撰旅団一大隊半唯今到着候ニ付、琉球館ヘ<sup>(練)</sup>操込候条、此旨申入置候也、

七月廿日

七月廿三日

參軍本營ヨリ達書

征討総督有栖川宮明廿四日当地御着船可相成筈ニ付、為心得此段相達候也、

七月廿三日

七月廿四日

官軍都城ヲ進撃ス、陥ル、因テ県官等ヲ派遣シ、説諭救恤等ニ從事セシム、

七月卅一日

五等属親康忠紀ヨリ復命書

七月廿三日午后四時、清輝艦ニ乗組戦地ノ景況視察ノ為廻艦、見聞スル所ノ概略左ニ上申仕候、

一廿三日午后六時四十分発船ス、

一廿四日午前七時日向外浦ニ着ス、同地ハ未タ賊地ナル故、軍艦一艘沖ニ碇泊陸上ノ賊軍ヘ砲撃スルヲ見、清輝艦ヨリモ大砲四発放射ス、賊小銃ヲ以テ応スルト雖彈丸届カス、須臾ニシテ抜描ス、午后五時二十分豊後猪ノ串ニ着、士官一名同身上陸丸市尾ト云フ所ノ警視隊萩原大警部ノ本營ニ至リ、景況ヲ聞クニ、方今豊後路ノ諸軍ハ小勢ニシテ進撃シ難ク、賊軍ヲ探訪スルニ頃日勢増加セシヲ以テ、不時襲撃ノ模様アル由、依

テ官軍警備充分ナリトノコト、依テ賊ノ根拠トセシ所  
 ハウタヒ村ト云フ、且豊日接続ノ人民大ニ賊之為メ課  
 役ニ苦ミ、密官軍ノ来ヲ俟チ大ニ悦服ノ色アリ、故ニ  
 此地ニ若干県官巡查ヲ派出シ、尚撫恤ヲ専ラ施ス時ハ  
 猶更安堵、弥方向ヲ定ムヘシト云フ、

一廿五日午前五時発錨、同九時佐伯沖ニ着、士官三名ト  
 俱ニ上陸、夫ヨリ左右ニ分レ官氣至ハ重岡ニ赴キ、谷  
 少将ノ本營ニ於テ戦況ヲ聞クニ、本月廿三日賊不意ニ  
 襲撃スルノ目途立サル由、又小官外一名ハ佐伯衛ニ赴  
 キ、同所并三田井口出張セシ県官ノ所在ヲ尋ヌルニ更  
 ニ分ラス、稍クニシテ江馬三郎ハ豊後小ノ市ニ在ト聞  
 ケ共、此地ヲ距ルコト凡十里、山谷懸隔ノ場所ナルノ  
 ミナラス、出艦ノ際限アル故余儀ナク面逐ゲサルナリ、  
 一廿六日洋中風波ノ危懼アルヲ以テ、此日佐伯沖ニ碇泊  
 ス、

一廿七日午前五時出艦、午后三時猪ノ串ニ着、同所ニ日  
 進艦・扶桑丸其他二艘投錨ス、扶桑丸ハ黒田參軍東京  
 ヨリ鹿兒島ヘ航海ノ趣キ、又伝聞スルニ、宮ノ城ハ已  
 ニ陥リ官軍ニ属セシヨシ、

一廿八日午前十一時三十分志布志ニ着、兼テ牒合セシ如

ク、火箭凡二十発・号砲三発ヲ以テ合図ヲナセ共、如  
 何シタリケン、凡ソ半時間余モ応セサル故、尚亦端舟  
 ヲ漕出シ探偵ナスニ、弥官軍ニ紛レナキコト瞭然、其  
 時陸上ヨリモ火箭応放セルヲ以、午后一時士官ト俱ニ  
 上陸、都ノ城陥落ノコトヲ委シク聞キ、夫ヨリ士官ト  
 分レ、小官始メハ同所ヘ出張罷在清水亭外一名ニ面シ、  
 夫是照合、官氣至ハ志布志出張人少ノ趣ニ付、加勢シ  
 テ相残シ、而シテ小官外一名ハ五時出足、其夜暫時若  
 川ニ休憩ス、

一廿九日午前二時発程、都ノ城ニ赴キ、先ツ同所出張西  
 久保紀林等ニ面接、夫是照合、而シテ伏見宮附屬參謀  
 千坂中佐ニ謁シ戦況ヲ聞クコト左ニ、

一都ノ城大進撃総軍ハ正面三浦、左翼首我、右翼新撰旅  
 団ノ三手ナリ、

一新撰旅団ノ手ニテ七月廿二日進軍、霧島神社ノ賊ヲ払  
 フ、

一第三旅団三浦ノ手ニテ七月廿三日未吉進軍、

一新撰旅団第二・第三大隊并第四大隊ノ三中隊ハ、七月  
 廿三日曉総進軍ノ節残賊霧島山ニ遁逃ス、

一第三旅団三浦ノ手ニテ七月廿四日財部及都之城攻撃取

之、

- 一 新撰旅団諸軍ト第三旅団ノ右翼、保守トシテ七月廿三日哨兵配置セリ、
- 一同手ニ七月廿四日残賊進撃シテ進軍ノ節、降伏人凡二百名余アリ、
- 一同第二大隊ノ二中隊、第三大隊ノ第一・第二中隊ト第三旅団ト合併シ、七月廿六日高岡へ進軍ス、
- 一 第三旅団三浦ノ手ニテ七月廿五日高城攻撃取之、同手ニテ七月廿六日山之口ノ残賊ヲ払フ、
- 一 七月廿七日第三旅団ト新撰旅団ト合併宮崎進軍ノ処、第三旅団三浦ノ手計ニテ進軍ニ決議ス、
- 一 七月廿八日梶山口ヨリ清武へ大山少将ノ手進軍、此手へ新撰旅団合併進軍ニ更ニ議決ス、
- 一同日山之口ヨリ宮崎へノ新衛道會我少将ノ手進軍、
- 一同日高島少将ノ手ニテ妖肥進撃取之、同所ヨリ統テ宮崎進軍、
- 一 野尻ヨリ山形參軍総括、三好・山田ノ両少将ノ手ニテ綾マテ既ニ進軍、高岡・宮崎ヲ進撃ノ手筈、
- 一 賊魁西郷・桐野共宮崎ニ居ルヨリ西郷ハ大ニ慚愧セシヨシ、

一 賊軍宮崎ノ大河ヲ渡リ、背水ノ陣ヲ布キ必死ノ覚悟ノヨシ、

一 賊管ハ宮崎・高岡・佐土原・高鍋・延岡トノコト、

一 岩川ヨリ都之城迄ノ途中賊ノ死体十三埋有之、

一 都之城ニテ賊ノ死体廿七有之趣、

一 川村參軍ニハ宮崎陥リ次第一ト先鹿兒島エ引揚クトノコト、

一 廿九日午后二時出足、通山ニテ一泊、

一 三十日帰着仕候、右ニ付テ沿道人民ノ向背苦樂等概ネ

見聞スルニ、一時兵難ヲ壁ケ流離遁亡ノ者モ方今追々

皇威ニ服シ、尚官庁ノ保護ヲ抑キ其所ニ帰シ、就産ノ

模様有之趣相聞へ候得共、此上眞官并巡查等時々巡回、

尚以安業ニ基キ候様一層御手ヲ尽サレ度、此段上申仕

置候也、

八月一日

西久保紀林外一名巡回先高岡ヨリ在都之城県令へ

上申書

今般出発馬上急行ニ候エ共、途中諸団之輜重運送甚雜查、九時過高城ニ至ル、同所ハ眞官一名出張諸事取扱罷在候、

避難ノ人民モ過半帰住致居候、直ニ同所ヲ発シ、高岡迄ハ山路峻岨、加フルニ運輸之糧食陸續タリ、容々日暮頃高岡着、山縣參軍ノ本営ヲ問ヘ共雜沓ニテ分ラヌ、第二旅団本部參謀部ニ至リ、三上大尉ニ面語シ左ノ報ヲ得候、

一山縣參軍ハ本莊ノ六日町(高岡ヨリ凡一里東北ニアリ)ニ転營、本日ハ必

平松(高岡ヨリ凡三里余)ト云フ所ニ出張ノヨシ、

一官崎ハ一昨夜第三旅団進軍、昨朝官崎ヲ取テ之ニ操込(續)ト云フ、

一第二旅団ハ昨日ヨリ佐土原ニ進軍、昨夜同所ニ操込タル確報ヲ得タリト、

一凡此形勢ニテハ既ニ高鍋ニ及ブナラント、

一官崎ノ辺海岸ハ三旅団ノ持場ニ付、高岡ニテハ詳細ノ儀ハ不分ト雖トモ、山手ノ方ハ二旅団ノ持場ニ付、一

体ノ人氣モ承リ、本莊ノ辺ハ元幕府ノ預地ニテ此節一名モ立退不申、官軍ノ来タルヲ待ツト、高岡モ一旦立退候得共、最早半ハ歸り来リ、都テ人氣ハ宜都合ニテ

高城・高岡ノ間ニハ官軍ノ為メ路傍ニ食物杯売居候、

一概略前条之趣ニ付、明日ハ尅名同所ニ相残リ、尅名ハ

官崎ニ罷越積ニ候、

一閣下御出張之儀、先ツ当地迄御越可然存候、途中握飯

テモ御用意ナケレハ恐ラクハ飢餓ノ御愁アラン、此地昨日御宿所可相設候得共、御着ノ節ハ高岡中村馬場戸長杉尾宗益宅ヘ一応御立寄可被下候、委細御面謁可申上候、

一小野某外ニモ直ク出張可然ト存候、

右伴々不取敢上申仕候也、

十年八月一日

八月二日

去ル三十一日官軍官崎ヲ抜ク、時ニ県令官之城ニ在リ、直ニ此ニ到リテ支庁ヲ開カントス、因テ電報アリ、則チ

二等屬藤井楯雄外屬官四名并ニ病院副長山崎泰輔外医員二名ヲ遣リ、県令ニ此ニ随行セシム、

別紙

鹿兒島防禦線ノ儀、是迄官兵差出置候処、追々鎮定ニ趣候ニ付解線可致旨其筋ヘ相達置候条、甲突川筋橋々エ設置候土俵ハ勿論、往還筋障得之場所ハ速ニ取除方取計可申、此旨相達候也、

八月三日

有栖川宮都之城ニ行カル、此日午前八時発駕、渡邊大書記官之ヲ当波戸場ニ送ル、



丙第十八号布達

当地開戦之節哨兵線内各所へ台場相設、其内墳墓ノ石碑等取除候個所モ不少候ニ付、明後五日松原神社近辺へ官員出張、同所ヨリ着手諸所順次官費ヲ以テ如旧碑石取建候条、墓主又ハ親戚(感)ノ者該所へ出頭掛官員へ届出、諸事可承合、此旨区内無洩可相達事、

但シ墓石破損ニ及ヒ候分ハ不得止儀ニ付、其儘取建候

儀ニ付、為心得添テ相達候事、

県令宮崎支庁ニ在テ左ノ布達ヲ揭示ス

番外

管下賊徒共宮崎ニ於テ偽札ヲ発行致候趣、右ハ通用嚴禁申付候、依テ所持ノ者ハ区戸長へ差出、区戸長取纏メ本支庁并ニ最寄出張所へ可差出、此旨布達候事、

(八月四日)

大久保内務卿へ上申書

今般兵火ニ付テハ、当県下市衛(舊)ノ士民兵火ニ罹リ候者夥シク、目下飢餓ニ迫ル者亦不尠、日夜救恤之事ニ尽力候得共、何分各所万余之屋宇一時ニ烏有二属シ候事故、場所柄ニ寄り救恤小屋等建築不仕候半テハ難有成次第ニ候処、此際木材ニ差支可申者必然ノ儀ニ可有之、若シ事実

無拠場合ニ差臨ソミ候節ハ、不得止県下從來官材之内水源涵養土砂扞支、或ハ風潮防禦及良材等生立候場所ヲ除キ、其他ノ官林ニ於テ木類伐採候儀モ可有之候間、予テ御聞置相成度、尤今所毎ニ官員出張申付、決シテ濫伐ノ儀無之様嚴重ニ取締可申候条、特別ノ詮儀ヲ以テ前件御允許相成度、此段及上申置候也、

明治十年六月三十日

番外布達

追々遺走(捕)ノ賊徒兵器(砲銃及ヒ刀劍ノ類)ヲ棄テ、山野ニ潜伏致候者不尠哉ニ相聞エ、右等ノ者ハ夫々搜索ノ上捕縛致シ可処嚴科ハ勿論ニ候へ共、或ハ自首ノ上帰順スル者ハ一応取調之上、自ラ其罪ヲ可減義モ可有之候間、各村ニ至ル迄テ篤キ御旨意ノ程ヲ丁寧説諭可致、万一此上ナカラ抵抗スル者有之ニ於テハ、速ニ同所へ可届出、就テハ山野ニ匿シ又ハ人家ニ預ケ置キ兵器ヲ官ニ納メ、將タ潜伏人ヲ誘導帰順セシムル等ノ節儀ヲ尽シ候者へハ、相当御褒美可下賜候条、向後右等ノ者ハ姓名取調可届出儀ト可相心得、此旨至急管下へ布達可致候也、

都之城出張

十年七月廿九日

征討本營

岩村県令殿

追テ本文ノ趣ハ、婦女子ト雖トモ解シ易キ様片仮名ヲ  
傍書シ布達候様可取計、此旨為念別達候也、

右之通御達相成候間、此旨布達候事、

八月五日

内務卿へ上申書

本月三日宮崎支庁開庁仕候間、此段御届申上候也、

甲第二十三号

管下追々鎮定ニ趣候ニ付、甲突川筋橋々ハ勿論、其他防  
禦線解線相成候条、為心得此旨布達候事、

八月七日

在都之城小澤大佐ヨリ電報

日向地方追々進軍ノ処、地方取締甚ダ手薄ニシテ間々不  
都合少ナカラス候ニ付、進軍ニ從ヒ即刻巡查分配相成候  
様山縣參軍ヨリ申シ来リ候間、予テ出先へ巡查準備致置  
キ、進軍ニ從ヒ分配候様警視出張所へ御協議ヲ取計ヒ有  
之度、

県令高鍋出張先ヨリ内務卿へ電報

賊徒今延岡ニアリ、官軍明日ハ進撃ノ由ニ付平定必ズ近

ニアル可シ、然ルニ延岡ハ米不足ノ地ナルカ上ニ長ク賊  
徒ノ拠ル処トナレバ、最早米穀共ニ尽キ果テ候事必然ト  
相考候、依テ都之城・宮崎・佐土原・高鍋方ニ於テ米穀  
買入ノ儀精々尽力セシ処、右地方逆モ既ニ賊徒共奪取り  
更ニ余米ナシ、尤モ延岡地方ノ人民ハ餓死スベキノ模様  
ニ付、此際東京・大阪等ニテ蒸氣船ニ米五千石積セ置  
ノ上、延岡平定ノ報知御承知次第彼地ヨリ直ニ細島へ向発  
船輸送相成度、何分鹿兒島等ヨリ小官取計ニテ米回シ方  
ノ儀ハ万々相調ハズニ付、必ス御二念ナク御英断ノ儀只  
々相頼候、速ニ御返報ヲ待ツ、

八月八日

在高鍋県令ヨリ本庁大書記官へ電報

河野幹事に着ノ由シ、然ルニ延岡不日陥ル可キニ付、其  
一切ノ始末ヲ着ケ歸ル積ニヨリ、此度ハ面会能ハズ候、  
因テ賊徒未済ト見込ムモノハ、一々鹿兒島ニ呼ヒ出サズ  
処分相成候様御協議アリタシ、且賊徒捕縛護送ノ手續有  
之候ニ付、急キ警視官并ニ巡查高鍋マテ差出シ候様綿貫  
へ御談アル可シ、

八月九日

高鍋出張県令へ同静岡大佐ヨリ通知書

別働第二旅団ノ兵、鬼神野ヨリ押出シタル一大隊美々津ノ上流ヲ山陰ニ涉リ、一昨七日午後六時富高新町ニ入ル、第二旅団ノ先鋒五中隊ハ昨八日午前八時福瀬ニ涉リ、午後六時同ク新町ニ入り、細島モ己ニ我有トナル、他ノ兵モ統テ進軍中ノ趣只今出先ヨリ通知有之ニ付、不取敢此段御通知ニ及ヒ候也、

同内務卿へ電報

官軍富高新町ニ入り、細島既ニ我有ニナリ、統テ進軍ノ趣ニ、予テ願置ク米御廻シノ儀尚又急キ御覽覽ヲ請フ、

同宮崎支庁へ達書

別紙第二旅団ノ兵鬼神野ヨリ押出シタル一大隊、美々津ノ上流ヲ山陰ニ涉リ、去ル七日午後六時富高新町ニ入ル、第二旅団ノ先鋒五中隊一昨八日午前八時福瀬ニ渡リ、午後五時同シク新町ニ入り、細島モ既ニ我有ト相成ル趣、昨日報知有之、付テハ兼テ相達置候通出向可被致、此旨相達候也、

別紙同前

同本庁大書記官へ電報

官軍一大隊美々津ノ上流ヲ山陰ニ渡リ、去ヌル七日富高新町ニ入ル、一昨八日細島モ我有ト成リタリ、偕其地ニ

アル米員数取調べ、至急返事アル可シ、

(八月十日)

御用掛西久保紀林巡回先ヨリ県令へ上申書

昨九日高鍋発、小丸川出水、馬上通シ難キヲ以テ歩行ス、正午ニ名貫川ニ至ル(高鍋ヨリ二里半)、此川暴雨ノ為メ橋落ツ、水腰ニ及フ、辛シテ前岸ニ達シ都農ニ至ル、此処各旅団ノ兵進軍シテ纔ニ屯在ス、人民大概帰宅ス、焼失ノ家八九戸ヲ見ル、皆敗賊ノ放火ニ罹ルト聞ク、戸長ヲ呼ヒ出シ人民安堵、其外廉々ヲ諭達シテ発足ス、此時暴雨頻ニ降ルト雖、是非美々津ニ達セント大雨ヲ冒シテ寺迫村ニ至ル(津農ヨリ凡二里半、是ヨリ美々津迄一里アリ)、雨弥々甚シク道路川ヲナス、谷川激流シ一步モ不能行、進退実ニ谷ル、不得止寺迫村ノ一小家ニ泊ス(後ニ聞ク、此辺小谷川ニテ此時兵卒一名・人夫二名流失スト)、本日午前六時過出発美々津ニ至ル、此所市中村落各戸皆雑沓、將校・兵卒止宿セサルナシ、市中人民ノ我家ニアル者ハ纔ニ百分ノ一二不過ナラン、其余ハ各地ニ退去スト、先ツ差シ向キ第四旅団及ヒ新撰旅団ノ本營ニ付テ戦地ノ模様ヲ聞ク、左ノ如シ、

一去ル八日ノ進軍ハ、夜来ノ降雨ニテ河水漲リ渡船不充分ナリト、

一昨九日第四旅団・新撰旅団等河ヲ渡リ、本道ヲ進軍富高町ニ至ル(美々津ヨリ三里余)、夫レヨリ細島ニ(富高町ヨリ一里余)、緑込ノ報同日アリ、其後本日迄デ報知ナシト、

一第二旅団ト別働第二旅団ハ、美々津川上山手間道ヨリ一昨日・昨日ト進軍、既ニ昨日是モ富高ニ操出タリト云フ、

一賊將桐野・邊見ノ隊右両道進軍ニ依リ、今ハ其間ニ包マレ福瀬出口ト申所辺ニアリ(福瀬ハ美々津ヨリ三里山手ナリ)、本日右両所辺ニ兵隊配賦ノ筈ナリト、

一最初賊ハ美々津川ヲ隔テ東ノ方幸脇村ノ要所ニ抛リ、兩三日砲戦シタリト、其為幸脇村ノ人家ノ川岸ニ有ル者ハ四拾余戸官軍破裂丸ノ焼ク所トナレリ、一昨日・昨日聊砲戦アリテ進メリト、既ニ如斯富高・細島官軍ノ有トナレバ、凡賊ハ四五里間ニアリ、必滅亡不日ナラン、

一山縣參軍ハ本日モ美々津在陣ノ由、川村參軍ハ高松村ニ宿陣也ト(高松ハ美々津ヨリ拾四町西細島ノ方ニ依ル)、山縣參軍ノ宿陣所ハ未尋当ラス、後刻猶尋ベシ、東伏見官様ニハ新撰旅団ノ本陣ニテ面謁ス、

一戸長・保長未尋当、是後刻取調ノ積ナリ、下官等ノ宿所美ニナシ、容々高松村ノ上別府ト申所ノ一農家、疊四枚アル所ヲ借用ス、諸事不都合勝ナリ、

一都合ニヨリ富高・細島へ罷越度候得共、何分渡船叶否不相分、且彼地辺ハ猶更多勢入込宿所ハ必定無之ニ付、仮令一旦往トモ美々津へ引返サマルヲ得サルモ難計存候、

右伴々不取敢概略ノ景況仕リ候、委細ハ青山勝吉ヨリ御聞キ取被下度候、  
十年八月十日  
追て賊ノ患者モ大分有之趣ニ候也、  
(八月十三日)

一 県令へ小野修一郎・西久保紀林ヨリ上申書  
過日富高・細島進軍ノ未追々戦鬪線ヲ進メ、昨十二日延岡街道門川進撃(富高新町ヨリ凡二里十町)、官軍是ニ抛ル、此戦ヤ賊数十名ヲ討ツ、官軍死傷十余名、本日ハ大末・角佐辺へ進撃(尾末カ加草カ)

(門川ヨリ凡二町余北)、明十四日午前三時ヨリ各道共進撃之筈ニ候由、既ニ本街道ノ戦鬪戦ヨリ延岡へハ三里程ノ処、明日一挙ニテ延岡ヲ撃破スルヤ否不相分候得共、最早破ル、ハ遠キニ有之間敷被考候、猶跡ヨリ御報知上申可候、此

段聞取ノ儘不取敢上申仕候也、

八月十三日

追テ西久保儀昨日富高新町へ罷越、本日ハ細島へ罷越  
候未富高へ引返シ候、両所共差テ相替ル儀無御座候也、  
(米)

八月十四日

官軍延岡ニ進撃ス、賊退テ可愛嶽ニ拠ル、官軍之ヲ囲ム、  
八月十八日

賊徒可愛嶽ノ囲ヲ脱ス、

県令へ西久保紀林ヨリ上申書

本日哨兵線ノ場所へ罷出見聞候処、今朝ヨリ山ノ手守線  
出征第二旅団ト賊対戦、終日位地ヲ不変及砲戦居候、尤  
夕刻ノ景況ハ帰宅ニ付相分不申、最早必死ノ賊ニテ随分  
強悍ニ有之、別働第二旅団ノ如キハ防戦ノ為カ、数十ヶ  
所敵重ノ塁ヲ築有之、蓋本日ノ戦ヲ殆スルヤ、昨夜出征  
二旅団ノ守線へ賊切り込、官軍少シク位地ヲ去リ、其為  
輜重等若干掠奪、今朝モ亦渠ヨリ求ムルノ気アリテ、頗  
ル激戦ノ趣ニ相聞へ候、尤本街道ノ軍ハ豊後口ノ兵ト連  
絡之後熊田等モ取り、本日ハ益山ノ手ニ進軍凡半里余モ  
迫り候、且降伏続々有之、今朝御承知ノ飢肥ノ七百余名  
ト合シテハ凡ソ四千余名ノ由、其内三千余ハ熊田其外ノ

病舎ニアル銃創患者之由、其者共ノ説ニハ、昨日欽賊中

ニハ更ニ決死ノ者ト否ト各赤心ヲ吐露サセ、昨夜來戦フ  
者ハ全ク決死ノ者ニテ凡三千程ト相聞候、其余ハ却テ降  
伏ニ出候趣、尤糧食耗渴、必一兩日中ナラント被察候、  
此段現場ノ事情等概略上申仕候也、

八月十八日

明朝モ亦々罷越積ニ候也、

(八月廿日)

県令ヨリ在延岡山縣參軍へ上申書

拜啓、過日拝顔之節延岡ヨリ賊徒乗船遁逃云々被仰聞候  
ニ付、帰途取調候処、別紙ノ通当戸長ヨリ申出候、多分  
右船ニ相逃有之間敷相考候間、此段申上候也、

別紙

六番隊

山名重三

以下式拾五人

(須美江町)

八月十三日午前二時頃ヨリ延岡須美江ト申処ヨリ獵船  
ニテ乗組、翌十四日当大区七小区都農福良へ午後五時  
頃着船、

同隊

山口善男  
以下十四人

右同断延岡浦尻ヨリ乗船、翌十四日右同断、  
右之通吟味仕候、同十五日耳津迄差越、同十七日東京警  
視宮崎分署出張所ヨリ御札之上、自宅謹慎被申付帰区仕  
候、尤モ外ニ乗船ノ者前後見当不申段モ申シ出候也、

明治十年八月十九日

第九十七大区区长

武藤東四郎

鹿兒島県令岩村通俊殿

八月二十二日

曾テ島津家ヨリ依頼ノ庁下三大区ノ人民エ賑恤ノ金円  
処分終ル、但シ其人民ノ貧富ヨハカリ三類ニ分チ、之  
ヲ配付ルルコト左ノ表ノ如シ、  
(スカ)

上		部	
戸別	金額	合	計
戸別	四十五錢	金	四百八十五戸
人別	十錢	戸	貳拾八円貳十五錢
		金	貳千六百〇二人
		戸	貳百六十円六十錢
		人	貳百六十円六十錢

中ノ部

戸別	金額	合	計
戸別	六十錢	金	千三百四十七戸
人別	三十錢	戸	八百〇八円貳十錢
		金	六千四百〇壹人
		戸	八百三十二円三十九錢
		人	八百三十二円三十九錢

下ノ部

戸別	金額	合	計
戸別	七十五錢	金	五千二百四十戸
人別	八十錢一五	戸	三千九百三十円
		金	二万二千八百〇九人
		戸	三千九百五十円〇六十九錢
		人	三千九百五十円〇六十九錢

總合計

右三類ノ配布金額總計 金九千八百十円〇十三錢也

金九百八十九円八十七錢ハ、下部人別ニ配布ス、合金額万円

御用掛西久保紀林ヨリ上申書

昨廿一日熊田迄巡回(延岡ヨリ凡四里拾一余北)同所本營ニテ谷少将ニ

面会(折柄三好其他)、脱賊之所在及ヒ当今之賊情承合候処

左ニ、

一賊魁等ハ去ル十八日第一旅団・第二旅団間之哨兵ヲ破

(可愛岳)

リ、井ノ岳ノ囲ヲ脱シ候後祝子川(延岡ヨリ間道ハ凡七里、極難所)鹿川へ

(祝子川ヨリ凡三里余)出デ、至ル所官軍後備ノ兵線ヲ突キ行之勢ヒ

(既ニ祝川ニテ戦ヒ、亦鹿川ニテ戦フ)、官軍ハ之ヲ受ケテ且戦且ツ退テ衛ルノ

景況、今ノ形勢ニテハ鹿川ヨリ豊後ニ出ル欵、亦ハ高

千穂地方三田井ニ出ル欵ト被察由(鹿川ヨリ三田井ハ凡六七里)、尤諸

所へ配兵有之由、凡其脱賊ハ四五百或ハ六七百名ナリ

ト云、

一目下賊ヲ尾撃之兵ハ纔ニ谷少將之兵若干ナリト、各旅

団ハ最初賊ヲ囲ミタル井ノ岳及ヒ其左右後ノ山々数里

之間山上山下共哨兵ヲ配リ、漸々進軍殘賊之漏脱セサ

ルヲ要スルノ策ナラント、

一井ノ岳其外山上山下ニ今ニ殘賊潜伏有之、最早抗抵之

方ハ無之、只恐怖シテ山外ニ不出由、日々数名ツ、降

伏ニ出候、

一前条之趣ニ付、小官ハ本日ヨリ高千穂地方ニ赴儀ニ有

之候、

一熊田其外へ負傷者三千余名有之趣最初相聞候処、昨

日同処及ヒ其道中村々取調候処、最早熊田ニハ三百余

ノ患者アリ、歩行ノ叶者式百六七拾名ハ谷少將ノ本營

ヨリ降伏人一同豊後地ニ送致、殘重傷者三十拾名程之由、

長井・兵野其他ノ各村既ニ式千五六百名モ有之候処、

(後野)輕傷者歩行之叶者ハ旅団ヨリ降伏人一同是亦引連、今

殘ル者式百余名重傷ノミ寺院在家ニアリ、其他延岡へ

既ニ運取之患者数名有之由ニ候得共、最初ノ見込程ニ

ハ患者無之由也、

八月廿三日

富岡熊本県令ヨリ電報

三田井ノ賊糧食ヲイワトニ運ビ、(若戸)ヲシカタニ台場ヲツキ

割拠ノ様子ナリト報知アリ、昨日ヨリ鎮台兵及別働隊一

旅団馬見原ニ向ケ進軍セリ、

八月廿三日

延岡ヨリ電報

熊田ノ病人三十程アルヨシ、且賊ノ病院器械ハナシ、此

地ノ病院イヨイヨ今日開ク積リ、患者ハ先ツ六百名ナル

可シ、此外相加リテモ到底千五百人ハカリニ止マル積リ

ニ付、山崎ヨリ申出ノ藥品等先ツ千五百人ノ御見込ヲ以

テ至急御送致アリタシ、

八月廿四日

在延岡山縣參軍ヨリ電報

西郷以下脱賊人吉ニ向フカ如シ、然レトモ彼等出没常ナク、何レノ地ニ方向ヲ転スルモ測リ難クニ付、其地巡查ノ警備一層嚴重ニ注意有ルベク、尚此旨裁判官ヘモ通知シ、捕縛人取締リ方手落ナキ様深ク注意スル様申伝ヘアルベシ、

八月廿四日

同回報

西郷以下脱賊人吉ニ向フカ如シ、サレトモ渠等出没何レノ地ニ転スルモ難測、依テ当地巡查ノ警備一層嚴重ニ注意候様承知セリ、直チニ警視綿貫ニ協議致シ夫々取締リ可相付筈、然ルニ西郷等困ヲ脱ケ候ヨリ当地人心ニモ差響キ、何トナク不穩趣ニ相聞エ、余炎再ヒ燃エ出ル儀モ難測候間、此際当地警備トシテ二大隊計リ至急細島ヨリ汽船ニテ御差向ケ相成度、尤当地エ新撰旅団凡七百人程滞在候得共、更ニ規律等不相立而已ナラス、指令長官モ無之由ニ付前条二大隊程御差向相成、兵威ヲ以テ鎮庄ノ儀肝要ト存候間、此段相願候、速ニ御指令ヲ待ツ、

西久保紀林ヨリ上申書

(馬見原)

三田井ノ賊徒一昨夜中豆原ノ如ク退去ノ云々昨廿三日附ニテ具状候末、今廿四日三田井着、猶其節ノ形勢承ルニ、

去ル廿一日脱賊共三田井ニ入込第一旅団ノ糧食課ヲ襲フ、官吏皆避ク、物品掠奪ス、然シテ戸長役場ニ来リ、肥後阿蘇通、豊後中津ニ(中津ハ豊ノ前ナレトモ後トス)可往、人足百五十人各村可差出旨、正副区戸長中トシテ在三田井鹿兒島本営ト書シ先触差出(是ハ策ナラン)、且人馬雇ノ催促ヲ三田井ノ戸長ニ頻リニス、同廿二日追々人馬ヲ集メ半ハ官軍ト戦争、半ハ出発三田井ヨリ豆原行ト人馬ニハ約束シ、同夜迄漸ク引取候処、豆原街道ニ出ルト雖トモ三里半程ヲ往テ三ヶ所村之内坂本ニテ間道ヲ取り、七ツ山ニ行(三田井ヨリ八九里也)、豆原へ通路不致由、七ツ山ヨリハ人吉辺ノ様罷越タルニテ可有之歟、七ツ山・豆原へモ既ニ官軍進入有之候、

一三田井ニテ第一旅団ノ糧食課ノ金穀物品掠奪シテ、米式千余俵之内百俵ヲ致運輸、其残ハ人民ヘ安直可売払、若シ其儀不承知ナラハ焼払申聞候ニ付、戸長等不得止一時ノ策ヲ以買取ノ儀承諾候処、壹俵五銭ノ価ニテ代金取立其米ハ引渡シ、外ノ食物類ハ大概運送候由、其次第八直ニ戸長共ヨリ旅団ニ届出候事、

一戸長其外人民ニ対シ差テ暴悪ノ所業不致、唯人馬雇方ノ催促而已致シ、人夫式百余名ヲ取り賃銭モ払候由、其人夫ハ七ツ山ヨリ追々帰宅ス、少シハ先々へ運越未



歸之者モ可有之候、其他患害ヲ請候者モ無之事、

一戸長等ノ目算ニテハ、凡千余名ノ賊員ニテ三ツニ区分

シ、前軍・中軍・後軍ト称シ居候由、其内小銃ヲ携者

ハ凡三分ノ一、彈藥ハ三田井ニテ戰爭ニ潰シ、残り十

七箱ヲ運送シタリト、

一三田井軍用ノ電線所々切断ス、

右之趣不取敢上申仕候也、

八月廿四日

延岡出張所へ同郷戸長某ヨリ通知書

別紙四小区田代村ヨリ申越候ニ付御報知申上候也、

八月廿四日 別紙

以手紙申入候、然ハ今曉七ツ山村ヨリ(諸塚村)神門村(南郷村)へ薩州勢四

千人之御通行有之候段、同村内松ノ平門ヨリ為知越候ニ

付、唯今夫差配リ当村中家別不残出夫申付候也、

旧七月十五日

井上從平

八月廿五日

熊本県令ヨリ電報

本日午前九時三十分、日向ノ宮軍阿蘇郡馬見原駅ニ連絡

セリ、賊岩戸ニ支エヌ坂本中津山ニ向ヒ人吉指シテ走ル

ト報知アリ、人吉ハ警備已ニ齊フ、

八月廿四日午後八時

同

残賊ハ人吉地方ニ向フ由、其積リニテ警備アレ、

八月廿五日午前十時五分

在延岡小野修一郎へ飛信

残賊人吉地方へ趣キ候旨熊本県令ヨリ電報有之、仍不取

敢飯野・加久藤・小林筋へ官員六名出張申付、即日出發

為致候間、為心得此段相達置候也、

小野修一郎ヨリ電報

二十四日朝賊(神門)ジンモン村ヲ襲ヒ戦末タ止マサル由、猶確

報ヲ得ハ申上ヘシ、但シジンモン村ハトミタカ新町ヨリ(富高新町、日向市)

凡十里、

九州臨時裁判鹿兒島出張所大塚判事ヨリ電報

別紙電報之通昨廿四日富高新町総督本営戸田書記官ヨリ

申来候間、為御心得及御通知候也、

別紙

昨今戦地ノ景況一変セシニ付、賊徒ノ放免ハ縦令降伏

ノ者タリトモ一切相見合セ候様、総督宮ヨリ御指図ニ

付、此段御通知ニ及フ、

総督宮当廿四日細島御転營ノ筈、

## 在延岡山縣參軍ヨリ電報

西郷以下脱賊ノ総勢ハ三百名ニ過ス、其他ハ夫卒若干名ナリ、然ルニ賊勢ハ五千或ハ三千抔ト申触レ、各地人心恟々ノ勢アリ、右其県庁ヨリ速ニ管内ニ御達鎮撫ノ処置アル可ク、且彼等至ル処脅迫シテ人夫ヲ召募スル趣キ、是ハ虚勢ヲ示スカ為ナリ、就テハ管内人夫賊ノ召募ニ応セサル様是亦達スヘシ、

八月廿五日午後九時卅五分

八月廿六日暴風雨

昨廿五日午後六時頃ヨリ東風漸ク勁ク、夜十時ニ至リ暴雨之ニ随フ、海門浪濤大サ巨屋ノ如ク、其勢劇烈ニシテ大木ヲ拔キ山嶽ヲ摧ントス、山谷其響ヲ伝ヘ為メニ亦振動ス、風雨益驕リ浪濤弥怒リ、船艦亦摧ケ岸石ノ崩ル、者沿海多クハ然リ、街上瓦礫飛散シ家屋ノ僵ル、者其数ヲ知ラス、抑モ鹿兒島ノ地為ル東南海ニ臨ミ、西及ヒ北ノ方山ヲ控ヘ、南ノ方少シク開ケテ山脈亦遠ク廻環ス、地勢元ト然リ、故ニ其災ヲ蒙ルノ甚シキ亦以テ知ル可キナリ、戸数旧ト四万ト称ス、近来兵燹或ハ失火ニ罹リ失フ所ノ者大凡其四分ノ一ニ居ル、官曾テ之カ為メニ救恤舍ヲ数所ニ建築ス、其稍ヤ産アル者ハ其焦墟ニ抛リ、自

ラ仮リニ宅ス、此日其宅ト救恤舎ト悉ク皆破壊ス、嗚呼昔日ノ火今日ノ風、豈鹿兒島未曾有ノ災害ニ非ンヤ、此日汽艦ノ災ヲ蒙ル者二隻、曰ク龍驤、曰ク感通、感通ハ新波戸砲台ノ傍ラニ破壊沈没シ、艦客ノ死傷スル者四五名、龍驤ハ祇園ノ洲ニ懸リ殆ント破壊セントス、県官又救恤ノ事ニ急ナリ、此日黎明ヨリ飯ヲ炊キ、各所ニ齎シ之ニ絡ス、亦其救恤人ヲ各所ニ移シ、將サニ其營繕ノ成ルヲ待テ之ヲ復セントス、今廿六日朝八時ニ至リ風雨少シク止ム、午後二時ニ至リ全ク止ム、

細島砲兵部福原大佐ヨリ電報

其県百五大区三小区庄内郷副戸長カシヲ七左衛門ナル者賊徒ヨリ預リシ廿ドイム砲処分総督本營ニ御申出ナリシ事件ハ、最早達シニ相成候半、右大砲ハ当部関係ノ品ニ付、不日鹿兒島港へ船ヲ回シ取纏ム故、鹿兒島迄送り出シ置下サレタシ、其外ニモ兵器類有ラハ皆鹿兒島へ送り出シ下サルヘシ、運輸費ハ御申越ノ上御償却ニ及フベシ、此段御依頼、

八月廿五日

宮崎支庁へ達書

細島滞在福原大佐ヨリ別紙之通電報有之候間、廿ドイム大砲其外兵器類有之候ハ、取纏メノ上官員相添至急本

庁迄送致之取計可有之、此段相達候也、

八月廿七日

内務卿へ電報

一昨廿五日午後九時ヨリ良風烈シク、十二時ヨリ雨風トナリ大アラレ、市中救恤小屋夫レ々タオレ、人民家屋小屋タオレタルモ多シ、不敢救助ノ手配リセリ、当港碇泊ノ感通丸沈没死人ノ有無分ラヌ、龍驥艦磯ノ洲上ニ打揚ケタレトモ、別条ナシ、廿六日午前九時風止ム、此段御届ニ及フ、委細ハ取調ベノ上郵便、

八月廿六日

在延岡小野修一郎ヨリ上申書

今朝山縣參軍本営ヨリ出頭申来候処、先日潰走ノ賊徒虚勢ヲ張、人馬等募集候趣ニ相聞候ニ付、支庁下へ直ニ諭達可致、尤県令へハ電報ヲ以テ及通知候条、早速施行候様申聞候ニ付、別紙ノ通諭達候間、此段申上候也、

別紙

賊徒屢各所ニ敗退シ忽延岡近在マテ退避ノ処、是又一戰ニ敗北シ、終ニ無数ノ負傷者ヲ捨去候様ノ仕宜ニ立至リ、其際 朝旨ノ隆渥ニ感体シ、各旅団ニ降伏スルモノ数千人ニ至ル、然ルヲ殘賊猶覚悟セス、僅ニ三百

人計ヲ以テ尚方向ヲ転シ、道ヲ深山ニ取り、処々潜行

良民ヲ悩害スル由、固ヨリ海陸軍共手厚部署被定攻撃

中ノ儀ニ有之上ハ、不日裁定可致、然処賊徒共各所通

行之節、虚勢ヲ以テ猶四千人計モ有之抔申触、人馬募

集ノ趣相聞へ候得共、前文ノ通全ク三百人計之外無之

儀ニ付、決シテ驚怖致ス間敷、若又脅迫等ノ儀有之得

候ハ、一時其場ヲ回避シ身ヲ最寄官軍ニ寄せ、必ス

賊徒ノ寡命ニ応シ人馬等募集致シ間敷、此段諭達候事、

八月廿六日

在細島第二旅団司令長官陸軍少将三好重臣ヨリ

来書

当団兵不殘加治木へ向ケ出張、前發隊ハ本日隅田・高雄丸ヲ以回艦、先着ノ船ハ一応御地へ為立寄候条、当日ノ事情詳悉此士官へ御申含可有之、此段申進候也、

追テ下官儀ハ和歌浦丸へ乗船、午後出帆候条、万事御面語ニ相讓候也、

八月廿七日

甲第三十二号布達

過日賊徒巨魁等数百名日州三田井筋へ遁逃致候処、賊徒等総勢五千或ハ三千抔ト申触シ、又ハ諸所ニ於テ人夫等

脅募致候赴ニ相聞へ、右ハ全ク究覽ノ余虚声ヲ張り候儀ニ付、不日平定ノ儀勿論ニ候条、此際士民共米金ヲ出シ或ハ使役ニ応シ、其他潜伏為致候様ノ儀有之候テハ、後日嚴重ノ御処置可相成候条、聊心得違無之様可致、此旨布達候事、

但賊徒等潜行ノ儀モ難計ニ付、見掛ケ候ハ、速ニ其筋へ可届出、此旨添テ相達候事、

八月廿八日

都ノ城出張所ヨリ上申書

唯今野尾ヨリノ警部報告ニ、賊三百人計リ野尾ヨリ半里

ノ処へ今午前二時突入ス、因テ同地ノ巡查引揚ケタリト、

不取敢御報知ニ及フ、

八月廿八日

高岡

都ノ城各位

八月廿九日

加治木三好少将ヨリ来書

昨日御面談後今朝加治木へ着ノ処、不図脱賊飯野地方へ

出没ノ報有之、仍チ直チニ彼地方ヨリ踊及ヒ長池ノ方迄

守備致シ候、尚昨日ハ眞幸へ向ケ行進為致候筈ニ付、御

含迄申進候、陳レハ当団全軍回艦ニ付昨日御約束申置候

遊撃隊第七大隊第三小隊々長栗屋某引卒、御地為警備派遣為致候間、万事同人口頭ヨリ御聞取有之度候也、

八月廿九日

征討総督本営へ電報

脱賊栗野警視分署ヲ襲ヒ、最早横川ニ来タルヘシト、昨

廿八日出ノ書面ニテ出張官員ヨリ届ケ出タリ、依テハ預

テ上申致シ候通り、当地警備ノ為メ極至急ニ大隊御差向

ケ相成度、此旨再応相願候、最兵隊御操合セ調候ハ、

ニ大隊ノ外兵隊御差向ケ充分ノ警備ヲ請フ、

同

脱賊再ヒ小林地方ヲ襲ヒ、遂ニ良民ヲ脅迫シ或ハ反正ノ

者等ヲ相募リ候憂モ難計ニ付、右等不得止場合ニ於テハ

士民共賊徒ヲ討取候テモ不苦ヤ、御差支ナキ上ハ為心得

一般へ布達仕度、此段相伺候、至急御決裁ヲ待ツ、

八月三十日

加治木出張所ヨリ上申書

唯今横川ニ於テ開戦ノ伝令アリ、此段県官エモ御通知ヲ

冀フ、

八月三十日午前七時二十分

細島総督本営へ電報

本日午前二時二十分出溝邊出張当県官員ヨリ、唯今横川ニ於テ開戦ノ伝令アリト報知アリタリ、右次第ニ付預テ相願候ニ大隊御差向ケノ儀、尚亦至急御許可アリタシ、

細島小澤大佐ヨリ電報

出兵ノ儀御請求ノ趣承知セリ、右ハ第四旅団豊後ヨリ当地ヘ帰着次第其地ヘ差回ス筈ナリ、八月三十日午后十時

宮崎支庁ヨリ電報

賊小林ヲ根拠トシテ各所ヘ進撃、ナカンヅク三百余名粟野ヲ襲ヒ取り、横川シヨウナイニ向ハントスルノ勢ヒニ付、至急兵隊廻方都ノ城出張官員ヨリ申越セリ、然ルニ当地モ兵ナシ、依テ総督本営ヘ昨今二度申立置ケリ、此段具状ス、

八月三十日

在高鍋三浦少将ヨリ電報

賊栗野ヘ出候後ノ形状如何、相分リ居ラハ御通知ヲマツ、且当団本営ヲ本日高鍋ヘ引揚、明日ハホンシヨウニ転移スル筈、尤モセンボウハ明日アヤムラニ進入ス、此旨御通知ニ及フ、

八月三十日

同回報

賊栗野ヘ出候後ノ景状ハ、本日午前七時二十分出溝邊出張当県官員ヨリ只今横川ニテ開戦ノ伝令アリト申越セリ、

右ハ二旅団ノ兵ト開戦ナリ、且唯今宮崎支庁ノ電報ニ依レハ、賊ハ小林ヲ根拠トシ所々ヘ進撃ノ由報知アリタリ、御団本営ヲホンヂヤウニ転移并ニ先鋒アヤムラニ進入等ノコト承知セリ、

八月卅日夕六時五十分

細島総督本営ヨリ電報

今朝横川ニテ開戦ノ報知承知ス、右ハ何レノ旅団ノ兵ナルヤ、即答スヘシ、

八月卅日午後一時五十分

同回答

今朝横川ニテ開戦セシ旅団ハ、第二旅団ノ由ナリ、八月卅一日

在延岡七屋村山縣參軍ヨリ電報

脱賊ノ一手ハ加久藤ヨリ道ヲ吉田ノ方位ニ転シタル由、人吉ヨリ報知アリ、就テハ其含ニテ水俣・出水・千代川<sup>(川内)</sup>辺ノ警察ニ注意セラレタシ、

八月卅一日午前三時四十分

在加治木三好少将ヘ山縣參軍ヨリ電報

(案)

第一旅団ゴマ山ヨリクワ弓ニ兵ヲ出シ、既ニ人吉方面中

村ノ手ト連絡セリ、濱町深町スチ村口ニモ兵ヲ出シ、別

働第一旅団ト連絡セリ、警備嚴密ニ重ニナリタリ、賊ハ

全クシカト・キシノ間ニアリテ、廿五日ヨリ頗ル激戦、  
(鬼神野)

官軍米良谷ニモ廻リタレハ最早脱路ナシ、

右熊本県ヨリ去ル廿七日附ヲ以電報アリタリ、仍テ御

通知ニ及フ、

右電報ニテ御通知ニ可及処不相通ニ付、飛信ヲ以テ御

通知ニ及候也、

八月卅一日

旧ウルユス館ニ在ル伊東少将ヨリ来書

小銃等御庁ニ御備有之候趣三好少将ヨリ伝承致候処、右

小銃ノ員数并ニ弾薬ノ多寡、都テ附属品及当今格納所等

ノ儀委細承知致度候条、早々御取調御報知被下度、此段

及御照会候也、

同回答書

小銃等当庁ニ備有之趣御伝承ニ付、右員数且格納所等御

問合ノ趣詳知致候、右ハ当県ニハ別段備トテハ無之候得

共、警視出張所ニハ小銃等有之趣承リ居申候間、尚同所

へ御問合有之度、仍此段及御回答候也、

熊本県令へ電報

賊徒栗野・横川ニ向ヒ来リ、横川・栗野ノ間ニテ昨三十

日午前五時第二旅団ト戦端ヲ開キ、午後三時戦ヒ中ナリ

ト、加治木三好少将ヨリ報知アリタリ、又賊ノ一手出水・

千代川ニ向フモ難計ト、細島山縣參軍ヨリ報アリ、此旨

御通知ニ及フ、

番外布達

予テ及布達置候通り、賊魁西郷・桐野以下ノ脱賊、昨三

十日午前五時栗野・横川ノ間ニ於テ戦争ノ後、本日終ニ

溝邊・加治木ノ間ヲ潜行シ、山田ノ方(始良町)ヘ向ケ相過候趣ニ

付、自然当地ヘ突入候哉モ難計候条、人民ニ於テモ銘々

覚悟ノ上、危難ニ不罹様可致、此旨布達候事、

支庁及ヒ各出張所官員ヘ達書

脱賊追々当地ヘ突入可致モ難計ニ付、別紙ノ通相達シ候

条、此旨為心得相達候事、

但時宜ニ寄り県庁ニ於テモ立退候儀モ難計候条、是又

可相心得候也、

内務卿エ電報

脱賊溝邊・加治木ノ間ヲ突キ抜ケ、山田(ニカ)ヲ向ケ遁逃シ、

此上当地ヘ乱入必然ト相考ヘ、伊東少将ヘ警備ノ儀問合

セシ所、人民保護ノ儀ハ、兵隊少キニ付受合不調ト云フ、依テハ不得已先以テ人民エ立退方ノ儀布達シ、且婦女子其外官員高千穂丸へ為乗組、拙者ニ於テハ成丈ヶ県庁へ相詰メ居ル心得ナレトモ、時宜ニ寄り乗船スルモ難計、預テ申上タル通り、本營エ兵隊差向ケノ儀三度ニ至ルマテ稟議ニ及ヒ候得共、今以テ差向相成ラス、実ニ遺憾ノ事ナレトモ、不得已此段御届ニ及フ、

八月卅一日午後十時廿五分

九月一日

曾テ賊徒ノ可愛嶽ノ田ヲ脱スルヤ、沿道ノ諸郷ヲ蹂躪シ勢甚強暴、此時ニ当テ庁下鹿兒島ノ如キ、官軍ハ皆諸道ニ進軍シ、砲壘胸壁ハ皆既ニ之ヲ撤シ、戦守ノ具復備ル所ナシ、賊若シ此虚ニ乘スレバ之ヲ如何トモス可ラス、県令之ヲ憂ヘ為メニ兵ヲ総督府ニ請フコト再三、未兵到ラス、遷延八月卅一日ニ至ル、而シテ賊已ニ近クノ急報屢々到ル、時ニ兵ノ此地ニ在ル者ハ、唯伊東少將ノ率ル者七百ト、運輸局等ヲ守ル者一百ト、綿貫少警視率フル巡查三百トノミ、県令伊東少將等ニ此ヲ面議ス、少將曰ク、兵寡シ、固ニ敗レルヲ保スル能ハスト、因テ人民

及県官等避難ノコトヲ議シテ罷ム、時正ニ夜九時ナリ、即夜人民ニ賊徒ノ突入難計ニ付、銘々覚悟ノ上危難ニ不罹様可致旨ヲ布達シ、且ツ区戸長ニ命シ其意ヲ毎戸ニ輪告セシメ、内務卿ヘ止ムヲ得ス避難スルノ状ヲ具申シ、支庁各出張所へ之ヲ達シ、而シテ庁中所藏ノ紙幣及必用ノ簿冊等ヲ収メ、其米穀ハ之ヲ少將ニ委シ、各官員ニ達シ、其家族ト皆汽船ニ乗<sup>リカ</sup>ニ移ラシム、其船ハ高千穂・迎陽ノ二隻ナリ、但シ県令予メ之ヲ其船主ニ謀リ、之レカ用意ヲナサシメ、且ツ小船十余隻ヲ海岸ニ藏シ、汽船ニ往復ノ用ニ供ス、汽船ハ投錨シテ港外五丁余ノ所ニ在リ、官員等既ニ上船ス、留テ庁中ニ守ル者ハ唯県令・書記官及各課長、外属官十余名ナリ、九月一日午前第十一時、賊徒城山ノ背後岩崎ノ辺ヨリ突出シ、小銃劇発直ニ県庁ニ迫ラントス、乃告諭書ヲ庁壁ニ掲ケ以テ賊徒ニ遺ス、書中汝等無辜ノ人民ヲ残害スル勿レ等ノ語アリ、病院患者ニ重テ治療ヲ請ク可キ旨ヲ懇諭シ、庁下数所ニ県官正シク汽船ニ避難ノコトヲ揭示シ、而シテ後皆去ル、庁門ヲ出レバ銃丸已ニ及フ、市街雜沓県官相失ス、海岸ニ到レバ人民蟻集シテ舟ヲ争フ、無数ノ人民数個ノ小舟、遂ニ能ク載スル所ニ非ス、県官等容易ニ汽船ニ達スルアリ、

未夕船ヲ得サルアリ、船ヲ得テ上ル舟覆スルアリ、既ニシテ僅ニ皆上舟ス、時ニ一群ノ賊或ハ長刀ヲ閃カシ、或ハ小銃ヲ発シ、突然海岸ニ出ス、当県雇池上莊平属官数名ト舟中ニ在リ、銃丸ニ中テ死ス、抑モ賊徒ノ兇暴ナル残害無辜ニ及フ、岸上蟻集ノ人民、白刃後ヘニ迫リ深水前ニ限ル、進退維谷、蓋シ自ラ謂ラク、寧ロ刃セラレンヨリハ溺スルニ如カスト、皆海ニ投ス、水浜蟻埵ヲ潰スカ如ク、蠢々蠕々洩シテ船ニ上ルアリ、泳シテ島ニ達スルアリ、退潮ニ随テ流ル、アリ、復之ヲ救フニ暇アラス、県官皆己ニ汽船ニ達ス、午後第一時市街火起リ漸ク延燒ス、一等属田邊輝實外一名ヲ遣、庁下ノ形勢ヲ探偵セシム、輝實等小汽船ヲ飛シテ行ク、海岸猶賊ノ拒ク所トス、上陸スルヲ得スシテ帰ル、時ニ高千穂・迎陽ノ二船石炭欠乏、因テ一タヒ長崎ニ航シ之ヲ貯ント欲ス、同第七時抜錨、日モ亦己ニ没ス、顧ミテ鹿兒島ヲ望メハ、満街焰火光リ水天ニ映ス、

賊徒ニ庁中ニ遺言ス

通俊四月赴任以来人民保護ノ道ヲ布キ、殆ト安堵ノ域ニ至ラシム、今ヤ事茲ニ至リ、不得止暫ク難ヲ汽船ニ避ク、汝等無辜ノ人民ヲ残害スル勿レ、県庁ヲ紛擾スル勿レ、

既ニ負傷者モ亦病院ニ在リ、幸ヒ意ヲ加ヘヨ、爰ニ一言ヲ録シテ諭告スルコト是ノ如シ、

庁下各所ニ揭示ス

脱賊当地ヘ乱入不得止場合ニ立至リ候ニ付、県官一同高千穂丸ニ一旦乗組候条、支庁及ヒ各出張所諸官員ハ到着次第同船ヘ乗組候カ、或ハ潜伏シテ危難不罹様可致、此旨揭示候事、

高千穂丸乗組県令・書記官ヲ除ノ外人員

御用掛判任官等外雇

医員

教員

区長学区取締

給仕・小使・僕従・水夫等

士族・平民帰順人

家族

警部巡查

臨時裁判官・鹿兒島裁判官

右合計五百三十三人

迎陽丸乗組人員

判任官

一人



正副戸長并士族・平民 家族共 七十人

大蔵省官員 一人

本願寺僧徒 五人

福岡県士族 一人

長崎県商人・大坂府平民等 十人

警視局随方役夫等 十二人

合計百人

九月二日晴

内務卿へ電報

昨日十一時頃賊徒鹿兒島ニ乱入致、予テ電報ニテ申上タル通、成丈県庁ニ相詰候得共、万々止ヲ得サル場合ニ至リ、小官始県官等残ラス高千穂丸ニ乗組候処、鹿兒島ハ直ニ一面火ノ手アカリ、仍テハ小蒸汽船ヲ以テ鹿兒島近傍ニ遣シ、其模様見分致サセ候処、何分賊徒ノ砲丸頻リニ来リ、近ツク能ハズニ付、官軍ノ勝敗等相分ラス、午後五時頃火ノ手弥熾ニ相成、多分県庁モ焼失ト存候、夫故午後七時三十分高千穂丸ニテ鹿兒島港ヲ発シ、只今長崎ニ着セリ、取敢ヘス此段御届仕ル、

同

先刻御届申候通り此地へ着セリ、尤鹿兒島ヨリ直ニ細島

へ向ケ航海ス可クノ処、高千穂丸石炭乏シク細島へ航海ナリ難ク、仍テ一旦此地へ着船セリ、就テハ兼テ御渡シノ快順丸ニテ直ニ細島へ航海ノ見込ニアリシ処、修覆未

タ行届カサルニ付、高千穂丸ニテ大書記官始県官一同直ニ細島へ航海致サス可ク、私儀ハ是ヨリ後県治地ノ大綱

ヲ伺定度事之レ有ルニ付上京致度、至急御指令アリタシ、

同

預テ御回相成シ二千名ノ巡查ハ、此度更ニ兵隊ニ編ミシニ付、至急精撰ノ巡查三千名御差回ヲ願フ、委細ハ郵便、

熊本県令へ電報

昨日午前十一時鹿兒島へ賊徒乱入ニ付、拙者始メ官員共長崎へ引揚タリ、此段御通知ニ及フ、

同回報

賊乱入ニ付、貴官始メ長崎へ御引揚ノ由承知ス、先ツ御無事ヲ賀ス、

九月三日晴

内務卿ヨリ電報

上京ノ儀可見合旨敬承セリ、官員一同大奮発ニ付、本日午后六時当港拔錨鹿兒島港ニ至リ、其模様ニ寄り上陸スヘシ、若戰爭中ナレハ福山ニ上陸スルカ或ハ細島ニ到ル

カ、兎角実地ノ景況ニ寄可然場所ニ仮ニ当県庁ヲ可置、小官職掌上ノ儀ハ充分ニ可相尽ニ付、御安心アルヘシ、時宜ニ寄り不経伺專斷ノ取計ノ儀モ可有之ニ付、此段兼テ御聞置ヲ願フ、

九月五日半晴半陰

午前第三時半鹿兒島沖ニ達ス、艦ヲ停メテ夜ノ明ルヲ待ツ、東方漸ク白ミ艦モ亦漸ク進ム、同第六時其港外ニ投錨ス、時ニ汽艦ノ泊シテ此ニ在ル者軍艦三隻・商船六隻、又龍驤艦ハ依然トシテ祇園ノ洲ニ在リ、聞ク未タ用ユ可カラスト、街上ヲ願望スレハ万家皆灰燼ニ帰シ、空闊郊野ノ如シ、間々砲声ヲ聞ク、一等属田邊輝實・二等属伊藤野郎ヲ遣リ之ヲ探偵セシム、輝實等隣艦ニ就テ問フ、未タ其確説ヲ得ス帰艦ス、警部某モ亦来テ其概況ヲ告ク、去ル時ニ川村参軍本営ヲ田ノ浦ニ移シコ、ニ居ル、県令前ノ属官兩名ヲ率ヒ此ニ就見シ、県官避乱ノ始末等ヲ具申ス、因テ談話アリ、始メテ其戦状等ノ確説ヲ得テ帰艦ス、

聞ク、過日以來賊徒皆城山及県庁ヲ以テ根拠ト爲シ、西郷・桐野・逸見等皆此ニ居ル、而シテ逸見ハ曾テ横川戦争ノ時其額ニ負傷シ、即今甚大患ナリト、伊東海軍少將

ハ預メ新撰旅団兵七百人ヲ率ヒ、庁前ノ米蔵ニ抛リ固守ス、綿貫少警視モ亦巡查三百余名ヲ率ヒ此ニ合ス、賊ノ襲撃スル者ハ數ハ、遂ニ能ク之ヲ防ク、昨四日モ亦黎明ヨリ賊將貴島清其手兵ヲ率ヒ、突出シテ之ニ迫リ頗ル劇戦、倉兵之ヲ敗ル、賊兵ノ此ニ即死スル者三十一人、清モ亦斃ル、而シテ倉兵ハ去ル一日ヨリ今日ニ至リ數度ノ拒戦ニ死戦スル者唯四十一人ノミ、

番外布達

本月一日賊徒鹿兒島ヘ乱入ニ付、県庁拳テ一旦汽船ニ立退キ、本日加治木出張致候、既ニ官軍諸道ヨリ攻撃、賊徒等重困ノ中ニ有リ、不日平定勿論之儀ニ付、士民共聊動搖致間敷候、此旨布達候事、

但シ賊徒貴島清ハ鹿兒島ニ於テ戦死、逸見十郎太ハ重傷致シ候条、此段モ為心得申添候事、

九月六日半晴半雨

番外一号布達

本月一日鹿兒島ヘ脱賊乱入致シ、目今官軍攻撃中ニ付、当分ノ内加治木出張所内ニ仮ニ県庁ヲ設ケ、事務取扱候条願伺届等ハ同所ヘ可差出、此旨布達候事、

九月七日曇

既ニ飯庁ヲ置キ細島行ヲ罷ム、然ルニ賊徒ノ出沒未タ凶  
ル可ラ不ルヲ以テ、其金穀等猶船中ニ置キ、官員モ亦徒  
ラニ上陸スルヲ許サス、唯其急務アル者ノミ出庁或ハ出  
張セシム、県令其艦中ニ在ル者ノ沐浴等ニ困スルヲ慮リ、  
為メニ一ノ休憩所ヲ設ケ、交番ヲ以テ上陸シ休沐セシム、  
其航海ノ便ヲカル者ハ着港以來漸次上陸シ去ル、其帰順  
人ノ如キハ猶艦中ニ留ム、

九月八日

### 内務卿へ電報

県庁無事之段昨七日上申之処、同日午後四時スキヨリ火  
起リ、郭ハ内残ラス焼失ス、之レ全ク賊兵退治ノ為メ官  
軍ヨリ放火シタル由、委細ハ郵便ヨリ御届ニ及ブベシ、

同卿へ昨七日電報、脱賊攻撃ノ次第ハ、警軍ヨリ追々上申ノ通り、然ルニ市街  
多ク焼火スト雖トモ、幸ニシテ県庁ハ今日迄無事ナリ、此段御届仕、

### 鹿兒島出張官員ヨリ報知書

昨七日午後第六時頃ヨリ県庁郭内火起リ、屋宇皆焼失、  
其外諸街ノ家屋モ賊ヨリ放火候趣キ、昨夜ヨリ今晝ニ至  
リ候テハ、賊徒決死襲来ノ模様ニ付、官軍方ニテハ十分  
ノ手当て相成居リ候間、此節コソ賊魁退治別条有之間敷  
候、猶詳細帰庁ノ上可及御届候得共、不取敢此段以飛信  
上申候也、

九月八日

### 賊徒ノ回文

今日鹿兒島県下へ突入及戰爭候処、県庁役人等ハ悉ク船  
ニテ逃去、台兵并ニ巡查等ハ既ニ引色ニ相成リ十分ノ勝  
利ニ至候、就テハ各郷ニ於ヒテハ巡查等ハ見当次第捕縛  
致シ、当所本官へ才領相付可被相廻候、此段及御達候間、  
猶予ナク着手可有之候、左候テ此書面刻付ヲ以順々可被  
相廻候也、

九月二日

### 番外二号布達

本官

### 鹿兒島県

過日来脱賊鹿兒島地方へ入込候ニ付、去ル三日官軍七道  
ヨリ同所へ突入、同所屯在ノ官軍ト相合シ攻撃中ニ有之、  
然ルニ脱賊共回文ヲ以テ重富・加治木・國分・福山其他  
各郷ニ相宛、己等鹿兒島へ突入候処、県令逃去、兵隊・  
巡查引色ニ相成リ、十分ノ勝利ニ付、巡查ハ見当次第捕縛  
シ、有志者ハ鹿兒島及蒲生へ可駆付旨相触候趣、右ハ人  
民ヲ煽動スル妄誕不経ノ詐言ニテ無謂事ニ候条、各地人  
民右詐言ノ為メ不被致証惑様厚為相心得置可申、尚前文  
ノ如キ賊ノ書状等ヲ取扱、又妄誕不経ノ虚説申触候者於

有之ハ、屹度取糺候筈ニ付、捕縛ノ上当本管へ可申出、且帰順人ノ内重テ賊徒ニ党与候者ハ、去月廿六日付ヲ以テ相達候通、嚴罰ニ可処候条、心得違無之様大至急管内へ可相達、此旨相達候事、

明治十年九月五日

征討総督有栖川熾仁

前書之通、征討総督宮ヨリ御達有之候条、此旨布達候事、

九月十日

熊本県へ電報

当県庁仮ニ大隅国加治木ニ置タリ、目今鹿兒島戦争ハ賊兵城山・島津邸・私学校等ニ居リ、官軍四面ヲ取り囲ミ、日夜大砲攻ニテ勢ヨシ、不日鎮定ス可シ、此段御報ニ及フ、

九月十一日

内務卿へ電報

過日加治木ニ仮県庁ヲ設ケ置キタレトモ、当県ノ儀ハ是非鹿兒島ニ県庁ヲ設ケステハ、行政上百般ノ不便ト存シ候ニ付、鹿兒島平定ノ上ハ直ニ同所ニ県庁・警視出張所官舎及ヒ米倉等新築致度、右新築ニ付テハ、經費凡二十万円計リ御下渡相成度、御許可ノ上ハ新築見積書等ヲ以テ尚可相伺心得ナレ共、此段至急御指令ヲ仰ク、

九月十二日

過日来小舟凡六十隻ヲ櫻島等ヨリ雇ヒ、当海岸ニ繋キ、之カ往復運輸等ノ用ニ供ス、

番外三号布達

此般賊徒ニ与シ、一時方向ヲ誤リ、官軍ニ抗敵スト雖モ先非ヲ悔悟シ帰順自首スル者ハ、其罪ヲ輕免セラレ候筈ニ候処、追々帰郷其儘ニ潜伏シ、既ニ捕縛ノ際ニ臨ミ不得止帰順願出ル者往々有之、甚以不宜次第ニ付、来ル三十日迄ニ自首セサル者ハ、其罪ヲ宥メス捕縛ノ上可処嚴科候条、心得違ノ者無之様管下一般へ無洩布達可致、此段相達候事、

明治十年九月十一日

征討総督本管

鹿兒島県令岩村通俊殿

追テ本文潜伏為致候者モ本犯同様処分可致候条、此旨添達候也、

右之通被相達候条、此旨布達候事、

從四位島津忠寛・從五位島津忠亮家扶能勢直陳ヨ

リ願書

旧藩地佐土原士民從來疲弊之処、今般兵乱ニ付テハ弥増困窮ニ及候ハント相察候、就テハ手元不如意ノ折柄十分

之救助ハ難行届候得共、憫然之至存候ニ付、癘災ニ罹リ候士民救助・学校再築ノ料及一般ノ学校ノ資金万分ノ補助トシテ、乍些少金貳千円也之ヲ遣シ度御座候、差支之儀無御座候者、御庁ニ於テ可然御処分被成下度奉願候様忠寛・忠亮申聞候ニ付、此段申上候也、

明治十年九月十二日

鹿兒島出張四等属柴太一郎ヨリ上申書

小官一昨十日田之浦発、同夜下伊敷へ泊シ、昨夕田之浦へ帰り防禦線普ク巡視候処、各方面未タ建築中ニハ候へ共、何レモ竹柵二重或ハ三重ニ立テ廻シ、後ニ礮台ヲ築キ頗ル堅固ニ相見候、尤此上ニモ追々嚴重日夜修築相成候趣、

- 一 武・西田・伊敷等ノ各村焼残ノ家ハ、悉ク軍人ノ陣営ニ相成リ、戸長始メ丁壮ノ者一時潛居候哉、又ハ中ニハ賊軍ニ再ヒ応候哉、更ニ不相見、老幼婦女子ノミ居残、食物等ノ小商ヒ致シ、差向静謐ノ体ニ相見候、
- 一 伊敷村別働二旅団ニ方面哨兵線通行ノ際、岩崎谷ノ賊地ヲ脱シ候趣ニテ人夫六名来リ候ニ付、捕縛ノ上軍人一同取糾候処、谷山ノ者一名、中村ノ者四名、田上ノ者一名、各夫当二日、戸長ノ嚴達ニ依リ無余儀軍夫ニ出

候由、谷山ノ戸長ハ不分明、中村ノ戸長ハ樺山助ハ、田上ノ戸長ハ興倉新左衛門ニテ、若シ軍夫ニ出デザル時ハ、持高取上ケ候ナト、ノ語ヲ以テ脅迫致候由、片言ニハ候得共実ニ悪ム可ノ極ニ候、尤右等ノ類旅団ニ於テ夫々着手相成候筈、右人夫ノ口供左ニ、

- 一 賊岩崎谷ヲ本営ニ致シ、各砲台ニ出張居候ニ付、西郷等ノ賊魁ハ勿論賊数ノ多少モ不心得趣、
- 一 賄ハ一度ハ小サキ握リ飯二ツ、二度ハ粥、菜ハ梅干計リ、粮米五百俵計有之ト衆人申居候ヲ聞込候趣、
- 一 岩崎谷ニハ婦女子等多分穴居致居候由、
- 一 本日仁禮大佐へ面会、賊況并ニ御軍議ノ模様聞合候処、差向ノ処ハ防禦線堅固ニ建築ニ着手相成居、未タ進軍ノ軍議ニモ不相運候、
- 一 賊数ハ大凡七百計ノ由ナレ共、一昨日以来襲来モ無之如何ナル賊ノ方向カモ分明ナラサル趣、
- 一 昨今ハ賊ヨリ砲発ヲ不致候得共、彈藥真ノ欠乏ト申ニモ無之模様、
- 一 糧食ハ追々欠乏ノ由、
- 一 島津邸ハ賊モ憚リ候哉、蹂躪モ放火モ不致、其儘相成居趣、

右見聞ノ儘上申仕候也、

九月十二日

九月十三日半晴半雨

安藤中警視来リ県令ト談ス、曰ク、今般巡查千八百名ヲ率ヒ来ル、因テ其五百名ヲ此地ニ置き、所々間道等ニ配付シ賊徒ノ出没ニ備ヘントス、又曰ク、昨十二日曾テ賊徒ニ執ハレ城山ニ在リシ坂府ノ巡查一名逃レ来ル有リ、其説ニ曰ク、城山ニ在ル賊徒ハ四百名計リ、西郷・桐野等皆在リ、糧米ハ凡二百俵有リ、

細島総督本営ヨリ電報

賊徒飯野・加久藤辺ニ頭ハレ、人吉ヲ襲撃セントスル勢ヒ有ル由報知アリ、各地取締向一層注意有ルヘシ、

十二日午前三時発

鹿兒島出張官員ヘ電報

賊徒飯野・加久藤辺ヘ頭レ人吉ヲ襲撃セントスル勢ヒ有ル由、依テ各地取締ムキ一層注意有ル可シト、今午前六時細島総督本営ヨリ達シアリ、委細其地參軍ヘ問合ノ上至急報知アルヘシ、

十三日午前六時五十分

同回報

賊徒飯野辺ヘ頭レタル模様ニ付、委細參軍ヘ問合セ報知ス可キ旨承知セリ、先刻山縣參軍ヘ面会ノ処、右報知ニヨリ野津少將旅団ヨリ一大隊至急人吉ヘ進軍ノ旨報知アリタル由、其段ハ過刻ミノタ陸軍少尉ヘ託シ書面ヲ呈ス、疑コウラクハ探偵ノ誤ナラン、宜敷御指揮ヲ請フ、

宮崎支庁長小野修一郎ヘ電報

賊徒飯野・加久藤辺ヘ頭ハレ人吉襲撃ノ勢ヒアルニ付、直チニ野津少將ノ手ニテ兵一大隊<sup>(練)</sup>操出シ、且ツ安藤中警視東京ヨリ巡查千余名ヲ率ヒ、内五百名飯野ヲ本営トシ其地方嚴重ニ警備相整ヒ、鹿兒島モ追々團ヲ重ネ兵備相整ヒタル由、旁カタ安心アル可シ、

櫻島出張御用掛西久保紀林ヨリ上申書

昨十二日午後二時頃ヨリ田ノ浦ヲ発シ櫻島着、戸長役場ハ軍団病院設置ニ依リ、先ニ出張ノ官員ハ本日赤水村上野友吉宅ヘ移転ス、依テ友助宅ニ至レハ戸長横山源左衛門ニモ来リ居ル、全島ノ景況ヲ問フニ、差向異事ナキト、尚警視隊ノ屯所ニ至リ同ク問フニ、其答モ亦同一ナリ、然レトモ先月三十一日頃兩三日間ハ頗ル夷情アリ、昨今其不良ヲ謀リタル魁西道村士族今村直次郎外三四名既ニ捕縛シ、其他鹿兒島市街ノ平民等本月一日頃、官ノ夫卒

等ヲ害シタル悪漢当地潜伏ニ付、日々探偵捕縛中ナリト云フ、

一当島士民実ハ両端ヲ持スト雖モ、既ニ数万ノ官兵賊ヲ囲ミアルニ付、其景況ヲ伺ヒ居ル模様ナリ、

一島津家随従トシテ追々各郷ヨリモ交代等ニテ当地へ来ル由、尤先般避難ノ時ト比較セハ、概十分ノ一ナラン、

谷山辺へ立退タル鹿兒島ノ士民モ昨今櫻島へ来投ス、

一旧二ノ丸島津邸ヨリ遁出タル随従ノ者ノ説ニヨレハ、賊糧米ノ欠乏ハ疑ヒナシ、四五日前旧二ノ丸ニアル島津ノ用米凡百俵ヲ頻ニ請求ス、随従者同所滞在中ハ不差出ノ処、立退タル跡ハ必掠奪ナラン、昨今賊ハ玄米ノ粥ヲ食フト、此島津ノ米ヲ取レバ、今ヨリ凡六七日ハ糧食モ続クヘキ欵ト、

一賊ハ旧大手辺或ハ招魂社ノ近傍其他大概竹柵ヲ設ケ、且所々ノ要地ニ穴ヲ穿テ砲彈ヲ避ルト、帰順降伏人再ヒ応シタルハ銃刀ナキ者若干アリ、是等ハ皆檜木棒ヲ携タリト、是モ過日遁レ出タル島津家徒ノ咄シナリ、右之趣上申仕候也、

九月十三日

九月十四日

山縣參軍へ伺書

（大）  
県下薩摩国蒲生郷米丸村賊徒彈藥製造所跡ニ有之彈丸、

其外旅団第三旅団ニ於テ分捕致候物品処分方之儀ニ付、

別紙之通加治木出張所詰官員ヨリ伺出候処、右者ハ出張官員見込之通り処分致シ可然哉相伺候也、

指令

伺之趣ハ軍団砲廠ヨリ官員差出処分可致答ニ付、此旨可相心得事、

九月十五日

溝邊出張官員ヨリ加治木出張所へ通知書

去ル十三日夜ヨリ飯野・加久藤地方ニ於テ賊兵屯集之趣伝聞致シ、小林・吉田駐留陸軍兵ニハ壘ヲ設ケ防禦ノ準備致シ候ニ付、其筋ニ於テ専ラ偵察ニ相成候処、該地方ニ数名徘徊致シ候ヨリ外格別ノ異聞モ無之、先民情穩安ノ姿ニ有之候次第、探偵人ヨリ通知有之ニ付、此段申進候、尚景況通知次第御報知可仕候也、

十年九月十五日

六等属鎌田定衛外二名巡回先ヨリ上申書

以飛信呈一書候、本月十二日谷山ニ一泊、翌十三日同所発足、昨十三日午后三時川邊郷へ着、直ニ警視隊ヲ問合

候処、同隊ハ本日朝当郷発足ニテ阿多郷へ不殘引揚候趣、於是先戸長ヲ呼出シ、当地ノ事情委曲尋問ノ末親シク朝趣ノ在ル処ヲ説諭致候処、当郷中ハ最初ハ肥後宗之助・小倉啓助ナルモノ、脅寡ニ応シ、百六十余名ノ者一時出兵谷山表迄テ罷越候処、綿貫中佐既ニ同郷へ操込<sup>(録)</sup>ニ相成候ニ随ヒ、陸續帰順ヲ願出デ候ニ付、悉ク縛ニ付同隊本部へ護送ニ相成候者百三十五名ニ及ヒシト、其者前日帰順ニ及ヒシ者ニテ、其余此度新ニ出兵セシ者ハ悉ク自宅謹慎申付有之趣承知致候、右肥後宗之助ナル者ハ、賊魁ト共ニ延岡ヨリ来リシ者ナレ共、両三日潜伏ノ末官兵ノ探偵嚴ナルニ付終ニ遁ル可ラサルヲ計リ、今日ヨリ往キ三日自首シテ縛ニ就キ、又小倉啓助ナル者モ十二日伊作郷ニ於テ警視隊ノ縛スル所トナル、於是当郷ハ勿論近郷加世田始メ伊作・阿多・勝目・知覽諸郷ノ人心大ニ鎮定ニ及ヒ候趣、篤ト警視隊及戸長ノ者ヨリ承知致候ニ付、先ツ此景況ニテ当筋諸郷ハ格別掛念スヘキ儀無之候間、御安意被下度、警視隊モ本日ノ景況ニヨリ候得ハ、当筋出張ノ者一時引揚ニ相成候得共、旧位置ノ者ハ悉ク其他ノ屯所へ詰居、南方加世田筋ハ二十名三十名位夫々派出致シ、当郷詰ノ者ハ未タ無之候得共、一兩日ノ内ニハ夫

々手当可相成由、尚追々人員等モ増加スル趣ニ承申候、不取敢此段申上候也、追テ此上人心全ク平定ニ及ヒ、士民各其業ニ安シ候ニ至ルノ期ハ、惟警察ノ密ナルト鹿兒島戰爭ノ景況ニ有之ノミニ御座候、

十年九月十五日午後七時発

九月十六日

本日ヨリ第六課ノ事務ヲ船中ニ取ル、蓋シ其金穀及ヒ緊要ノ書類ヲ取扱フヲ以テ、此際大ニ戒嚴スル所有ハナリ、其船快順丸、

警視出張所ヨリ通知

飯野郷探偵帰署ニ付、別紙及御通知候也、

九月十六日

別紙

一九月十一日午後八時加治木出立、十四日飯野郷麓ニ着、探偵スルニ、四五日以前飯野ノ内白鳥門前ニ残賊五名来リ、内二名帯刀、三名脱刀シテ加久藤郷ノ内永江村字久木野三原ト云ヲ指テ立越候由、

一十日前加久藤郷ノ内西永江村へ賊二名脱刀ニテ来リ、糧食ノ手当ヲ為シ直ニ踊郷ヲ指テ立越候由ニ御座候、一飯野・加久藤兩郷ニ殘賊徘徊致居候云々ハ全ク虚説ニ



御座候、

一飯野郷士族畑野某ナル者、官兵進軍ノ際尽力致候処、

過般賊徒突入之節先キニ帰順セシ者共、右畑野ナルモ

ノヲ賊ニ告テ為縛、同人ハ終ニ被殺害タル趣、尤モ賊

ニ告ケタル人員十五六名程官兵ヨリ縛シ、此程人吉裁

判所へ送致相成候趣承知セリ、

右探偵手続取調如此御座候也、

探偵人

(九月十六日)

岩本七郎

九月廿一日

島津邸火ス、

九月廿二日

内務卿へ電報

今日川村參軍ヨリ承ルニ、賊軍ノ内ヨリ山野田一輔・河

野主一郎、昨廿一日高島ノ手ニ来ルニ付、捕縛ノ上其筋

ニテ糾弾ノ処、西郷等暗殺ノ次第及ヒ御征討ノ趣キ尋問

ノ為メ罷越タル由、賊徒窮迫ニ付辞柄ヲ設ケ降伏ノ手立

ト察セリ、

山縣・川村両參軍ヨリ達書

島ノ浦ニ監護有之降伏人、大概単衣汚穢ノモノヲ纏着ノ

者ニテ、追々冷氣相募候ニ付テハ、夜間等難相凌景況ニ有之由ニ相聞候ニ付テハ、其斤ニ於テ早々相当ノ手当方有之度候也、

熊本県令ヨリ電報

二十七日賊七百計リ米良山ノ内ニ出テ、イタヤスギツキニ向ケ行ト本日人吉ヨリ報知ス、其地ノ様子時々報知アリタシ、

八月廿九日日本曰着

同

残賊日向ノミカド(神門)ニ敗レ、薩ノ小林・飯野・加久藤エイデタル由報知アリタリ、海岸御警備アリタシ、

九月廿四日

曾テ賊徒ノ鹿兒島ニ突入シ旧城山ニ拠ルヤ、官軍諸道ヨリ集リ之ヲ囲ム、兵凡数万其山ヲ繞ラシ胸避(胸)ヲ築キ、之ニ加フルニ三重ノ竹柵ヲ以テス、備禦甚嚴ナリ、賊徒既ニ重囲ヲ蒙リ亦逃ルニ道ナシ、官軍モ亦必スシモ其危險ヲ冒シ之ニ迫ルヲ要セス、唯砲撃ヲ急ニス、日夜概ネ間断ナク其左右前後ヨリ之ヲ彈射シ、其塁ヲ摧キ其営ヲ焼ク、其営ト為ル所ノ県庁・私学校・島津邸及ヒ岩崎ノ一街等漸次皆燼ス、賊已ニ營ノ舍ス可キ者ト墨ノ抛ル可キ

者トヲ失ヒ、地ヲ鑿テ穴居ス、兵氣大ニ衰ヘ糧食殆ント  
 尽ク、賊中旧陸軍大尉山野田一輔・同河野主一郎ナル者  
 アリ、一日其使者トシテ高島少将ノ營ニ来リ御征討ノ趣  
 旨ヲ問フ、川村參軍之三面説ス、使者之ヲ氷解シ大ニ恐  
 伏スル者ノ如シ、乃チ其一人ヲ留メ其一人ヲ遣リ、時日  
 ヲ期シ西郷隆盛ヲシテ来ラシム、且ツ之ニ告ケシメテ曰  
 ク、若シ期ヲ過キ来ラ不レハ則チ兵アルノミ、期既ニ過  
 キ隆盛来ラス、官軍策ヲ決シ、九月廿四日午前第四時ヲ  
 以テ兵ヲ發シ、其四面ヨリ突進ス、賊徒大ニ狼狽シ左ニ  
 逃レ右ニ迫ラレ、前ニ避ケ後ニ撃タレ、或ハ林藪ニ潜ミ  
 或ハ山谷ニ転ヒ、或ハ其穴ヲ失シ他ノ穴ニ入り、一穴ニ  
 群入シテ叢刺セラル、者アリ、白旗ヲ振フテ哀ヲ乞フ者  
 アリ、時ニ西郷隆盛等逃走シテ山下ニ出ツ、官兵之ヲ撃  
 ツ、銃丸其小腹ヲ貫ク、從兵急ニ其首ヲ刎ネ之ヲ匿ス、  
 桐野利秋・逸見十郎太・別府晉助等皆斃ル、西郷隆盛ノ  
 斃ル、実ニ本日午前七時過キナリ、戦フ者既ニ斃レ、逃  
 ル者既ニ降り、賊類全ク尽ク、此日其斃ル、者西郷隆盛  
 以下百五十九人、其降ル者坂田諸潔以下式百余人、而シ  
 テ官兵ノ之ニ死スル者凡四十人、

之ヲ聴ル、因テ之ヲ協議シ、西郷以下三十九人ノ死屍ヲ  
 淨光明寺ノ境内ニ埋葬シ、木標ヲ建ツ、県令及ヒ属官數  
 名之ニ会ス、其百二十人ヲ元不斷光院等ニ埋葬ス、  
 鹿兒島淨光明寺境内ニ埋葬スル西郷以下人名位置

松田幸内	石塚長左衛門
濱田正八	岩本平八
西郷休右衛門	平野正助
桂久武	桂久武
別府晉介	別府晉介
村田新八	村田新八
西郷隆盛	西郷隆盛
桐野利秋	桐野利秋
池之上四郎	池之上四郎
逸見十郎太	逸見十郎太
高城十次	高城十次
蒲生彦四郎	蒲生彦四郎
山野田一輔	山野田一輔
小倉壯九郎	小倉壯九郎
人	人
旧不斷光寺ニ埋葬スル人名	旧不斷光寺ニ埋葬スル人名
奥	良之丞

岩切喜次郎

外姓名不知者

七十四人

草牟田へ同

宅間伴介

種子島城介

新納軍八

松田金吉

外姓名不知者十五人、新照院ノ上へ同姓名不知者七人、  
城ヶ谷へ同姓名不知者十八人、

病室ヲ城山ノ一所ニ設ケ、降伏賊徒ノ負傷者ヲ療ス、医  
員三浦義純外三名ヲ遣リ之ニ従事セシム、

林大警部ヨリ電報

今朝ノ一撃ニ全ク滅亡セリ、西郷・桐野・別府其他數十  
人戦死セリ、又降伏人等夥多アリ、全ク鎮定セリ、御安  
心アレ、

九月廿四日午前第十一時

田ノ浦出張県令ヨリ電報

本日早曉ヨリ官軍鹿兒島城山エ攻撃相成候処、賊魁西郷  
隆盛・桐野利秋其他打取或ハ降伏致候条、此旨各出張所

へ速ニ布達ス可シ、尤モ宮崎支庁へハ此ヨリ通知セリ、

宮崎支庁へ電報

本日早曉ヨリ官軍鹿兒島城山攻撃相成候処、賊魁西郷隆  
盛・桐野利秋其他討取り或ハ降服致候条、一同安堵致ス  
可ク、此旨布達候事、右之通り日向国一同へ速ニ布達ス  
可シ、

番外布達

本日早曉ヨリ官軍鹿兒島城山へ攻撃相成候処、賊魁西郷  
隆盛・桐野利秋其他打取り或ハ降伏致候条、一同安堵可  
致、此旨布達候事、

内務卿へ電報

今早曉官軍攻撃、西郷・桐野始メ打取り相成候、此段申  
上ケル、

松方大蔵大輔へ電報

今曉官軍攻撃、西郷・桐野等討取、最早平定ニ付、家禄  
渡調へ方尤モ差シ急キ候条、金田清風始メ速ニ出張御命  
シ相願候、

熊本・大分・長崎・福岡県へ電報

本日早曉ヨリ官軍鹿兒島城山へ攻撃相成候処、賊魁西郷  
隆盛・桐野利秋其他討取り致シ候条、此段御心得迄ニ御

通知及フ、

川村參軍ヨリ田之浦出張県令エ来書

賊半隊長

岩切喜次郎

同分隊長

奥 良之丞

同半隊長

西郷休右衛門

右ハ先刻及御通知候末、元不斷光院跡へ取集置候死体ノ由為取調候処、右三名ノ者共死体有之、姓名相記置候ニ付、葬方ノ節可然御取計有之度、此段及御通知候也、

九月廿四日

同回答書

本日御引渡相成候西郷隆盛以下拾六名死骸埋葬取計相濟候処、其小倉壯九郎外二名ハ同所ニ死体無之候ニ付、後ニ御申越ノ三名、合計百拾一名埋葬取計相濟候ニ付、御届致シ候、猶山縣參軍へハ可然御申通被下度、此段申進候也、  
九月廿五日

山縣參軍ヨリ通知書

昨廿四日西郷隆盛・桐野利秋ヲ始メ、村田新八・池之上

四郎・邊見十郎太・別府普助(普介)・桂右衛門・汾湯五郎左衛門(勝)・市來宗助・高城七之丞・仁禮五右衛門・郷田正之丞・蒲生彦四郎・岩元平八・山野田一輔・石塚長左衛門以下伏誅其他縛ニ付、当地平定候条、此段及通知候也、

九月廿五日

出甲第壹号布達

昨廿四日布達候通り、官軍鹿兒島城山へ攻撃、賊魁西郷隆盛・桐野利秋其他村田新八・邊見十郎太・別府普助・桂久武・池之上四郎等百数十名打取、且ツ殘党悉ク降伏致シ、管下一般平定候条、此旨布達候事、

内務卿へ電報

昨日略申上候通り、西郷隆盛・桐野利秋ヲ始メ村田新八・池之上四郎・邊見十郎太・別府普介・桂久武・汾湯五郎右衛門・市來宗助・高城七之丞・仁禮新左衛門・郷田正之丞・蒲生彦四郎・岩(元)本平八・山野田一輔・石塚長左衛門以下誅ニ伏シ、其他縛ニ付、管下全ク平定セリ、此段御届仕ル、

揭示書

本月廿四日官軍ニ於テ討取相成候賊徒死骸左之各所エ仮埋候事、

淨光明寺エ仮埋メ之分

西郷隆盛

桐野利秋

村田新八

邊見十郎太

別府普助

桂久武

池之上四郎

高城十次

山野田一輔

蒲生彦四郎

石塚長左衛門

岩本平八

小倉壯九郎

平野正助

西郷休右衛門

濱田庄八

外ニ姓名不知者

式拾參名

元不斷光院エ同断

奥良之丞

岩切喜次郎

外ニ姓名不知者

七拾四名

草牟田エ同断

宅間伴助

種子島城介

新納軍八

松田金吉

外ニ姓名不知者

拾五名

新照院ノ上エ同断

姓名不知者

七名

城ヶ谷へ同断

姓名不知者 拾八名

以上

京都・大阪兩府及兵庫・堺・和歌山三県へ電報  
預テ御差出之官員、今般ノ兵乱ニハ都テ無難ニ遁レタリ、  
此段御報知ニ及フ、

賊徒ノ名簿元書ハ西郷隆盛ノ  
自筆ナリト云フ

各隊名簿

(イ一番隊) 岩崎口本道

土師 正之進

上野 六郎次

種子島 英介

伊藤 武次

池之上 信登

遠矢 爲次郎

安樂 佐次郎

弓田 直藏

河野 德藏

四本 矢八郎

折田 英吉

田中 雄介



(三番隊) 二ノ丸内

給養	指宿精一
同	清水正一
押伍	山本彦太郎
兵士	福崎金太郎
同	家村榮介
同	遠矢乙介
同	野村直介
押伍	平瀬宗兵衛
同	大場公義
兵士	佐藤良貞
同	新保喜之進
同	家年柰次郎
同	山本伊左衛門
同	黒木彌三次
押伍	向田幸藏
同	汾陽五郎右衛門
兵士	西田金之助
同	宇都宮吉之進
同	竹迫平七

兵士	愛甲秋種
同	久保田斧七
押伍	長谷場喜藏
	鮫島柳太郎
兵士	竹下傳太郎
	堅山健二
	櫛原金七
	野崎榮七
押伍	上原七之助
	坂本平七
兵士	河野鐵之介
	木村龍太郎
	帖佐傳介
	谷山宗太郎
斥候役	有吉次左衛門
隊長	山野田一輔
半隊長	仁禮彦太郎
分隊長	久留半吾
給養	大塚正新
	坂元勘左衛門

(イ五番隊) 大手ヨリ本田屋敷掛

万膳英助

隊長 高城 七之丞

半隊長 堀 新次郎

分隊長 豎山 壯八

市來 壯助

郷田 吉之助

有川 恕介

佐々木 茂平

給養 西 幸吉

押伍 有馬 要介

兵士 青木 彦二

田中 岩熊

押伍 野間 九左衛門

兵士 肥田 嘉之介

伊集院 藤七

押伍 肱岡 信一

兵士 中山 助次郎

小久保 兼三

押伍 馬場 直介

(イ六番隊) 上ノ平ノ廣谷ヨリ三間松迄

兵士 辻 盛平

押伍 有川 六次郎

兵士 山口 幸次郎

左近允 彦太郎

湯地 嘉次郎

押伍 植木 小之助

兵士 東郷 彦六

押伍 本田 新次郎

兵士 野間 孫太郎

東 藤之進

押伍 松岡 次左衛門

兵士 久貫 泰介

隊長 河野 四郎左衛門

半隊長 郷田 八兵衛

分隊長 大山 喜左衛門

町田 貢

高橋 小次郎

川上 親美

分隊長 遠矢 助次郎



(イ七番隊) 新照院越ヨリ夏陰下迄

畦地謙一	近藤正晴	小野源七	川野岩右衛門	松元彦介	土屋宗太郎	津留幸左衛門	藤崎金八	小倉五之助	隊長 橋口吉左衛門	半隊長 中島健彦	分隊長 相良萬平	押伍 山口新吉	押伍 稻田新平	有馬藤吉	小濱喜之助	木尾十郎	國分休左衛門	家村剛太郎
------	------	------	--------	------	-------	--------	------	-------	-----------	----------	----------	---------	---------	------	-------	------	--------	-------

(イ十番隊) 夏陰口

兵士 井上軍左衛門	長谷場助次	塚田辰之助	鎌田鐵之助	押伍 新納實廉	永井善之進	永山正太郎	南六右衛門	兵士 上村雄四郎	隊長 岩切喜次郎	半隊長 小倉壯九郎	分隊長 山口尚一	分隊長 樺山源五郎	押伍 岩越用智	同 池上靜吉	同 早田小藤田	同 木脇彦二	同 兒玉榮助	兵士 鮫島正人
-----------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	----------	----------	-----------	----------	-----------	---------	--------	---------	--------	--------	---------

根占 (本) 清  
 加治木 節三 〔常備第十六号〕  
 斎藤氏ラック  
 萩原 一郎  
 菱刈 直之介  
 原田 三 畷  
 相原 辨 介  
 仁禮 正 治  
 坂元 五郎八  
 野崎八郎左衛門  
 平野 敬 三  
 深見 藤五郎  
 大迫 祐 吉  
 有馬 源 七  
 種子田 廣 吉  
 東郷 良 助  
 野添 金兵衛  
 濱川 健次郎  
 福崎 正 治  
 増田 甚 助  
 佐土原 謙 介

押伍 橋口 甚助  
 同 新穂 利秀  
 高橋 鹿之丞  
 兵士 佐々木 源太郎  
 田上源左衛門  
 森山 與太郎  
 假田 傳太郎  
 石神 清吉  
 米良 伊平次  
 瀬之口 甚五郎  
 中馬 正之丞  
 野村 助五郎  
 吉田 他行  
 野元 休之□  
 迫田伊右衛門  
 實宮 傳之介  
 給養 森 啓介  
(イ十一番隊) 後ノ廻方面  
 隊長 園田 武一  
 半隊長 伊集院 熊次郎

分隊長 坂元直行

押伍 新納 織之丞

同 吉田 勇藏

押伍 伊集院 半之丞

兵士 山本 英助

大迫 壯之介

山内 幸作

本田次五左衛門

萩原 有介

荒井 不明 介

内田 直介

市原 源次郎

溝口 金四郎

山形 村二

秋月 種事

(イ十二番隊) 後ノ廻ヨリ城ケ口迄

隊長 市來 矢之助

半隊長 峯崎 半左衛門

分隊長 土師 孫市

兵士 藤田 壽左衛門

大久保 誠一

池田 彦八郎

大迫 德之助

兒玉 彦 (宋) 吉十六才

龜澤八郎左衛門

槐島 采直心

宇留島 權五郎

桂 兵吉

瀬戸山 常廣

川口 新二郎

折田 伊兵衛

有馬 喜覺

山下 助太郎

村原 斧八

永井 金藏

久木田 善之助

松元 源左衛門

伊集院 金七

築地 彦熊

伊集院彦左衛門

(十三番隊) 城山

上野 正之助	上野 新五左衛門	相良 新九郎	川上 三平	瀨川 作次郎	同	隊長 藤井 直次郎	半隊長 大野 藤太郎	分隊長 奥 良之丞	押伍 岩下 直治	小野田 實直	官下 伊左衛門	大内田 七兵衛	牧野 勝藏	田中 綱清	山下 頼政	大迫 類熊	立山 喜太郎	川俣 直次郎	永田 慶助
--------	----------	--------	-------	--------	---	-----------	------------	-----------	----------	--------	---------	---------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

狙撃隊

桑波田 宗太郎	田尻 庄吉	隊長 蒲生 彦四郎	半隊長 西郷 休右衛門	分隊長 志和知 彦兵衛	押伍 和田 助作	伍長 鎌田 彌藤次	堤 貞吉	蜂須賀 宗八郎	山田 源之丞	竹内 實彦	河南 彌四郎	長野 祐之	田尻 榮助	土岐 平二	野崎 源一	有馬 榮之丞	吉見 平次郎	川俣 宗太郎
---------	-------	-----------	-------------	-------------	----------	-----------	------	---------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

押伍 河野 一  
伍長 北郷 資 一

鎌田 五郎

二ノ宮 甲平

喇叭役 宮越 仲九郎

給養 前田 彌七

新納 市郎太

種子島 城介

調所次郎左衛門

二百八十名隊長ヨリ給養ニ至ルマテ

(朱) 此隊兵ノ外西郷以下軍夫從卒ニ至ル凡八十名  
都合三百六十名籠城人員

九月廿七日

征討總督有栖川宮細島ヨリ本日鹿兒島着駕、

九月廿八日

征討總督有栖川宮回駕、本日鹿兒島港出帆、川村參軍モ

同ク、

出甲第三号布達

其県下各地ニ於テ賊徒等、兵器・彈藥ノ類ヲ山野ニ遺棄  
致シ置候者不少趣ニ相聞候処、人民各自所有地内ハ勿論、  
其他共見当り次第取上ケ可為相納、若シ見当り候共取揚

不相納、又ハ匿シ置候者有之ニ於テハ、屹度可処敵料候  
間、心得違無之様可致段、管内ハ無洩可致布達、此旨相  
達候事、

明治十年九月廿八日 征討總督本營

東京出張官員ヨリ太政官へ上申書

九月一日賊徒鹿兒島乱入ノ顛末概略上申

鹿兒島県令岩村通俊日向国地方巡回、去ル八月十七日延  
岡ニ於テ山縣參軍等ニ面会、賊徒重圍ノ中ニ窘蹙ノ趣見  
聞致シ、同十八日同所発程、同廿日宮崎ニ於テ總督宮ニ  
謁シ、賊徒可愛嶽ノ重圍脱出ノ旨拜承、同廿二日帰庁、  
同廿四日山縣參軍ヨリ別紙第一号ノ如ク、西郷以下人吉  
ニ向フ云々ノ電報アリ、然ルニ当時庁下ノ人心恟々タル  
ヲ以テ、綿貫少警視ト協議、即日別紙第二号ノ如ク兵隊  
差遣ノ儀請求ス、同二十八日三好陸軍少將着魔ニ付綿貫  
少警視ト共ニ面会、庁下警備ノ事再三稟議ノ処、遂ニ別  
紙第三号ノ如ク加治木ヨリ來書アリ、同二十九日出張官  
員ヨリ賊徒小林ヲ根拠トシ其近傍ヲ蹂躪シ、栗野警視分  
署ヲ襲ヒ、其鋒直ニ横川ヲ衝ク勢アル旨報知ニ付、重テ  
別紙第四号ノ如ク至急兵隊差遣ノ儀請求ス、同三十日官  
軍横川ニ開戦ノ報知アリ、依テ別紙第五号ノ如ク兵隊差

遣請求セシ処、別紙第六号ノ如ク小澤陸軍大佐ヨリ回答ヲ得、日夜其着兵ヲ待ツ、同三十一日午前七時三菱会社汽船高千穂丸入港、次テ県下商船迎陽丸モ亦至ル、時ニ該社員岡某ヲ呼出シ、賊徒庁下ヘ乱入難計時宜ニ依、諸官員等乗船スベシ、予テ其用意アルベキ旨内密相達ス、同日黄昏飛鳥井陸軍中佐三好陸軍少将ノ命ヲ以テ加治木ヨリ来リ、賊徒加治木・溝邊ノ間ヲ過キ山田ニ向フ旨報知ス、依テ県令直ニ中佐ト同行伊東海軍少将ノ陣營ニ至リ、仁禮海軍大佐等一同列席ニテ庁下警備ノ事ヲ稟議ス、然ルニ兵隊寡少ニシテ保護行届難キ趣ニ付、人民避難ノ義并ニ諸官員乗船ノ義等協議致シ、尚警視出張所ニ至リ綿貫少警視ニ前条ノ事由ヲ面議シ、其夜別紙第七号ノ如ク人民ニ布達、尚区戸長ヲ召集シ其意ヲ毎戸ニ諭告セシム、且宮崎支庁各出張所ヘ別紙第八号ノ如ク相達シ、然シテ金貨及必用ノ簿冊等ハ船ニ輪シ、其他ハ官庫ニ藏メ、米穀ハ悉ク伊東海軍少将ニ交付シ、曉ニ至ル迄県令・書記官・各課長ヲ除クノ外諸官員等ハ高千穂丸ニ、県下士民ハ迎陽丸ニ乗船ス、乃チ別紙第九号ノ如ク内務卿ヘ上申ス、天明テ九月一日払曉三好陸軍少将兵隊引率着魔ニ付面会、同将ハ直ニ吉田ニ向ヒ出軍セリ、此時賊徒未タ

襲来セス、然ルニ行政ノ巡查ハ昨夜既ニ隊伍ニ編制セシニ付、庁下取締ノ為メ官員三十名上陸巡邏セシム、午前十一時ニ至リ城山ノ背後岩崎辺ヨリ賊徒突出、小銃激発県庁ヘ迫、依テ別紙第十号・第十一号ノ如ク庁門・庁壁ニ揭示シ、且衛生掛ヲ病院ニ遣シ賊徒ノ負傷者ニ危急ヲ告ケ、重テ治療ヲ可受旨ヲ懇諭セシム、了テ県令・各課長等乗船ス、時ニ諸官員及県下士民ノ高千穂・迎陽両船ニ在ル者凡六百五十名ナリ、此時ニ当リテ賊徒疾ク海岸ヲ要シ、県官及ヒ士民ノ難ヲ避ルヲ追フ、当県雇池上壯平銃丸ニ中テ死シ、八等属内海久次郎其他士民海ニ投シ未タ生死ヲ詳カニセサル者若干アリ、午后一時頃市街出火、漸々延焼、庁下ノ実況探偵ノ為メ小蒸気船ヲ以テ、一等属田邊輝實・御用掛坂本清彦等ヲ遣ル、賊徒尚海岸ヲ拒キ、上陸スルヲ得スシテ帰ル、時ニ高千穂丸石炭欠乏ノ趣該船事務長ヨリ申出、同日黄昏鹿兒島港拔錨、事情別紙第十二号及第十三号ノ如ク内務卿ヘ上申ノ処、別紙第十四号ノ如ク御指令アリ、依テ別紙第十五号ノ如ク尚亦内務卿ヘ上申、即日拔錨可致ノ処、石炭ノ搭載意外ニ時間ヲ移シ、同四日朝鹿兒島ヲ指シ同港拔錨ス、其節県令ヨリ前条内務卿ヘ具状ノ為メ私三名ヘ出京被命、同

八日長崎港拔錨、同十三日着京同卿ニ謁シ、詳細具陳ノ  
処、松田大書記官ヲ以テ右事情書取太政官ヘ可差出旨御  
達ニ付、概略上申如此、謹言、

鹿兒島県御用掛 青江 秀

同 二等属 長山信順

同 一等属 曾根静夫

明治十年九月廿八日

第一号

岩村県令ヘ

山縣参軍ヨリ

(八月廿四日「在延岡山縣参軍ヨリ電報」と同文につき省略)

第二号

延岡ニテ山縣参軍ヘ

岩村県令ヨリ

(八月廿四日「同回報」と同文につき省略)

第三号

昨日御面談后今朝加治木ヘ着ノ処、不図脱賊飯野地方ヘ  
出没ノ報有之、仍テ直ニ彼地方ヨリ踊及ヒ長池ノ方迄守  
備致シ候、尚昨日ハ眞幸ヘ向ケ行進為致候筈ニ付、御合  
迄申進候、陳レハ当団全軍回艦ニ付、昨日御約束申置候  
遊撃隊第七大隊第三小队々長栗屋某引卒、御地為警備派

遣為致候、就テハ警備方之儀ニ付本営付山根中尉差立候  
間、万事同人口頭ヨリ御聞有之度候也、

八月廿九日

加治木ニテ 三好陸軍少将

岩村県令殿

第四号

細島ニテ征討総督本営ヘ 岩村県令ヨリ

(八月廿九日「細島ニテ征討総督本営ヘ岩村県令ヨリ」と同文  
につき省略)

第五号

同

同

本日午前七時二十分溝邊出張当県官員ヨリ只今横川ニ於  
テ開戦ノ伝令アリト報知之レアリタリ、右次第二付予テ  
相願候二大隊御差向ノ儀ハ、尚又至急御計可アリタシ、  
(許カ)

第六号

八月三十一日夕六時五十分出

岩村県令ヘ

細島ヨリ小澤大佐

(八月三十日「細島小澤大佐ヨリ電報」と同文につき省略)

第七号

布達

(八月卅一日「番外布達」と同文につき省略)

第八号

支庁及ヒ出張官員へ達書

(八月卅一日「支庁及ヒ出張官員へ達書」と同文につき省略)

第九号

内務卿へ

岩村県令

(八月卅一日「内務卿エ電報」と同文につき省略)

第十号

庁内へ遺書

(九月一日「賊徒ニ庁中ニ遺言ス」と同文につき省略)

第十一号

揭示

(九月一日「庁下各所ニ揭示ス」と同文につき省略)

第十二号

大久保内務卿へ

長崎ニテ岩村県令

(九月二日「内務卿へ電報」と同文につき省略)

第十一号

内務卿へ

岩村県令ヨリ

(九月二日「内務卿へ電報」と同文につき省略)

第十四号

岩村県令へ

大久保内務卿

前略、上京見合セ宣布尽力有ベシ、

九月三日

第十五号

内務卿へ

長崎ヨリ岩村県令

(九月三日「内務卿ヨリ電報」と同文につき省略)

(九月卅日)

宮崎支庁長小野修一郎へ達書

県下追々平定ノ趣候ニ付、各府県ヨリ出張ノ官員ハ夫々  
帰県可申付筈ニ就テハ、本庁直轄ノ分ハ各出張所共夫々  
帰県取計置候得共、其支庁ノ分ハ各出張所等多数ノ出張  
官員モ有之儀ニ付、直ニ帰県申付テモ事務上ノ不都合ヲ  
醸シ候哉モ難計ニ付、一応及協議候条、其支庁在勤ノ官  
員ヨリ可成交代等ノ目途相立、尚不足ノ人員ハ当庁ヨリ  
可相廻候間、篤ト緩急等見計、何分ノ儀急速可申出、此  
旨相達候也、

十月一日晴 月曜日

長崎県ヨリ電報

貴県士族大山綱良、昨三十日斬罪所刑済ノ処、貴県士族  
平田豊吉親族ニ代リ綱良ノ遺骸引受度旨願出タリ、右願



ニ依リ下ケ渡シ親族ニ於テ差問無之ヤ否、御調ノ上即刻  
御報アリタシ、

十月一日

十月七日晴 日曜日

揭示書

鹿兒島県士族 大山綱良

其方儀、鹿兒島県令奉職中 朝憲ヲ憚カラス西郷隆盛等  
ノ逆意ヲ佐ケ、少警部中原尚雄等隆盛ヲ暗殺セント謀リ  
シ逆、私学校ノ者共取持タル口供ヲ隆盛ヨリ受ケ取り、  
直ニ之ヲ印刷シ、右之故ヲ以テ隆盛等政府へ尋問ノ為メ  
上京、旧兵隊ノ者多人数随行聞届タル旨管下へ布達シ、  
尚人心ヲ煽動スル為メ、専使ト称シ各府県鎮台へ属官ヲ  
派出シ、又各課ノ属官等ヲシテ賊用ニ供セシムル而已ナ  
ラス、県庁現在官金拾五万円余ヲ隆盛等ニ相渡シ、其県  
庁内ニ式ケ所ノ焚出場ヲ設ケ、官米ヲ以テ糧食ヲ給スル  
科ニ依リ、除族ノ上斬罪申付ケル、

明治十年九月三十日

右之通去ル九月三十日、九州臨時裁判所ニ於テ処断行刑  
済ニ付、此旨及揭示候事、

安藤中警視へ通知書

当県宮崎支庁長小野修一郎ヨリ別紙写送越候条、御含迄  
書類写送進候也、

別紙

百三大区旧区长坂田諸潔事、土田太郎ヨリ百三大区へ  
差越候書面写御廻シ申候、本県エモ差出シ候方可然ト  
存候間、宜敷御取計被下度候条、此段申進候也、

九月廿八日

藤井楯雄

小野修一郎殿

写

熊本ヨリ申入候、昨日着、今日安政橋(鎮台兵營ノ門ナリ)ノ防禦被  
命、夜ニ入夫々賦付候、兵士何レモ無事ニ付、留守へ安  
心候様御達可給候、其内田中五郎・立本虎太・谷口鎮巳  
美々津へ両替へノ為メ残置、跡ヨリ金子持參可致ノ処、  
今以着不致、若シ途中心配ノ段モ聞、持參不申候テハ不  
相濟候間、帰次第持參候様御達可給候、尤此度出勢ト同  
様ニテ不苦候、倍此度上ノ町錦五郎別段尽力候ニ付、兵士  
格へ召仕急飛申付、其地へ差向候間、御聞取可被下候、其  
内第二番隊別紙人名其余ニモ御吟味ノ上、元氣宜シキ者  
五六拾名日高百馬隊長ニテ一日モ早ク御繰出可被下候、  
此儀ハ大将方ト相談仕候訳ニ候、尤モ銃ハ入不申、刃丈

持參候へバ分捕ノ品沢山有之候、先日県庁ヨリ征討ノ御  
布達ハ有之候へ共、表向ノ事ニテ此上ハ一日モ早ク落城  
為致、精忠貫徹候様可仕、大小将等ノ決議ニ付、先日ヨ

リ申上候金子ハ勿論精々御周旋可被下候、且又鉛・塩硝  
少々ニテモ此度之兵士へ為御持可被下候、玉葉ハ延岡ニ  
ハ沢山有之趣ニ付、藁谷ニ御相談御調、人夫ニテ御送り  
被下候テモ宜シク、又隣区辺ニテモ一兩日中手ニ入候ハ  
、兵士為御持可被下候、飢肥九大区へ先生御出被下候  
テ内々御相談被下候ハ、少々ハ手ニ入り可申候、此義  
十分御尽力可被下、万事ハ錦五郎口上ニテ申上候通り逐  
一御聞取、夫々御運ヒ可被下候、

三月十六日

土田太郎

篠田様

田中仲様

皆々御中

本県へ軍艦着ニ付貢米ハ被送回敷候間、近辺無論商人ノ  
米名目ニテ豊後辺へ向ケ売払、追々御仕送可被下候、凡  
テ以來送方ハ錦五郎ヨリ御聞取可被下候、

一藁谷氏へノ書状ハ戸長代勤ノ内直持可被下候、用事ハ  
延岡へ本営ヨリ玉葉注文ト兵士ヲ豊後地へ向ケ被下候

トノ事ニ付、必御直持可被下候、又高鍋へモ同断ノ事  
御座候、

一拙者改名ノ儀モ藁谷氏へ御通シ御持參可被下候、

鈴木坦平

田中耕藏

右二番・三番立ノ兵隊引率、此状着次第中一日ヲ除  
キ出立、熊本福島本局へ差越可申、此段相達候也、

鹿兒島本営參謀兼福島軍長

三月三十一日

土田太郎

二番出立ナレバ兩人共三番ヲ引率シ可申候、此段更ニ  
為念申進候也、

一廣澤忠右衛門着、其元兵隊操出方延引ノ段甚以不相濟、

先日ノ公達ハ只一通り表向ノ達ニテ、内実ハ旧薩領ノ

兵四千人余ニ番立追々着、高鍋・延岡モ又操出、其地

一日モ速ニ操出無之候テハ、後日ニ至リ甚不都合ニ付

併先日峯吉差立候間、此程ハ既ニ操出ト存候、万一今

以操出不申候ハ、此状着次第操出可被成候、百馬病氣

ナレバ代人鈴木坦平へ申付可然、又巡查參居候ハ、不

殘首ヲ切ルトモ生取ニ致シ、早々打果スガ第一ノ功也、

福島ハ戦済ニハ拙者へ賜リ候積ニ付、先々ノ事ヲ考へ

金策等被成下、一日モ早ク御出可被成、二番立ハ勿論  
三番立モ五十人程ハ火繩砲ニテモ七八寸以上ノ筒ナレ  
バ宜敷候間、持参候様田舎ノ彌師ノ品ニテモ借上御送  
り可被成、右出来不申候ハ、鎗又ハ薙刀ニテモ思々ニ  
持参不苦、人足モ十人程御送り可被成、貢米ハ本県へ  
上納ニ不及、最寄ニテ売払代金御送可被下候、委細ハ  
使ヨリ可申述候也、

三月三十一日誌

土田太郎

篠崎殿

田中殿

戸長代勤中

尚々延引致候上ハ不用ニ付、金策米売道用丈出来候ハ  
、三番モ三十人程ハ御操出可被成候、別紙至急御達  
早々御操出可被成候、坦平・耕藏・百馬万一虚病ヲ以  
断書差出候ハ、首ヲ打チ御送り可被成候、

別働第二旅団第一方面参謀部ヨリ掛合書

鬼神野村

戸長

若松信任

右ハ脱賊為追討延岡ヨリ江代へ出兵ノ砌、三田井松尾

辺賊情探偵ノ事及官崎支庁長小野修一郎へ中村中佐ヨ  
リノ書状等托候処、豈計ンヤ、渠却テ賊徒ノ為周旋尽  
力、更ニ何等ノ偵報モ不致ノミナラス、右書状トモ不相  
届、彼是不審ノ廉不少候間、於其御県捕縛ノ上至急東京  
表山田少将ノ旅団事務取調所迄御送致相成候様致度、  
此段及御掛合候也、

十年九月廿五日

十月十日雨 水曜日

甲第四十七号布達

今般西征ノ役ニ服シ戦死ノ者、来ル十四日ヨリ十六日迄  
於熊本鎮台ニ招魂祭施行相成候ニ付、右親族ノ者参拜可  
為勝手旨同台ヨリ電報有之候条、此旨布達候事、

十月十一日晴 木曜日

内務卿へ上申書

県下処々兵燹ニ罹リ、家屋・器什大低烏有ニ帰シ候ニ付  
テハ、之カ為ニ一時ニ夥多之樹木ヲ斬伐可致、然ルニ緒  
山秃林之儘差置候テハ、播種培養ノ設無之テハ、後來国家  
經濟上ニ於テ非常ノ困厄ヲ相醸スハ必然ノ儀ト被存候ニ  
付、從今新ニ要地ヲ撰ミ、諸木ノ苗木培養致シ、其成長ニ從  
ヒ官私山一般ニ為植附申度、尤苗木培養且開墾等ノ入費

トシテ、先ヅ一万円御下渡相成候様仕度、此段相伺候也、

明治十年七月六日

指令

書面趣聞届候条、其県臨時費ノ内ヲ以テ仕払可申事、

明治十年七月十七日

鹿兒島屯在兵参謀部長長坂陸軍中佐ヨリ通知書

別紙探偵書一通心得迄及御回候、猶即今ノ事情御探偵相成居候ハ、当方ヘモ御差廻相成度、此段并セ其<sup>(マ)</sup>尽御照会候也、

十月九日

十月十五日半雨 月曜日  
十月十五日半晴

乙第拾七号布達

従来当県士族家禄元持高ノ儀ハ、定免米三斗八升七合ノ内八升壹合ハ年々県庁限収入致シ、家禄税・学校費其便宜ノ道ニ遣ヒ払ヒ有之候処、本年ヨリ禄制御変革ニ付、右八升壹合米ハ金禄公債証書算出ノ元高ニ結ヒ込ミ、而シテ其利子ヲ支給セラレ候儀ニ付、右家禄ノ内自作地自作高ノ儀ハ、自今一般百姓持地同様定免三斗八升七合宛貢納候儀ト可相心得、此旨元鹿兒島藩士族ヘ布達候事、但シ本文自作地自作高ノ儀ハ、自今一般百姓持地同様

相成候ニ付テハ、該地荒蕪ニ属シテ除税ニ相成、又

ハ検見等ニ依リテ減租等相成候手續ノ儀ハ、此又一般百姓持地同様可相心得候事、

十月十八日雨 木曜日

鹿兒島三大区ヘ揭示書

去月廿四日官軍ニ於テ討取候賊徒死体ノ淨光明寺其他ヘ仮埋ノ処、尔後改葬又ハ墓表相立候儀願出ノ上ハ、聞届候条、鹿兒島出張所ヘ可願出、此旨揭示候事、

但シ葬式執行ハ不相成、且墓表ハ姓名年月日ヲ記スノ

ミニ止マリ候儀ト可相心得事、

十月廿日晴 土曜日

鹿兒島出張官員ヨリ電報

私学校跡地陸軍省ニ於テ是非仕用致度旨懸合アリ、因テ島津久光支配地ヲ除キ、地之種類及ビ差支ノ有無電報ニテ御指揮アリタシ、

十月十九日

同回報

私学校跡地陸軍省ニテ仕用致度旨承知セリ、右ハ官地ニテ亦外ニ差支筋ナシ、因テ陸軍省ヨリ其筋ヘ照会仕用相成候様御返事アルベシ、

鹿兒島県申木野郷士族

長谷場純孝

鹿兒島県鹿兒島高麗町士族

河野圭一郎

其方儀、西郷隆盛ノ逆意ニ与シ、官兵ニ抵抗セシ先非ヲ  
悔悟シ自首スル後、隆盛鹿兒島ニ襲来ノ際、千竈仲太郎  
外三名ヲ指揮シ、島本浦警視分署ヲ襲撃ノ為該所迄出兵  
セシムル科ニ依リ、除族ノ上懲役三年申付ル、  
十月廿六日晴 金曜日

宮崎支庁ヨリ電報

友成正雄儀、本月三十日処刑申渡可相成旨ヲ以テ、左ノ通  
リ当地話メ判事ヨリ申来候条、此段申上候、尤モ死体ハ警  
視局ヨリ直ニ該地戸長ヘ相渡ノ儀、出張ノ警視ヘ談置候、  
岸良検事長・大塚判事ヨリ及御照会置候延岡病院ニアル  
友成正雄斬罪宣告ノ為、拙者儀該地ヘ出張致候、就テハ  
場所其外不都合無之様御取計有之度此段及御懸合候也、  
十月卅一日半雨半晴 水曜日

九州臨時裁判所ヨリ通知書

其県士族河野圭一郎外二百四十七名、本日別冊ノ通宣告

致条、写相添へ此段御通知及候也、

明治十年十月廿二日

別冊

其方儀、西郷隆盛ノ逆意ニ与シ正義隊指揮長トナリ、及  
百引・大崎戦鬪ノ際本営ノ達ヲ受ケ、邊見十郎太ニ代テ  
該方面ノ惣軍ヲ指揮シテ官軍ニ抵抗スル科ニ依リ、除族  
ノ上懲役十年申付ル、

明治十年十月廿二日

鹿兒島県士族

長倉 詔

其方儀、鹿兒島県中属奉職宮崎支庁在勤中、西郷隆盛ノ  
逆意ニ与シ、石川駿・大内確ヲ飢肥ニ遣シ、区戸長等ヲ  
シテ該地人民ヲ煽動シ、賊徒ニ党与シ出兵セシムル科ニ  
依リ、懲役十年可申付処、情状ヲ酌量シ除族ノ上懲役七  
年申付ル、

年月日同上以下倣之

鹿兒島県士族

深見有常

其方儀、西郷隆盛ノ逆意ニ与シ、本営ニ在テ其指揮ヲ受  
ケ、各隊進退差引ノ令ヲ伝へ、又ハ別府晉助<sup>(弟)</sup>ノ指図ニ從  
ヒ同人ニ代リ兵隊<sup>(總)</sup>操出シ、且銃器彈藥運送等ノ事ヲ担任

シ、及ヒ各所ニ於テ党与数百名ヲ招募スル科ニ依リ、懲役十年可申付処、情状ヲ酌量シ除族ノ上懲役五年申付ル、拾壹月二日雨 金曜日

長崎九州臨時裁判所ヨリ通知書

其県士族坂田諸潔、本日別紙之通斬罪宣告ニ及候条、写相添此段及御通知候也、

明治十年十月廿二日

別紙

鹿兒島県日向国高鍋士族

坂田諸潔

其方儀、西郷隆盛ノ逆意ニ与シ、兵器ヲ弄シ党与ヲ招募シ、小隊長以下ヲ撰任シテ自ラ軍長ト称シ、之カ総裁トナリ官兵ニ抵抗スルノミナラス、日向国参軍トナリ高鍋ニ出張本営ヲ設ケ其長トナリ人民ヲ脅迫シテ、軍資金数千円及ヒ党与数百名ヲ募ル科ニ依リ、除族ノ上斬罪申付ル、

明治十年十月廿二日

同回答書

当県士族坂田諸潔、去月廿二日斬罪候宣告済ノ旨御通知ノ趣致了承候、此段及御回答也、

十一月廿九日晴 木曜日

内務卿へ上申書

当県下水車組織機械ノ儀ハ兼テ上申仕置候通ニテ、尔来益盛業ニ赴キ、従テ職工等逐月習熟致シ候ニ付、猶後來為勸奨、

右皇后へ献上仕度含ヲ以、今般更ニ一層ノ精心ヲ籠メ別紙目錄ノ反物凡十五日間ヲ以テ為織立差出申候間、何卒進献相成候様仕度、然ル上ハ特ニ組織ノ業而已ニ無之、後采勸産奨励ノ補益モ不尠儀ニ付、前件ノ趣御酌量可然御処置被成下度、依之反物相添、此段上申仕候也、

明治九年九月十八日

鹿兒島県令大山綱良

指令

書面申立之通献納御聞届相成候条、此旨本人へ可相達事、

十二月十四日晴 金曜日

九州臨時裁判所長崎出張杉本検事・中島判事ヨリ

通知書

鹿兒島県士族鮫島元、本日別紙之通及処断候条、此段及御通知候也、

## 鹿兒島県岩崎士族

鮫島 元

其方儀、西郷隆盛ノ逆意ニ与シ、佐土原ニ於テ軍資金ヲ募リ、島津啓次郎ヲ佐ケテ官兵ニ抵抗スルノミナラス、日向国参軍トナリ宮崎支庁ニ至リ、県下三州軍国政治ヲ施スヲ以テ軍務ニ尽力スベキ旨県官等ニ相達シ、及ヒ桐野利秋ト謀リ懲役人ヲ解放シ、土工兵ニ用ユル科ニ依リ、除族ノ上斬罪申付ル、

十年十一月廿五日

(熊本県官遠近武則手記)

明治十年戦争ニ従事セシ顛末

明治十年一月下浣、鹿兒島県下ノ形勢不穩ノ声囂スク、貔貅ノ士暴挙シテ東上セントスト聞キ、時ノ熊本県知事ハ秘カニ警部沖本忠三郎ヲ派シテ内情ヲ偵察セシメラル、沖本警部ハ弥々陸軍大将西郷隆盛、大挙シテ不日鹿城ヲ発ストノ大々的警報ヲ齎ラシ来ル、維レ正ニ天下ノ危機、君国ヲ思フ熱誠ノ士ハ戎衣ヲ纏フテ起ツベキノ時、吾等ノ如キ単ニ施政ノ一方ニ係<sup>ケツ</sup>ハル者攻城野戦ノ道ヲ知ラズ、天下ノ大勢ヲ看破スルノ明ナク、愚案百出、快刀乱麻ヲ

断ツノ妙計ニ出ヅル能ハズ、然レド事急ニシテ寸時ノ偷安ヲ許サズ、至誠以テ国家ニ報イメント欲シ、即チ同年二月某日ノ夜、七等出仕桑原戒平ヲ訪ヒ、献策シテ曰ク、西京ニ於テハ三條公ヲ始メ大久保内務卿等自ラ西向シテ衝ニ当ラル、ノ報アリシモ、軍議区々、鹿兒島ノ形勢ヲ詳悉セザルノ恐アリ、仍テ速ニ上京シテ此ノ形勢ヲ言上スルニ機ヲ逸スルノ不可ナルヲ信ジ、且ツ同志ハ西京ニ在リテ勤王ノ軍ニ投ズルハ最モ注意スベキ事ナレバ、速カニ上京ニ関シテ長官ト議セラレンコトヲ陳述シ、進ンデ軍国多事ノ際、後顧ノ憂ヲ断タンガ為メ、妻子眷族ヲ悉ク郷里ニ帰ラシムルコトニ即決シ、武則ハ腕車ヲ履ヒ、會計ニ旅費ノ支出ヲ請求シ、桑原七等出仕ガ長官トノ協議ノ進行ヲ待チ居タルニ、賛同ヲ得テ歸り来ル、互ニ酒ヲ酌ミ行ヲ壮ニシ、桑原氏ハ直ニ馬關ニ向ツテ発ス、翌日両家族ヲ大分県庁ニ在ル桑原平八・桑原深造二氏ニ托シテ帰郷セシメタリ、然ルニ桑原氏馬關ニ於テ僅少ノ時間ノ相違ヲ以テ汽船ニ後レタルハ千秋ノ恨事ニシテ、吾等ノ計画此ニ頓挫シ、県庁ニ於テハ一同方向ニ迷ヒ、一日數回電報ヲ以テ西京ヘ伺ヲ為スモ更ニ命令ナク、二月十八日ニハ賊徒ノ先発、宿舎準備ノ為メ五六名川尻町ニ

着シ、本軍モ亦八代町へ到着ノ飛報アリ、上下大ニ動搖シ、県庁ニ於テハ富岡県令・品川内務大書官(記脱カ)在リテ万事ヲ指揮セラレタリ、同十九日ニ至リ県庁ハ戦鬪線内ナル城内ニ置クヲ可トスルモノト、線外ニ在リテ人民ヲ保護シ、戦ニ随ツテ福岡県ノ方向ニ移転シ極力人民ヲ安全ナラシムベシトノ両議沸騰シ、庶務課長近藤幸止ハ前説ヲ主張シ、租税課長遠近武則ハ後説ヲ主張シ、各課長会議ノ上多数決ヲ以テ後説ニ決定セリ、然レド移転ノ位地未ダ定ラズ、植木・高迫・大津・御船・山鹿ノ五ヶ所ヲ予定地トシ官吏ヲ派出シ、調査ノ進行中追討ノ詔ヲ発セラシ、此時早クモ城内火ヲ失シ、炎々天ヲ焦シ物情警フルニ物ナシ、此ノ日近藤庶務課長外三四名ハ応接ノ為メ八代町へ出張シ、庁ニアルモノ森下会計課長及ビ遠近武則ノミ、時ニ東京警司隊(砲)四百名到着シ、県庁ヲ以テ仮本官ニ充テ、炊事ヲ門前ノ一商家ニ命シタリシモ、城内炎上シ喧鬧ヲ極メシ為メ、昼餉一飯ヲ供シテ忽チ逃散セリ、仍リテ隣村へ官吏両名ヲ出シ餽餉ノ道ヲ講ゼシム、時ニ会計軍吏酒井馳俄然奔来シ武則ニ謀ルニ、城内失火ノ為メ器械・弾薬ヲ保護セントシテ、糧食ハ尽ク烏有ニ帰セシヲ以テ糧食ノ供給ハ県庁ノ尽力ニ待ツノ外ナキヲ以テ

セラル、米穀ノ所在ハ我手ニ於テ調査スルニヨリ、現金ヲ携へ人夫数名ヲ連レ来ルベシト約シ、直チニ部下ノ官吏三宮惟馨・徳永壽太郎・永野隆熙・松岡一輝・清水大貴等ヲ四方ニ遣シ、熊本市内ニテ凡ソ白米六百俵ヲ直ニ徵発シテ鎮台ニ回送シ、夫ヨリ松岡ヲ岡部村、三宮・志水(砲)ヲ高橋地方へ出張ヲ命ジ、武則ハ上島村・鯨村方向へ出張セシニ、幸ニ部下ノ官吏三四名ト途中ニ邂逅シ、布田九十郎ナルモノニ担当ヲ命シ、御船町出張所ニ於テ金壹万円ヲ渡シ、十九日ノ夜上島・鯨ノ両村民ニ対シ、壹戸ニ付キ白米壹俵・梅干壹升・草靴一足宛ヲ打賦シタリ、二十日未明ニ御船ヲ発シ上島村ニ至レバ、糧食一切ノ必需品既ニ準備セラレタレドモ、前夜船場橋焼失セシヲ以テ人民恐怖シテ運搬ニ従事セズトノ該村戸長ヨリノ報道ニ接シ、彼等ニ説クニ大義ヲ以テシ、或ハ忠誠ヲ諭シ、漸クニシテ出夫ノ準備ヲ終リ人夫ト共ニ城内ニ入り、直ニ鎮台ニ出頭シテ田夫戦時ニ經驗ナク、戦々兢兢々事ニ従ハザルヲ以テ彼等ヲ親シク遇セラレンコトヲ注告シ、武則ハ尚城内ニ停留シテ奔走セリ、同日夕刻ニ至レバ俵米諸方ヨリ集リテ蔵ニ満チ、大ニ安堵シテ其夜ヲ城内県庁ニ明セリ、夜闌ニシテ城地接近ノ要所ニ城内ヨリ兵ヲ出



シ焼払タルニ、猛火天ニ漲リテ白昼ニ異ナラズ、時恰モ  
夜十二時、穩密探偵ノ報ヲ聞ク、明廿一日ノ夜御船町ニア

ル保護兵熊本與士族佐々友房率ヒタルモノ ○人民保護ヲ名トシ、仮県庁ヲ設置

スルヤ否ヤ約百名武器ヲ携ヘテ町内ニ止宿シ、是ガ警備

(頭注) 佐々ノ保護兵ガ人民保護ニ当リシニヤ原文ニハ〇ノ間ヲ括弧ニ入レ

ノ任ニ當レリ、県令ヨリハ金員若干ヲ賜フシテ深ク賞セ

ラレタリ ○頓テ仮県庁ヲ襲撃スルノ確報達スルヤ、近藤・

森下・横田及武則ノ四人、各担当ヲ議シ、森下ハ會計整

理ノ事アルヲ以テ御船ニ至リ、此ノ秘報ヲ長官へ上申シ

壹万円ヲ糧米代金トシテ支弁シ、尙四万円ノ残額ハ是ヲ

米菴ニ入レ、矢部ノ戸長渡邊現ナル勤王家ト謀リテ裁断

スルコト、ナシ、近藤ハ城内ノ留守役トナリ、武則ハ植

木町ニ出張シテ小倉ノ兵ヲ待チ、炊事ニ執掌シ諸般ノ事

務ヲ掌理スルコトニ決ス、明ル廿二日植木町ニ出デ、堤

某ハ仁俠氣慨ニ富ムノ士ナルヲ以テ、氏ニ托シテ質入米

千俵ヲ購入シ、人夫式百名ヲ雇ヒ搗米ニ従事セシメ、高

瀬町ニハ大蔵省買上米儲蔵シアルヲ以テ、糶米及回送ノ

準備ヲ為セリ、此時高瀬ニハ松村七等属外一人ヲ出張セ

シメ、植木ニハ井阪十三等出仕ト武則停留セリ、同廿二

日ニ至リ白米三百俵、酒五十樽、干魚式十駄ヲ整ヘテ、

小倉兵ト共ニ入城スルノ策ヲ建テ、兵隊宿舍ノ設備ヲ終

リ將士ノ出馬ヲ待居タルニ、午後四時頃薩兵植木町ニ來

ルノ報アリ、町民悉ク家財ヲ整へ退去避難セントス、時

ニ小倉ノ兵士七八名アルノミニテ兵糧保護ノ手段ナク、

止ムナク倉庫ニ納メテ是ヲ隱蔽シタルニ、此時已ニ薩兵

町ノ西端ニ侵入ノ急報アリ、人夫ヲ始メ町民恐怖シテ為

ス所ヲ知ラズ、全ク逃散シテ武則策ニ窮ス、遂ニ急行シ

テ田原坂ニ至レバ、乃木少佐士卒ヲ率イテ來リ会セラル、

植木町ニ糧食・酒肴ノ匿藏シアルコトヲ氏ニ報告シ、木

ノ葉村ニ至リ戸長阪本淳義ト協議シ、植木町へ炊爨餽餉

ノ手段ヲ講ジ、人夫ヲ使役シテ是ガ運搬ニ従事セシム、

時ニ植木町向阪ニハ兩軍兵端ヲ開キ一時砲声地ヲ撼カシ

礮響天ニ震フ、(頭注) 礮死將校ノ姓名不明 [ ] 少佐ハ此役ニ斃レ、負傷者四五名、

腕車ニテ馳セ來リ尚式十余名ノ負傷者アレバ是ガ修容ニ

尽力スベキヲ促サレ、阪本戸長ト協力シテ非常ニ斡旋セ

シモ、人民疑懼シテ応ズルモノ無ク、辛フジテ負傷者ノ

ミハ三池方面へ輸送スルコトヲ得タリ(戸長阪本淳義ノ力ナリ)、翌二

十三日高瀬ニ至リ人夫ノ募集配附等頻リニ力ヲ致シタル

モ、該地区長及戸長ノ意志曖昧ニシテ、副戸長石川某ヲ除

キテハ一人モ挺身事ニ当ルモノナク、種々ノ障害ヲ排シ

テ漸ク人力車十輛ニ擲飯ヲ搭載シ木葉ニ配送セシノミ、武則苦心慘憺、輸送ノ任ニ当リシモ策ノ施スベキモノナク、既ニ木ノ葉ニテハ戦鬪ヲ開始シ、炮声殷々トシテ山ヲ動カシ人心恟々、実ニ名状スベカラズ、苦戦数時、午後四時ニ至リシニ木葉ノ敗報伝ハリ、益々人心隠カナラズ、時ニ人夫ヲ指揮シテ糝米ニ服シ居タルニ、俄然土人抜刀ニテ乱入シ人夫色ヲ失フ、忽チ一刀ヲ携ヘテ戸外ニ飛出デ、追跡シテ市端ニ至ル、頓テ砲声止ミ木葉ノ將士戦ヲ中止シテ来リ会シ、共ニ南關ニ退却セリ、県官ノ此処ニ集ルモノ拾余名、植木町以来ノ辛酸ヲ互ニ披瀝シ、我熊本県モ此南關アルノミ、此処ニ於テ賊徒ヲ防禦セザルトキハ、久留米・福岡ノ人士曖昧ニシテ名分ヲ明ニセズ、若シ薩軍ニ投ジテ盲動スルアラバ形勢益々非ナルヲ以テ、此ノ南關ノ一壘ハ死ヲ決シテ保守スベシトナシ、集合セル県官中武則筆頭ナルニヨリ長官代理ヲ自称シテ諸般ノ事ヲ処シ、丹心報國ノ士ハ止リ姦凶自ラ嬉ブノ醜類ハ忽チ去ルベシト談ジタルニ、一人モ去ル者ナク直ニ区长役場ニ至リ、富田区长外戸長三名以下用掛等式三名ト会シタルニ、彼等ニ大義ヲ説キ植木・木葉之戦鬪ニ於テハ人夫欠乏シ、為ニ皇軍ノ敗ヲ取りシハ実ニ浩歎ニ堪

エズ、我県モ頼ムベキハ此一区アルノミ、願クバ糧ヲ集メ人ヲ出シ充分ノ便宜ヲ与ヘ、士氣ヲ鼓舞セラルベシト説キタルニ、大ニ感奮興起シ、区长・戸長・用掛ニ至ルマデ一人ノ異論ヲ発スルモノナク、直ニ馳セテ近村ニ至リ人夫ヲ募リタルニ、来リ応スルモノ実ニ数百ノ多数ニ上レリ、区长役場へ熊本県出張所ノ看板ヲ掲ケサセ、武則長官代理ヲ自称シ、指山二等属ハ人夫係、宇佐川四等属ハ炊事係ト定メ、市中警備ノ為メ巡查心得ナルモノヲ特ニ設定シ、地租改正顧問人ハ地理ニ明カナルヲ以テ四方ノ間道ニ偵察ヲ命ズ、此時高瀬警部補ハ巡查若干ト共ニ御聖影ヲ守護シ奉リ、遂ニ御真影ハ久留米支庁へ奉送セシメタリ、廿四日ニハ野津・三好両少將四千ノ兵ヲ率イテ久留米ニ到着ノ報アリ、即チ河原田四等属・鴨下五等属ヲ使者トシテ久留米ニ赴カシメ、精兵五六十名ヲ急派シテ援助ヲ与ヘラレンコトヲ懇請セリ、又廿五日ノ未明ニハ必ズ薩兵南ノ關ニ寄来ルベシト期待シタル故ニ、乃木少佐ヲ南關ノ旅舎ニ訪ヒ、土民ヲシテ仮リニ堡壘ヲ築カシメ、是ニ百姓ヲ屯セシメ官兵ニ偽シテ声援ヲ為サシメンコトヲ謀リタルニ、少佐是ニ同意シ富田区长ニ担当セシメテ簡單ナル堡壘二個ヲ造ラシム、此事終ルヤ兵

舎ヨリ衣類式百枚ノ要求アリ、直ニ三池方面へ人ヲ派シ全部供給スルヲ得タリ、乃木少佐ニハ一旦南關ニ兵ヲ集メラレシモ、更ニ出兵シテ野營ヲ張り對抗ノ運動ヲ開始セラレタリ、然ルニ南關ニハ人夫ノ集ルモノ數百名ナルモ、大平ノ日久シク戰爭ニ馴レザルノ徒躊躇シテ、野營ニ糧食・武器ノ運搬ヲ拒ミ、容易ニ応セズ、遂ニ一策ヲ案出シテ米苞ニ擅飯ヲ入レ二人ヲシテ是ヲ担ガシメ、一俵ノ賃金ヲ六円ト定メ、式里内外ノ道程ヲ運バシメタルニ、賃金ノ高価ナルヲ以テ人夫トシテ久留米地方ヨリ集リ来ルモノ無慮式千ト註スルニ至レリ、一俵六円ノ規定ハ一日ニテ中止シ、翌日ハ一人壹円五十錢ニ改メ尚二三日ヲ經過シテ順次ニ低廉ナラシメタリ、斯クテ廿五日ノ未明ニハ武則ノ請願ヲ入レラレ、近衛ノ壯兵六七十名南關ニ先着シ、一般ノ人意大ニ安堵シ悉ク蘇生ノ思ヒヲ為セリ、当時陸軍ニテハ兵粘部完備セザリシヲ以テ我々ノ微力大ニ功ヲ奏スルヲ得タリ、久シカラズシテ權令心得石井書記官南關ニ到着、桑原七等出仕モ帰県シ、長・次官ノ指揮ノ下ニ南船北馬尚能ク戰時ノ責務ヲ尽スコトヲ得タリ、征討惣督有栖川宮熾仁親王殿下南關ニ御出征アラセラレ、武則及富田区长ニ御旅館ニテ拜謁ヲ給ヒ、御

言葉ノ御褒詞ヲ辱フシタルハ微臣一生ノ面目ナリ、弥来高瀬・木ノ葉ノ間ニ在リテ兵事ニ従事シ、四月十六日入城スルヲ得タリ、長官ト相会シタルニ、戰爭中賊徒ノ死体ニ手帳アリ、其ノ記録ニ、南關ニ在テハ遠近二等屬・横田四等屬及權令心得大ニ尽力云々トアリシヲ以テ、武則ノ精勵尽瘁シタルハ城内ニ於テ既ニ確認セリトテ大ニ贊辞ヲ寄セラル、尚兵火ノ間ニ在リテ東奔西走シ、糧餉ノ供給輸送ニ尽シタルモ、薩軍ノ兵力漸ク衰へ肥後地ヲ退却セシニヨリ、七月ニ入り常務ニ復シタリ、

十二月卅一日 月曜日

明治十年暴挙ノ際管内士民ノ戰死・生死不明ノ者人員

死生	国名		士族	平民	合計
	薩摩	日向			
戰	二百拾八人	九百七拾六人	百三拾三人	三十六人	式千貳百五拾壹人
死	六百〇八人	四百貳人	四十貳人		六百五拾人
生	薩摩	六百七十六人	四十九人		七百貳十五人
死	大隅	貳百七十六人	拾人		貳百八十六人
不明	日向	貳百六十五人	貳拾八人		貳百九十三人
總計		四千九百十九人	貳百九十八人		五千貳百拾七人

# 國事犯罪囚護送書類

儀ニ付伺

過日及御談置候通り、捕縛拘留ノ者別紙人名書之通、右松祐永始外三名九等警視属兼九等警部平林忠正ヲ以テ及護送候間、追テ何分之儀相定候迄御預置有之度候也、

明治十年五月三日

鹿兒島県令岩村通俊

長崎県令北島秀朝殿

過日御談有之候捕縛拘留ノ者、右松祐永外三名九等警視属兼九等警部平林忠正ヲ以護送被致候間、追テ何分ノ儀被相定候迄、当県ヘ可預置旨御懸合ノ趣致承知候、即チ本日着候間、右人員正ニ受取候、此段及御回答候也、

十年五月四日

長崎県令北島秀朝

鹿兒島県令岩村通俊殿

臨時裁判所ニ於テ御処分済之者各府県ヘ御分配之

今般九州臨時裁判所当長崎ヘ被設、鹿兒島県其他ノ賊徒御処分相成候ニ付テハ、右人員ハ不勲儀ニ有之、自然此儘当県ヘ御差置相成候テハ、第一多人數之置場ニ差支、又目下不取締ノ患モ有之、且多人數之者使役方モ無之、彼是不便ノ至ニ存候、仍テ者フルニ今般於当地御処分之者ハ人員ヲ區別シ、各府県ヘ御分配相成候ハ、公私ノ便宜ニ可有之ト存候間、至急御決定相成候様仕度、然上ハ追々御処分済ノ人員相滿候節、其時々諸県ヘ送附可致候ニ付、御分配可相成、各府県ヘハ予メ御達相成被置候様仕度、此段河野幹事協議済ノ上相伺候条、至急何分ノ御指揮被下度候也、

十年五月十七日

令名

大久保内務卿殿

尚以右國事犯罪人分配ノ義ハ、其本籍県令ヨリ可相伺筋ト存候得共、目今非常ノ際殊ニ現犯当県ヘ繫囚有之候間、小官ヨリ相伺候義ニ候条、宜敷御聞置被下度候也、

明治十年七月九日稟

全年全月全日決行

主任若林六等属

秋田県

宮城県

福島県

令

河野幹事ニ御掛合按

按

国事犯罪人他県分配之義ニ付、先般内務省ニ相伺候処、別紙之通指令有之候間、為御心得及御報知候也、

年月日

令名

十年九月十日

幹事河野敏謙殿

河野幹事

北島長崎県令殿

別紙

書面伺之趣ハ賊徒処刑済、別紙各県凡ソ五拾人宛ヲ限

追て本日護送致来候賊徒モ、罪按相廻居候分二十一名  
文ハ処断中ノ人名ニ加へ置候也、

リ発配可致事、

但護送之義ハ於其県取計、追テ入費等取調可申出事、

大久保参議

河野幹事

明治十年六月廿六日

内務卿大久保利通代理

内務少輔前島 密

分配県名

島根県 石川県 新潟県  
山形県 岩手県 青森県

当県ニ拘留スル賊徒数百名ニ及フ、皆口供且結ス、其内一年以上ノ者百七十二名アリ、擬律相済既ニ処断可致筈之処、可成鎮定ノ後ニ施行スヘクト今日迄遷延ス、然ルニ目今ノ形勢多数ノ囚徒長々一所ニ差置クハ懸念ノ情不勘、県令ノ協議モ有之、当分隣県ヘ分賦スヘキカトモ存スレトモ、九州地方ハ概ネ同様ノ事情且陸路ノ護送ハ尤

モ懸念ノ時情ニ付、死罪ヲ除ク外先懲役一年以上ノ者ハ  
処断シ、兼テ御成定ノ各県へ護送致度、至急該県々へ御  
達ヲ乞フ、其事至急ノ御運ヒ付スバ擬律濟之分ハ未決之  
儘大坂府へ送り置度、右何レトモ至急御指示相成度、此  
段申進ス、

十年九月十日

別紙之通内務卿ヨリ電報有之ニ付、写及御回付候、昨日  
御廻シ相成候貴官ヨリ之電報回答有之ハ尚ホ御廻シ相成  
度候也、

十年九月十一日

河野幹事

北島長崎県令殿

追て処断之義ハ何時ニテモ差支無之ニ付、追テ配賦之  
通知有之迄ハ相見合可申候、此段申添候也、

九州臨時裁判所

河野幹事殿

大久保内務卿

賊徒配賦之事ハ追テ申進スベシ、尤モ処断ヲ濟セアリタ  
シ、

十年九月十一日

過日來御協議之末、本日別紙之通大久保參議へ電報被発  
候段云々御細示之趣敬承致候、右ニ付汽船之用意差支無  
之段、別紙之通電信ヲ以內務卿へ申立ベクト存候間、御  
心得之為メ前以テ此段申進置候也、

十年九月十日

北島長崎県令

河野幹事殿

追テ内務卿へ之電信ハ是ヨリ即刻可取計ト存候間、為  
念此段モ添申仕候也、

臨時裁判所

熊本

河野幹事

三好判事

電報之趣県官へ協議シタル処、残賊百六十名程加久藤ヨ  
リ人吉ヲ襲撃ノ勢アリト昨夜ヨリ陸統報知アリ、人心頗  
ル動揺ノ際ニ就キ県官モ甚タ心痛ノ由、何トナレバ其賊  
徒等内外相応スル策アルモ難計レハナリ、此分御了知今  
一応県令へ御談示シ有リ度シ、

十年九月十一日

(未)  
「別紙」

当地方ノ降伏人追々其地へ差廻シ置タリ、右ハ賊ノ隊長等モ渺ナカラズ、旁以篤ト県令ト談シ取締方充分嚴重ニスベシ、且又其地方異状モアラハ至急申越スベシ、

九月十日午前七時五分発ス

同十二日午前八時着

鹿兒島田ノ浦

山縣參軍

品川中佐宛

別紙之通申来候条、為御心得此段及御通知候也、

九月十二日

品川陸軍中佐

北島長崎県令殿

渡部福岡県令

河野幹事

本日電報ヲ以申入タル囚人ノ義ハ、追々当地へ護送ノ賊徒多数ニシテ監獄差問へ、其他取締上懸念之事情不少ニ付、二三百名ノ処暫時其県へ御預致度、差支有無至急御

回答アリ度シ、

十年九月十二日

九州臨時裁判所

渡部

河野幹事

福岡県令

当県監獄間狭ニテ囚人満チ、タルニ付、未決ノ賊徒ヲ預リ成難シ、尤モ二三十ナラハ差支ナシ、

十年九月十二日

賊徒護送之義ニ付、去十日貴官ヨリ内務卿へ電報之回答ハ未タ無之哉、致承知度此段及御問合候也、

十年九月十三日

河野幹事

北島長崎県令殿

過刻及御問合候内務卿ヨリ回答之有無都合モ有之候間、至急御回答相成度、尚又此段申入候也、

十年九月十三日

河野幹事

北島長崎県令殿

追て右回答有之候ハ、兼テ御談申置候通、写御廻シ相成度候也、

賊徒護送之儀ニ付去十日小官ヨリ内務卿ヘ電信ヲ以相伺置候、回答ノ有無御問合之趣了承仕候、右ハ昨十二日再度再申致置候付、本日中ニハ何分之指令可有之、然ル上ハ速ニ御通知可致候、此段不取敢御答申進候也、

十年九月十三日

北島長崎県令

河野幹事殿

只今別紙写之通、内務卿ヨリ電達有之候間、次便之飛脚船ヨリ賊徒護送可致旨、警察官吏ヘ可相達ト存候、就テハ人員御決定之分御差示相成度、此段申進候也、

九月十三日

県令 姓名

河野幹事殿

追テ便船時刻之義ハ未定ニ候得共、其筋ノ者ヨリ申出候趣ニテハ、多分明十四日夕入港、明後十五日出帆ニ可相成トノ趣ニ有之候、猶委細ハ明朝御協議可仕ト存

候也、

ナガサキ

ナイム

ケンレイ

キヨウ

コクジハンザイニンヲ、トウキヨウエゴソウスルニワ、ミツビシヒキヤクセンヨリヲクルベシ、

九月十三日発着

ナガサキ

ナイム

ケンレイ

キヨウ

シヨケンエブンバイノゾクトハ、シヨケイツミノウエス  
(兼 船)  
ミヤカニトウケイニマワスベシ、

九月十三日発着

内務卿ヨリ電報ニ付、次便之飛脚ヨリ賊徒護送可相成ニ付、人員可申入旨致承知候、大凡人数之義ハ去日申入置候通ニ候得共、決定ノ処ハ明朝可申入候間、左様御承知有之度候也、

十年九月十三日

河野幹事



北島長崎県令殿

追テ端書之趣致承知候也、

賊徒分配云々之義ニ付、内務卿ヨリノ電報写御回相成致承知候、船便之義ハ次之飛脚船ニテ護送相成候テハ如何哉ト存候ニ付、此段及御協議候条、何分之御報有之度候也、

十年九月十三日

河野幹事

北島長崎県令殿

大久保参議並福岡県へ之別紙電報写為御承知御廻シ申候也、

十年九月十三日

河野幹事

北島長崎県令殿

大久保参議

河野幹事

当地罪囚之義ニ付云々申進置タル处、尚亦鹿兒島ノ罪囚拘留場無之ニ付、捕縛次第護送ノ旨加治木出張所ヨリ報

知有之、然ルニ当地監獄モ相塞リ致方無之趣ニ付、熊本・

福岡兩県へ一時未決囚人預ノ義照会ニ及タル处、二県共差問ノ趣ニ付、弥以テ一日モ早く追々処分致、何レノ地方ナリトモ送出シ度、付テハ申進タル配賦方ノ義、速ニ当県令へ御指示相成度、且当地監獄忽チ差問タル節ハ、未決之儘ニテモ護送致シ置ク可キ地方何レトモ御定ノ上、至急御示シ置ヲ乞フ、

十年九月十三日

長崎県令

カゴシマ

ヤマガタサンゲン

(ホウチイライ)

リンジサイバンシヨトザイニンチウハ、ナニンノブンニテイクバクメイコレアルヤ、ソクトウアレ、

九月十三日発着

昨夜御問合有之候今便飛脚船ヨリ護送之賊徒百六十六人ニ有之候、此段申入候也、

十年九月十四日

河野幹事

北島長崎県令殿

追テ本文賊徒処断之義ハ御都合次第ニ可致候間、右同  
時御申出有之度候也、

賊徒分配之儀ニ付、船便ハ次之飛脚船ニテ護送云々御協  
示之旨致敬承候、右ハ至極便利可然旨相考候得共、飛脚  
船之儀ハ外国人モ多少乗込居候儀ニ付、小官限り取極候  
儀モ如何ト存、飛脚船ニテ送附可然哉、又ハ船ヲ雇ヒ可  
申哉ト之旨、内務卿ニ相伺置候儀ニ有之候、尤モ断然取  
極メ可然トノ御見込モ候ハ、猶御一示被下度候、先ハ  
不取敢御答迄如此ニ候也、

九月十四日

県令

河野幹事殿

東京迄御送り之儀ハ未タ御決定無之、追テ明朝ハ御庁  
へ参上拜面、猶巨細御協議可仕ト存候也、

ナガサキ

ヲヨクボ

ケン

ナイムキヨウ

コンパンウカガイノコクジハンザイシユウハツバイノギ、

カジツシレイヲヨビヲキソロトコロ、ミケツシユウライ  
ヲイゾウカ、ジジツサシツカヘソロハム、キヨウトフヘ  
ヒヤクメイ、ヲヨサカフヘゴジユウメイハツバイイタス  
ベシ、コノムネアイタツス、九月十四日  
発着

(朱(頭注)書面モ□川へ可相□事)

本日宣告ニ及候中ニハ、頗ル不平之気顔色ニ顯レ候者モ  
有之候ニ付、申入候迄モ無之候得共、船中少々苛酷ニ渡  
候共、嚴重御取締ニ相成候方欵ト存候、此段不關申入候  
也、

十年九月十四日

河野幹事

北島長崎県令殿

別紙宣告書之通、国事犯罪人山東清武以下本日九州臨時  
裁判所ニ於テ処刑相成候間、曾テ御達之通当県警察吏員  
ヲシテ、東京迄本日当港出帆之廣島丸ニテ護送為致候間、  
着之上ハ可然御指揮相成度、此段御届旁上申仕候也、

十年九月十四日

長崎県令北島秀朝

内務卿大久保利通殿

ナガサキ 東京 ヲラクボ

ケンレイ ナイムキヨウ

(腕点券)  
コンパン、ウカガヒノ、チャウエキ、シヨケイノモノ、  
(発配)  
ハツハイノギハ、サキタマケン、ゲンマケンエ、ゴシユ  
ウシチメイアテ、ヤマナシケンエ、ゴジウハチメイ、ハ  
ツハイイタスベシ、モツトモ、(口供)コウキヨウスミ、イマダ、  
シヨケイ、アイナラサルモノハ、ソノチニヲイテ、プ  
リシマリ、コレナキヤウ、ゲンヂウ、カンゴイタスベク、  
コノムネ、アイタツシ、ソロコト、

九月十四日発着

ナカサキ トウケイ

ケンレイ ナイムキヨウ

(腕点券)  
コクシハンザイジン、ヒロシママルヨリ、コノチエ、チ  
ヤクノウエハ、ケイシキヨクノテニ、ウケトルハツ、ナ  
リ、

九月十五日発着

処、別紙大塚友資外名病氣ニ付、相除キ置候条、此段  
御届仕候也、

十年九月十五日

九等警部吉野應四郎

別紙

熊本県士族

大塚友資

丹羽尉一郎

熊本県賊徒ニシテ、当地へ檻留ノ犯人、該県へ護送方  
之義ニ付、三好判事へ再応御懸合之趣、且ツ同県犯人  
之内不取敢先ツ百名丈ケ未決之儘、今明日ニモ護送之義  
纏々御申越之趣委細致敬承候、就テハ貴所之御都合次第  
当方ニ於テ何時モ差支無之候得共、可成ハ今午後第四時  
頃抜錨之汽船ニテ致護送度存候間、御了承被下度、此段  
御回答申進候也、

十年九月十五日

長官

河野幹事殿

本月十五日国事犯之者百五名熊本県へ送致可相成筈ニ候

尚所持品等取調之都合有之候間、乍御手数護送罪囚人

名至急御通知相成度候也、

熊本県賊徒ニシテ、当地檻留ノ犯人、該県エ護送方ノ義別紙甲印ノ通、三好判事エ掛合置候処、乙印ノ通回答有之、即百名丈ハ不取敢未決ノ儘、該県エ可差送ト存候ニ付、護送方之御都合ハ如何可有之哉、御差支モ無之候得ハ、今明日ニモ其運ヒ着手致度、依テ往復写相添及御協議候也、

十年九月十五日

河野幹事

北島長崎県令殿

熊本出張

九州臨時裁判所

同上

三好判事

河野幹事

其地残賊云々ニ付、熊本県下賊因差送方、当県令エ強テ申談シ、今日迄差扣タル処、賊徒云々ハ訛伝ノ赴ニ付テハ、過日掛合置タル賊徒二三日ノ中差送ル筈ニ付、其地県令エ通シ置クベシ、尤モ放免ノ上差送ル方宜シクハ其旨申越スベシ、当地エハ鹿兒島ヨリ千三百名護送ノ報知

アル処、既ニ監獄相塞ル不而已取締人員モ不足ニテ、如何ントモ不相成ニ付、猶過日申入タル囚人ノ外五百名計未決ノ儘其県エ預ケ度ニ付、此亦県令エ協議ノ上即刻回答アルベシ、

十年九月十四日

河野幹事 三好判事

罪囚護送ノ義、県官エ協議シタル処、三百四十名ハ引受申スベク、外五百名ハ逆モ取締難立ニ付断然断ル、尤モ三百此義モ百名丈ケ三日ノ中ニ引受クベシ、其余ハ檻獄出来ノ上ニ非レハ予メ難定、其訳ハ県下何レモ焼跡ニテ監倉ニモチユルト場所ハナシ、(續カ)ハツカニ寺院ヲ用ユルハツナレトモ、充満シタル立退キ人ヲ始末スル等ノ混雜アル故ナリ、勿論放免ハ見合賞ヒ度シトノ事ナリ、

十年九月十四日

御県罪囚別紙□名護送可取計旨臨時裁判所ヨリ達有之候間、則本日当港出帆之汽船ヲ以差送候ニ付、御地へ着之上ハ可然御取計相成度、此段及御掛合候也、

十年九月十五日

長崎県令北島秀朝

熊本県権令富岡敬明殿

配置場所別紙之通々知有之候間、此段上申仕候也、

明治十年九月十五日

六等警部 西村 實

長崎県令北島秀朝殿

過刻及御談示置候石井武之助ヲ本日護送、巡查ヲ以尚又護送シ可帰旨、三好判事へ別紙電報差立候ニ付、其旨護送之者エ可然御達置有之度、此段申入候也、

追テ兼テ当所ヨリ出張為致置候茂木其外へハ諸該署ト打合せ、不都合無之様可致、且ツ配置場所協議済ノ上

十年九月十五日

河野幹事

北島県令殿

ハ、更ニ絵図面ヲ以テ可申出旨、過日相達置候間、此段為念申上置候也、

記

追テ熊本県宛別封本日護送之巡查エ御托相成度候也、

一警部補 二人 一巡查 式拾人

右昨十二日ヨリ茂木へ派出、非常共為心得候事、

電信

一警部補 一人 一巡查 拾人

三好判事

右同日ヨリ日見(長崎市矢上町)へ同断、

本日賊徒護送ノ帰船便ニテ、尚又右之護送人ヲ以石井武

一警部 二人 一警部補三人

之助ヲ当地ニ護送シ来ルベキ旨達シ置キタルニ付、其手

一巡查 式拾人

数致シ置カレ度シ、

右同日ヨリ網場へ同断、

十年九月十五日

一巡查 式拾五人

河野幹事

但彦組五人或ハ四人、毎夜五回ツ、

右国事犯人仮監倉四ヶ所、周囲ヲ専ラトシ、夫ヨリ当

当地出張警視第七分署長二等少警部馬渡貞禮ヨリ、人数、

市中大巡行為致候事、

一警部補 三人 一巡查 三十人

右後興善町福島屋へ屯集、

一警部補 五人 一巡查 五十人

右大浦郷妙行寺へ屯集、

一警部補 三人 一巡查 三十人

右筑後町保泉寺へ屯集、

右之通り取計置候間、此段及御通知候条、上官へ宜敷上

申有之度候也、

十年九月十三日

警視第七分署長

陸軍少尉二  
等少警部 馬渡貞禮

長崎県

一等警部山川景範殿

キタシマ カゴシマ

ケンレイ カワムラサングン

(伝染之)

サクシツシナカワマル、ソノチヨリコレラビヨウデンシ  
ンノモノツミキタリタレバ、トウチモタダチニ、ヨボウ  
ノテアテニヨビタリ、ヨツテソノチリウコウノウムマ  
ンエンノモヨウトウトリシラベ、コサイキウニゴホウチ

ヲマツ、田ノ浦午前九  
時五十五分発

(朱)  
一長警第五百三拾七ノ内

懲役一年以上之者百七拾式名発配方云々、御掛合之趣致  
承知候、右ハ今般其県令エ委細及達候間、此段御承知有  
之度候也、

明治十年九月十五日

大久保内務卿

九州臨時裁判所

河野幹事殿

昨十五日国事犯護送トシテ、別紙人名之者共、熊本県へ  
出張為致候間、此段上申仕置候也、

十年九月十六日

六等警部西村 實

長崎県令北島秀朝殿

人名省略

ナガサキ

クマモト

ケン

チンダイ

シマバラマツヨキンゴロヲヨリ、ライカンケンノヲノギ、  
センパンジヨウナイシツカノセツ、シヨルイコトゴトク  
シヨヲシツ、トリシラバデキズ、ヨツテサクネンクガツ  
ヲカカイノギハトリケシ、サラニノウエシヨヲサエゴ  
シヨヲカイヲトリアツカイアリタシ、九月十六日発着

当地檻留之賊徒懲役以上之者処断之上、凡八拾名来ル廿  
日入港、飛脚船便ヨリ東京へ差送度、護送方之御都合如  
何候哉、及御照会ニ候条否御回答有之度候也、

十年九月十六日

河野幹事

北島県令殿

当地檻留之賊徒懲役已上之者御処断之上、凡八十名来ル  
廿日入港之飛脚船ヨリ東京へ護送方云々、御照会之趣敬  
承致候、何等差支無之候間、追テ人名書御差回シ相成度、  
此段御依申進候也、

但飛脚船ニ於テ、弥差支ナキヤ否ヤ、尚取調約条取結  
候上、更ニ可申進候間、御処刑之儀ハ過日之通り、

乗船之際ニ臨ミ、御処分相成度候也、

十年九月十七日

河野幹事殿

令

本月十五日熊本県へ護送相成候犯囚ハ、名記之通百五名  
不残護送相成候哉、或ハ病氣差支等ニテ相残候者モ有之  
候哉否、御答有之度候也、

十年九月十七日

河野幹事

北島県令殿

来ル廿日入港之飛脚船ヨリ、賊徒東京へ護送方御差支無  
之旨、御回答之但書乗船ニ臨ミ処断云々、致承知候、此  
段申入候也、

十年九月十七日

九州臨時裁判所

河野幹事

北島長崎県令殿

本月十五日熊本県へ護送可致囚徒人員之二名病氣ニ付、

護送兼相除キ候間、此段乍延引申進候也、

十年九月十七日

河野幹事

熊本県士族

大塚友資

丹羽尉一郎

同土手町住

菱田太郎

同 同

篠宮直次

鹿児島県士族延岡

大島景保

(保) 「秀朝一見」

来ル廿日処断之人名、過刻御廻申置候外、別紙相良頼壽以下六名相増申候、此他相増候義無之候、此段尚又申入候也、

十年九月十八日

河野幹事

北島長崎県令殿

熊本県士族原ノ城町(八宮市)

相良頼壽

同 頼壽長男

相良休命

同 間村住

宮原健吉

別紙松下市次以下六拾八人、来ル廿日可及処断ニ付、為御承知予メ申入候也、

十年九月十八日

河野幹事

北島長崎県令殿

追テ本文之外凡十名許可相増モ難計、後刻迄ニ決定、尚可申入候、且九等警部吉野應四郎ヨリ申立之趣モ有之ニ付、別紙人名ハ至急同人へ御指示有之度候也、

鹿児島県士族麓住

松下市次

同県士族上江村住(西郷市)

村井正綏



同県士族甚右衛門長男

川野道固

同県士族飯田村住

(高岡町)

中村政喜

同県士族上田島村住

(佐土原町)

立山權十郎

同県士族貞行養子

本山貞直

同県士族荒田村住

野本誠助

同県士族一六長男

鳥丸終吾

同県士族上ノ原住

(益)  
増山慶介

同県士族西田村住

本城仲之助

同県士族上ノ園住

八木信行

同県士族上荒田住

竹原半兵衛

同県士族西田町

深江孝藏

同県士族猪之助養子

小濱半之丞

同県士族愛太夫

梅田剛八郎

同県士族中甌村住

梶原小助

同県士族綾十ヶ所村住

久木山與市

同県士族港村住

和田軍吉

同県士族都ノ城

前田濃寢

同県士族春次郎父

泥谷直義

同県士族鹿兒島住

池水兼教

同県士族入佐村

上埜平太郎

同県士族飯田村

中村政常

同県士族麓任六彌太次男

蜂須賀助治

同県士族湯谷村

鬼束綱義

同県士族藤兵衛長男

宇都連

同県士族鹿兒島

秋丸節

熊本県士族櫻井町住

高橋專太

鹿兒島県士族内山村住

池上市助

同県士族六郎次長男

阿久根甚左衛門

熊本県士族内坪井住

山川均

鹿兒島県士族内山村住

池上助二

同県士族祐倫長男

長野祐之

同県士族

東郷實平

同県士族治啓養子

梅田治智

同県士族延岡

清水湛

同県士族板敷村住

山城軌

同県士族松山町寄留

新納觀次

同県士族西田村住

桑波田景左

同県士族喜總惠長男

小森喜一

同県士族與兵衛長男

岩切正九郎

同県士族上田島村住

木村喜總太

同県士族内山村

柚木崎正固

同県士族城ヶ谷住

志岐喜平太

同県士族高鍋村住

河邊敏公

同県士族麓住

宮里敬介

同県士族岩本村住

三宅住富

同県士族高鍋村住

石井習吉

同県士族善右衛門養子

有馬純房

同県士族新屋敷住

執印甚助

同県士族傳右衛門長男

永井利峻

同県士族加治屋町住

小山直方

同県士族多聞長男

上井保

同県士族下田島村

鶴田六郎

熊本県士族半兵衛養子

加來信門

鹿児島県士族大迫村

鬼丸五助

同県士族堀ノ内馬場住

左近允尚行

同県士族下荒田村住

鎌田政武

同県士族平佐郷

徳丸吉藏

同県平民岩崎村住

池田甚左衛門

同県士族樺山村住

黒木傳

同県士族樺山村住

小原武七

同県士族野尻郷

医証

岩倉新四郎

第三坂監倉

同県士族強兵衛長男

泥谷直義

厚地豊之助

同県士族中原住

此者頃日熱症ヲ患ヒ、体力頗ル衰弊致シ候間、為滋養鶏  
卵一日ニ五個宛相用度、依テ此段申上候也、

宇都爲榮

明治十年九月十八日

熊本県士族上牧ノ内住

医 遠阪 淳

合志彈藏

同県士族外牧村住

熊本県士族

堀内卓爾

相良頼壽

鹿兒島県士族今和泉郷住

宅間道心

右ハ今般東京護送人員ニ記載有之候処、右姓名之者ハ当  
檻倉へ檻留致候義ハ無之候、此段上申仕候也、

合六十八人

十年九月十九日

鹿兒島県士族

九等警部吉野應四郎

泥谷直義

右ハ今般東京へ護送ノ人員ニ有之候処、別紙医証ノ通ニ

テ、何分右護送難取計候、此段上申仕候也、

十年九月十九日

九等警部吉野應四郎

熊本へ囚人護送之儀ニ付、御示之趣致敬承候、右ハ明廿  
一日午後乗込之見込ニ候得共、唯今便船談示中時刻之儀  
ハ更ニ可申進候、就テハ臙物等取纏之都合モ有之候間、  
先ツ人名書丈本日中ニ御廻相成度、此段予メ申進候也、

明治十年九月廿日

河野幹事殿

北島長崎県令

候間、着之上ハ可然御指揮相成度、此段御届旁上申仕候也、

明治十年九月廿一日

長官

三好判事ヨリ、別紙之通電報有之ニ就キ、護送方之都合否御申越有之度、此段申入候也、

十年九月廿日

河野幹事

内務卿宛

北島県令殿

本日処刑之儀、別ニ内務卿へ照会不及候条、去十四日之例規ニ依リ、御取計有之度候也、

十年九月廿日

九州臨時裁判所

熊本出張

河野幹事

河野幹事

三好判事

北島長崎県令殿

其地ヨリ護送ノ囚人、先五拾名ヲ限り度旨、昨日御答ニ及ヒ置キ候処、監獄ノ都合致シタルニ付、百廿人宛ニ度ヲ護送相成様致シ度旨、県官ヨリ只今申シ来レリ、

十年九月廿日

御上申案

熊本県へ囚徒護送時刻之儀、決定次第可申進、尚昨日御答致置候処、雇上ケ之金刀毘羅丸器械(比カ)ヲ損候付、明廿二日正午ニ無之テハ、出帆相成兼候趣申出不得止義ニ付、同刻出帆之筈ニ有之候間、宜御了承相成度、此段申進候也、

別紙宣告書之通、国事犯罪人龜山慶輔已下、昨日九州臨時裁判所ニ於テ処刑相成候間、曾テ御達之通、当県警察

十年九月廿一日

令名

吏員ヲシテ、東京迄本日当港抜錨之東京丸ニテ護送為致

河野幹事殿

明廿一日熊本エ護送之囚人名記及御回候条、護送方可然御取計有之度、尚明日出帆之時刻相分候得ハ、其旨御申越有之度候也、

十年九月廿日

河野幹事

北島県令殿

追テ護送之儀ハ、本犯当所呼出不相達候就キ、過日之通直ニ護送御取計有之度、且熊本県ヘハ名記別ニ不相廻候ニ付、別紙名記ヲ以該県ヘ御引渡シ相成度候也、

熊本県権令ヘ御懸合案

御県士族大山充雄以下百拾九名之囚徒、御地出張臨時裁判所ヘ護送取計方之儀、河野幹事ヨリ懸合有之候付、雇上ケノ金刀昆羅丸ニ乗組セ、本日正午拔錨、御地ヘ向ケ警察吏員ヲシテ護送取計候条、着之上ハ可然御取計有之度、此段及懸合候也、

十年九月廿二日

長官

熊本県権令富岡敬明殿

当県士族大山充雄以下百十八人之囚徒護送相成、本日着候ニ付、直チニ九州臨時裁判所ヘ致交附候、此段及御答候也、

明治十年九月廿四日

熊本県権令富岡敬明

長崎県令北島秀朝殿

追テ書面中百十八人ニ有之候所、同囚之内磯部雅安ナル者、乗船之際病氣ニ罹リ候趣ヲ以テ、護送不相成候間、為念申添候也、

クマモトケン

ナガサキケン

ゴンレイ

レイ

キケンエヨクリシシウト、ヤマイニタヲレタルユエ、アトヨクリカタミヤハスベキムネシヨウチス、シカルニトウチエ、サシヨキテハジツニフツゴウノギモアリ、ツイテハコノタビハ、ナヲゲンミツニイシヲシテケンサセシメ、ムビヨウノブンヲヨクルハズユエ、コノダンゴシヨウチアリタシ、

ナガサキ

クマモト

ケンレイ

ゴンレイ

ヲサシヨクリシウジンノウチ、コレラビヨウニテステニ  
ニメイヒヨウシセリ、ツイテハノコリシジウジンコソウ  
ノギ、サンジヨミヤワセアリタシ、九月廿五日  
日発着

ナガサキ

クマモト

ケンレイ

ゴンレイ

コンパンコソウシウトノウチ、コレラビヨウニテニメイ  
シキヨセリ、ホカリヨウメイモヤマヒアツシ、イゴミギ  
ラノビヨウシウ、ゴソウナラザルヨウゴチウイアリタシ、  
(病 囚)

九月廿五日  
日発着

懲役人発配之儀ニ付、内務卿ヨリ御通知有之候趣ヲ以テ、  
同卿ヨリ当県へ御達之次第可申進旨御示之敬承致候、然  
ル処当県へハ未タ為何御達モ無之、尤モ過日入貴覧候別  
紙写之電報ハ、去十四日到達有之、為念右写差進置候也、

九月廿五日

令

河野幹事殿

懲役人発配之義ニ付、別紙之通内務卿ヨリ通知有之候ニ  
付テハ、其県へ達之趣モ可有之候間、為心得右達書写御  
廻シ相成度候也、

十年九月廿五日

河野幹事

北島長崎県令殿

国事犯囚徒熊本県へ護送日限御問合之趣致承知候、然ル  
ニ賊徒已ニ戡定相成候義ニ付、未決之儘護送ハ相止メ、  
直ニ処断可致、就テハ熊本本人及ビ鹿兒島人之義モ除族以  
下免罪之者ト雖モ、是迄之通該々エ送致可相成哉、果シ  
テ然ラハ右之処断ハ幾日ニ相成候モ、一兩日前予メ申入  
候へハ差支無之哉、御回答旁此段及御打合候也、

十年九月廿五日

河野幹事

北島長崎県令殿

米村九平次以下百三十六名、明廿七日免罪可申渡候条、  
午前七時受取之者御差出有之、別紙人名記巻冊相添、此

段申入候也、

十年九月廿六日

河野幹事

北島長崎県令殿

追テ右人名記ハ、別段警察所へ相廻シ不申候条、左様御承知有之度候也、

米村九平次以下百三十六名、<sup>(朱)五</sup>明廿七日免罪御申渡可相成

ニ付、午前七時請取之者可差出御示之趣致承知候、此度

ハ一層密ニ医師ヲシテ<sup>(候カ)</sup>□查為致、然ル上熊本へ護送致

□存候間、十二時<sup>(花カ)</sup>□御庁へ差出□ヨリ免罪御申渡相成候

様仕度、此段□依頼旁御□御照会<sup>(申カ)</sup>□進候也、

明治十年九月廿六日

北島長崎県令

河野幹事殿

追テ過日御示問之鹿兒島・熊本へ護送之儀、一兩日前

ニ御差示相成候へハ差支無之哉否之儀ハ、過日運輸局

被廢候ニ付、今後両所へ便船無之欵ニ被察候間、此段

申進置候也、

明廿七日可及処断米村九平次以下十二時迄ニ当庁へ護送云々委細致承知候、然ルニ右之者共当日午前八時呼出置候間、右延刻之義其筋へ御指示有之度、此段御回答申入候也、

十年九月廿六日

河野幹事

北島長崎県令殿

追テ御端書之趣致承知候也、

過刻御廻シ申候明廿七日処断可致人名記之内、吉田伊平

ナル者ハ已ニ病死ニ付、御取消シ相成度、此段申入候也、

十年九月廿六日

河野幹事

北島長崎県令殿

ナガサキ

ケン

カゴシマタニヤマ  
シツチヨウ  
ワタヌキチウサ

カジツノウチアワセシコシキジマセンドウ、ザンゾクフ  
カミアリツネホカジウニメイ、サルニジウニニチイライ



アクネ・コシキジマニテコトコトクホハクセリ、田浦廿六日  
十二時発

熊本出張九州臨時裁判所へ可相廻至急之書類、本日免罪  
モノ送致之汽船へ相托申渡、只今取調中ニ付、暫時之間  
出帆御見合相成度、此段御依頼及候也、

十年九月廿七日

河野幹事

北島長崎県令殿

別紙糸永護摩平始百十九名、本日九州臨時裁判所ニ於テ  
免罪相成候ニ付、今午後当港出帆之汽船ヲ以護送為致候  
間、御地着之上ハ可然御取計相成度、此段申進候也、

十年九月廿七日

長崎県令名

熊本県権令殿宛

ナガサキ

クマモト

ケンレイ

ゴンレイ

ソノケンヨリゴソウノシユウト、イシヲシテゲンジユウ  
ケンサノウエ、ムビヨウノモノ、ミ、ゴソウノムネシヨ

ウチセリ、ナルベクゲンミツケンサアリタシ、クワジツ  
ノシユウジンケンイントナリ、ケンカニモヲイヲイコレ  
ラリユウコウノイキヲヒニテ、ジツニコマル、ゴサツシ  
アレ、九月廿七  
日発着

過刻御談示有之候石井竹之助ニ係ル事件帳簿等之内、至  
急御抜抄之上御差廻相成度、此段及御依頼候也、

十年九月廿八日

河野幹事

北島長崎県令殿

石井竹之助ニ係ル事件帳簿等之内、抜抄御廻シ方云々、  
御談示之趣敬承、然処該帳簿現今本庁ニ無之、尤モ官金  
ヲ欺候事件ハ粗相成居候ニ付、明朝迄ニ御廻シ可申候、  
此段不取敢御答申進置候也、

十年九月廿八日

令

河野幹事殿

尚以竹之助儀、七年佐賀暴動之際、大属之身ヲ以テ、  
賊魁江藤新平ヲ扶ケ、賊ノ営所ニ在リテ参謀ニ当ル所

業致候趣ハ、衆人申伝居候得共、其証書等ハ当庁ニ無  
之候、此段モ為念申添候也、

也、

十年九月廿九日

長崎県令

河野幹事宛

鹿兒島県賊徒当地入檻中ニテ放免之者云々、該県令ヨリ  
照会之趣ヲ以現員御問合ニ依リ取調候処、則除族以下放  
免之者二百八拾七名ニ有之候条、此段申入候也、

十年九月廿九日

河野幹事

北島県令殿

過刻御面談之末、明州日午前四時斬罪老人宣告可致、御  
差支無之哉及御打合候、即刻否御回答有之度候也、

十年九月廿九日

河野幹事

十年九月廿九日

河野幹事

北島長崎県令殿

追テ綱良召連出次第宣告可致候条、受取之者出頭延刻  
不相成様、別段御達相成度、為念此段申添候也、

北島長崎県令殿

明州日午前四時斬罪一人御宣告云々、御打合之趣了承、  
右処刑場所之儀ハ、従来囚獄構内ニ於テ取計来候間、今  
般之儀モ同所ニ於テ取計可然儀ニ候ハ、何等差支無之  
候間、其際ニ臨ミ其筋ヘ可相達卜存候、此段及御回答候

明州日午前四時斬罪云々ニ付、手順向猶又御細示之趣了  
承、夫々不都合無之様可取計旨、其筋ヘ可相達候間、左  
様御承相成度、此段御回答申進候也、

十年九月廿九日

河野幹事殿

県令名

今朝大山綱良斬罪宣告済之義ハ、下官ヨリ政府へ及御届候条、行刑済之義ハ、貴官ヨリ御届可有之次第トハ存候得共、為念此段申入候也、

十年九月三十日

河野幹事

北島県令殿

今朝大山綱良斬罪宣告済ヨリ、直ニ行刑取計候ニ付、此段申進候也、

十年九月三十日

令名

河野宛

太政官宛

内務卿宛

ホンジツゴセンシジサンジツプン、<sup>(四時)</sup>ヨヲヤマツナヨシザ

長崎県令

ンザイコウケイアイスミソロニツキ、コンダンヲトドケ  
モヲシアグル、<sup>九月三十日発</sup>

河野幹事

鹿兒島出張

大塚判事

除族以下決放之義、県令へ照会セシ処差悶ナシ、依テ当所モ本日ヨリ処断ヲ始メタリ、

十年十月一日午前十時五十分発

過刻六等警部近藤豊兆ヲ以御照会之趣ハ、同人へ御答申含置候、然ルニ只今別紙之通大塚判事ヨリ電報到達致候間、弥明決放可致候、時刻之義ハ明朝可申入、此段更ニ申入候也、

十年十月一日

河野幹事

北島長崎県令殿

国事犯免罪之者鹿兒島エ護送之義ハ、明三日出帆之九州丸ニ為乗組度云々、御駈合<sup>(悪)</sup>之趣致承知候、右ハ本日七拾名決放之外、残囚之者為乗組候義ト存候、依テ本日之決

放ハ過刻及御照会置候処、宣告取計候条御答旁、為念此  
段申入候也、

十年十月二日

河野幹事

北島県令殿

去月廿八日及御依頼候石井竹之助ニ係ル事件帳簿等御抜  
抄至急御廻相成度、尚又及御依頼候也、

十年十月三日

河野幹事

北島長崎県令殿

過日御依頼之石井竹之助ニ係ル事件帳簿抜抄云々、尚又  
御懸合之趣了承、右ハ既ニ佐賀支庁ヨリ送致之儀相達置  
候付、両三日中ニハ到達可致ト存候、此段御回答申進候  
也、

十年十月三日

北島長崎県令

河野幹事殿

國事犯免罪之者鹿兒島県エ送付之義ハ、本日出帆九州丸  
ニ為乗組候云々、昨日御照会有之処、未出帆時刻等確定不  
致候哉、囚人呼出之都合モ有之ニ付、否御報有之度、此  
段申入候也、

十年十月三日

河野幹事

北島県令殿

追テ九州丸本日出帆ニ不相成候得ハ、可成前日ヨリ出  
帆日時承知致度、何分即日呼出ニテハ混雜不少ニ付、  
其御合ニテ御配意有之度候也、

明五日上海ヨリ名護屋丸入港之赴、就テハ本日懲役以上  
之者凡二百名処刑可致ニ付、例之通東京エ護送方之御配  
意有之度、此段及御照会ニ候也、

十年十月四日

河野幹事

北島県令殿

明五日上海ヨリ名護屋丸入港之趣ニ付、本日懲役以上之  
者凡二百名御処刑之筈、依テ東京へ護送手配之儀、御照

會之趣致敬承候、右ハ名護屋丸入港之上、該船へ談判ヲ  
遂ケ、其都合可申進候間、然後御処刑相成候様仕度、此  
段御回答申進候也、

十月四日

北島長崎県令

河埜幹事殿

本日処刑之義、御回答之趣致承知、即鹿兒島県士族海老  
原爲平外百五十四名、本日午後一時処刑可及候条、同刻  
ニ受取者御差出可有之、尤モ人名記ハ臨時仮監倉事務所  
へ相廻置候、此段申入候也、

十年十月五日

九州臨時裁判所

河野幹事

北島長崎県令殿

警察所

鹿兒島県士族海老原爲平外百五十四名、本日午後一時処  
刑可相成旨、九州臨時裁判所ヨリ懸合來候条、同刻右人  
数受取東京へ護通<sup>(送カ)</sup>可取計、此段其筋へ可相達候事、

十年十月五日

長官

郵便船入港之趣、就テハ当日之処刑御差支有無、即刻御  
回答可有之、此段申入候也、

十年十月五日

河野幹事

北島長崎県令殿

郵船入港ニ付、当日御処刑云々、御示之趣了承、即チ該  
船へ談判相整候付、御都合次第御処刑相成候共、差支無  
之候、尤モ右呼出方之義ハ、直ニ監獄係へ御達相成候様  
致度候、此段御回答申進候也、

十月五日

北島長崎県令

河野幹事殿

本日処刑之義、別ニ内務卿へ照会不及候条、例規ニ依リ  
御取計有之度候也、

十年十月五日

河野幹事

北島長崎県令殿

石井竹之助ニ係ル事件帳簿抜抄之義、過般及御依頼候未御回答之趣委細了承、右之内山田平藏口供ハ已ニ当方へ相廻リ居候間、其他係旧官員之手続書等証憑ニ可相成分ハ、取寄之義大藏省へ御照会之度、尤該書類来ル十五日当港入船之西京丸ヨリ送致可相成様、至急電報ヲ以テ御申遣シ相成度、此段及御依頼候也、

明治十年十月六日

河野幹事

北島長崎県令殿

鹿兒島県ヨリ罪囚到着ニ付、当地罪囚之内、同県之者除族已下凡二十名、該船ヲ以テ帰送差支無之候得ハ、本日右処断可致、此段及御打合候、至急何分之御回答有之度候也、

十年十月七日

河野幹事

北島長崎県令殿

警察所

国事犯罪人懲役一年以上凡百六七十名、来ル十三日郵便船ヨリ東京護送方云々、別紙之通河野幹事ヨリ打合有之

候条、諸事之手配不都合無之様可取計置、此段相達候也、

明治十年十月十日

令代理 河内長崎県大書記官

御回答案

従上海郵船明十二日着港之趣ニ付、兼テ御打合ノ通御処刑相成度ニ付、故障之有無御掛合之趣致承知候、何等故障無之候条、此段御答申進候也、

十年十月十一日

河内大書記官

河野幹事殿

尚以御処刑相成候人名之儀、直チニ当県警察所へ御通知相成度、此段申副候也、

御達案

警察所

別紙之通河野幹事ヨリ掛合有之候ニ付、何等故障之義無之旨及回答候条、此旨為心得相達候事、

十年十月十一日

河内大書記官

從上海廣島丸明十二日着港之趣ニ付、兼テ御打合置候通  
処刑致度、御故障之有無御回答有之度、此段申入候也、

明治十年十月十一日

河野幹事

河内長崎県大書記官殿

本日処刑之義、別ニ内務卿へ照会不及候条、例規ニ依リ  
御取計有之度候也、

十年十月十二日

河野幹事

河内長崎県大書記官殿

上海ヨリ郵便船入港致候趣ニ付、弥本日処刑致候テ御差  
支無之候哉、御即答有之度候也、

十年十月十二日

河野幹事

河内長崎県大書記官殿

御回答案

上海ヨリ郵便船入港致候趣ニ付、弥本日御処刑被成候ニ付、  
差支無之哉ノ旨、御照会之趣致承知候、於当県差支之義  
無之候条、此段御申進候也、

十年十月十二日

河内長崎県大書記官

河埜幹事殿

懲役一年以上二百十一人、本日午後三時処刑可及候条、  
同刻無相違受取之者御差出可相成、此段申進候也、

十年十月十二日

河埜幹事

河内長崎県大書記官殿

御回答案

懲役一年以上二百拾一人、本日午後三時御処刑可相成ニ  
付、同刻無相違受取之者可差出旨、御照会之趣致承知候、  
已ニ過刻受取人貴所へ差出置候間、御承知有之度、此段  
御答申進候也、

十年十月十二日

河内大書記官

河埜幹事殿

御上申按

國事犯罪囚鹿兒島県小倉啓助外式百七名、本日臨時裁判ニ於て、別紙宣告書之通懲役処刑済ニ付、直ニ廣島丸へ乗組セ、本県警部大場信敬并巡查等へ申付、護送為致候条、着京之上ハ其筋ニ於テ可然御取計方御指揮被下度、此段上申仕候也、

明治十年十月十二日

長崎県大書記官河内

内務卿大久保利通殿

トウケイ

ナガサキケン

ナイムキヨウ

コウチシヨキカン

ヒシヨウニツキ、リンシサイヨウシタルケイブカイシヨクノモノエ、テアテキンサンジウリヨウイカヲモツテ、キウヨイタシタシ、ゴシキコウ、モツトモニンズゴメイニスギズ、

囚虜負傷者大塚森行以下十七名、当地軍団病院在院之儘

決放可致云々、本日及御照會置候処、其内別紙三名ハ平癒ニ付、当所へ引渡旨該院ヨリ申来候条、御差支無之義ト存候間、明十七日当裁判所エ呼出シ、決放取計候条、例之通請取人御差出有之度、為念此段申入候也、

十年十月十六日

河埜幹事

河内長崎県大書記官殿

追テ本文受取人御差出時刻ハ明朝可申入候也、

鹿兒島県士族

眞田四郎左衛門

玉利善吉

川崎祐富

於当地軍団病院治療中之囚虜負傷者大塚森行以下十七名ハ免罪之者ニ付、在院之儘可及宣告ト存候条、全癒之上該院ヨリ引渡候節ハ、可然御取計有之度、右ハ御差支無之義トハ存候得共、為念及御照會ニ候条、否御回答有之度候也、

明治十年十月十六日

河埜幹事



長崎県河内大書記官殿

鹿兒島県士族

御回答案

大塚 森 行

武 本 善 吉

川 崎 祐 富

畠 山 丈 八

吉田四郎左衛門

川 島 賀 太 郎

山 本 八 次 郎

平民中 武 萬五郎

士族 壱 村 繁 祐

〃 平 野 四 郎

〃 大 迫 作 右 衛 門

〃 玉 利 善 吉

〃 中 村 彌 四 郎

長 峰 喜 之 助

士族 樋 渡 秀 繁

〃 谷 ・ 口 助 太 郎

熊本県平民

木 村 秀 作

於当地軍団病院ニ、治療中之囚虜負傷者大塚森行以下十七名ハ、免罪之者ニ付、在院之儘可及宣告、全癒之上該院ヨリ引渡候節ハ可然取計可申云々、御照会之趣敬承、於当県聊差支之義無之候条、此段御答申進候也、

明治十年十月十六日 河内大書記官

河野幹事

鹿兒島県士族

川島賀太郎

全

平野四郎

右ハ本日軍団病院在院之儘、決放スヘキ云々、昨十六日申入置候処、已ニ兩人ハ本月四日全癒之上、入檻相成居候者ニ付、即チ当裁判所へ呼出、本日宣告致候条、受取之者即刻御差出有之度、此段申入候也、

十年十月十七日

河野幹事

河内大書記官殿

河野幹事へ御廻答案

左へ相伺候

鹿兒島県士族川島賀太郎外老名、御決放相成候二付、即刻受取之者可差出旨御掛合ノ趣敬承、即チ其筋へ相達、此段御答申進候也、

十年十月十七日

河野幹事殿

大書記官御署名

全

壹岐孫二

全

山下 鼎

右之者共本日正午十二時呼出、除族免罪之処分可及候間、同刻受取之者御差出有之度候也、

十月十七日

河野幹事

河内長崎県大書記官殿

鹿兒島県士族

四本 二平次

全

古江 次左衛門

全

中尾 亮左衛門

全

伊地知 季 徳

全

濱田 兼 良

御回答案

鹿兒島県士族四本二平次外六名、尚同県士族川村金藏、

本日正午十二時除族免罪之御処分相成候付、受取之者可差出旨御申越之趣敬承、即チ其筋へ相達置申候、此段御

答申進候也、

十年十月十七日

河内大書記官

河野幹事

鹿兒島県士族

岩元 袈裟次郎

全

米北 中藏

熊本県士族

牛島 清八郎

右之者共、是迄病氣ニ付、免罪之处分延引相成居候処、

即今全快ニ付、本日十二時呼出処断可致候間、受取之者

同刻御差出有之度候也、

十年十月十七日

河野幹事

河内長崎県大書記官殿

案

鹿兒島県士族

岩元 袈裟次郎

全

米北 中藏

熊本県士族

牛島 清八郎

右之者共是迄病氣ニ付、免罪之处分延引相成居候処、即

今全快ニ付、本日正午十二時御処断相成候間、受取之者

可差出旨御申越之趣敬承、即其筋へ相達置候、此段御答

申進候也、

十年十月十七日

河内大書記官

河野幹事殿

御回答案

因虜負傷者大塚森行以下十七名、当地軍団病院在院之儘

御決放云々、昨日御照会有之候処、其内三名ハ平癒ニ付、

本日正午十二時御決放御取計相成ニ付、例之通受取人可

差出、御申越之趣敬承、即チ其筋へ相達置候、此段御答

申進候也、

十年十月十七日

河内大書記官

河野幹事殿

石井武之助ニ係ル事件懺摺披抄之義并証憑ト可相成書類、

本月十五日当港入船之西京丸ヨリ送致可相成儀故、県令

ヨリ大蔵省エ照会之義、本月六日付ヲ以、及御依頼置候

処、既二一昨日該船入港相成候ニ就テハ右書類等廻着ニ相成候哉、及御問合ニ候条、否御回答有之度候也、

明治十年十月十七日

河野幹事

河内長県大書記官殿

明治 月 日受 十月十七日稟

主任 宮山七等属

十年 十月十七日決 同月 同日行

令 ○書記官

河野幹事へ御答按左ニ相伺候

石井武之助ニ係ル事件帳簿抜抄之儀并証憑ト可相成書類、本月十五日入港之西京丸ニテ送致相成候様故、県令ヨリ大蔵省へ照会之儀、本月六日附ヲ以テ御依頼ノ末、猶又該書類回着ノ否御照会ノ趣敬承、右書類昨日到着ニ付左目録之通り、即チ答進候条、此段御回答旁申進候也、

十年十月十七日

大書記官御署名

河野幹事殿

一鍋島直大家祿石代之内、賊徒ヨリ詐偽ヲ以テ取出シ候

儀ニ付、大蔵省へ上申書、

一鍋島直大ニ家祿渡方ニ付、官員手続書、

過日御依頼之石井武之助へ係ル事件帳簿抜抄送致之義、佐賀支庁へ相達置候処、佐賀旧知事家祿石代ノ内金貳万五千円、七年暴挙之際賊徒ヨリ詐偽ヲ以テ取出シ候付、同年五月更ニ大蔵省へ下渡方相願、右原案并指令ノミ記録ニ編輯有之、付屬書類ノ分写シ無之、前書金員取出シ候節之手続等賊徒山田平藏口書及ヒ係リ旧官吏之手続書等ハ同省へ留置候儀ト被察候、就テハ是ヨリ可取寄哉、先一応此段御答申進、外へ何分之御示ニ相成候也、

十年十月十七日

北島県令

河野幹事殿

鹿兒島県士族

川村金藏

右之者本日正午十二時呼出、除族之処分可及候条、同刻受取之者御差出有之度候也、

十年十月十七日

河野幹事

河内大書記官殿

御達案

警察所

別紙写之通、河野幹事ヨリ申来候条、即刻受取人可差出、此旨至急相達候事、

十年十月十七日

大書記官御署名

昨日申入置候、別紙三名之者、本日正午十二時於当裁判所宣告致候条、同刻請取人御差出可有之候也、

明治十年十月十七日

九州臨時裁判所

河野幹事

河内長崎県大書記官殿

囚虜負傷者

鹿兒島県士族

眞田四郎左衛門

玉利善吉

川崎祐富

明十九日從上海郵便船入港之日当ニ付、同日懲役一年以

上凡百五六十名処断可致候条、該船ヨリ護送之御手配有之度、此段及御打合候也、

十年十月十八日

河野幹事

河内大書記官殿

追テ右人員確定次第、尚又可申入候也、

石井貞興ニ関スル事件ニ付、其県十三等出仕大坪兵次へ可相尋儀有之候条、明十九日午前八時当裁判所へ御差出有之度、此段申入候也、

十年十月十八日

長崎県御中

九州臨時裁判所

印

(印文、九州臨時裁判所)

大坪六等属

河野幹事へ御回答按

明十九日從上海郵便船入港之日割ニ付、懲役一年以上凡百五六十名処断致度候ニ付、護送之手配可致御打合之趣致敬承候、此段及御回答候也、

明治 月 日受 十月十九日稟

十年 十月十九日決 同月 同日行 主任 近藤六等警部 ㊦

令 (未印) ○書記官

河野幹事工御掛合按

国事犯懲役一年以上ノ者、式百余名、本日出港郵船ヨリ護送云々ニ付、過刻当県警部近藤豊兆ヲ以テ御照会仕置候未乗込之義、猶三菱支社工相達候処、当時虎列刺病流行中、兵隊并患者囚人等ハ乗船相断候様、予テ本社ヨリ掛合有之候ニ付、乗込之義一切相断候旨申出候、就テハ現刻電報ヲ以テ、内務卿工伺置候次第モ有之候ニ付、何分ノ指令有之候迄、御処断之義ハ御見合セ相成候様致度、此段御照会仕候也、

明治十年十月十九日

河内長崎県大書記官

河野幹事殿

昨日御掛合ノ外、猶又懲役一年以上之者凡百名御処断相成候ニ付、本日出帆ノ郵船ニテ護送ノ手配可致旨御掛<sup>(合脱)</sup>ノ趣敬承仕候、此段御答申進候也、

十年十月十九日

大書記官御署名

河野幹事殿

本日出帆ノ東京丸ニテ御処断済ノ罪囚、東京へ護送ノ儀該船ニ於テ差支ノ有無、御照会ノ趣敬承、然ル処三菱支社ニ於テ、罪囚乗込儀断リ出候ニ付、嚴敷及談判置候、委細ノ儀上陳ノ為メ、近藤六等警部只今御衙へ出頭為致候間、御了承相成度、此段不取敢御答申進候也、

十年十月十九日

大書記官

河野幹事殿

昨日及御照会ニ候本日入港東京丸ヨリ処断済之罪囚東京へ護送之儀、該船ニ於テ差支無之哉否即刻御回答有之候也、

十年十月十九日

河野幹事

長崎県河内書記官殿

今十九日從上海郵便船入港之日割ニ付、昨日申入置候外ニ、懲役一年以上之者凡百名処断可致候条、該船ヨリ護

送之御手配有之度、此段及御打合候也、

十年十月十九日

河野幹事

河内大書記官殿

キルトノコトユエ、ハヤクベツセンヲサシコシコウ、十月廿日発

明廿二日午前第四時斬罪三人宣告可致候条、此段申入候也、

十年十月廿一日

河内長崎県

河野幹事

大書記官

林内務少輔

河内長崎県大書記官殿

コクジハンザイシウ、ゲンコンシヨケツズミノジンイン  
ヲヨビ、イゴシヨケツノウエゴサウニナルベキブントモ  
アワセテ、イクニンアルカキキタシ、ミギヲノコラズベ  
ツセンニノセルツモリニツキ、フネヲヤルマデハソノチ  
ニトメヲクヨウニイタシタシ、

追テ右ニ付御談示可及義有之候間、其筋係ノモノ壹名  
御差出有之度候也、

十月廿日発  
全日 著

懲役一年以上貳百三十拾人、除族以下九人、明廿二日別紙  
名面書之通決放致候条、例之通請取人御差出有之度、此  
段申入候也、

明治十年十月廿一日

ナイムシヨウユウ ナガサキケン

河野幹事

ハヤシトモユキ コウチシヨキカン

河内長崎県大書記官殿

コクジハンザイニン、ナンドキニテモゴソヨデキルブン、  
ヒヤクヒチジウメイヨ、ソノホカフジツミヤザキヨリ、  
ヒヤクロクジウメイヨ、マタカゴシマウロクヒチジウ  
メイヨクリキタルハヅ、チャクスレバ、(リカ)スグシヨダンデ

追テ檻倉へハ別ニ呼出之手順不致候条、明廿二日午前  
第八時無遅滞、当裁判所エ差出候様、檻倉エ御申達有  
之度候也、

懲役一年以上式百三十人、除族以下九人、明廿二日御決放ニ付、午前第八時無遲滯貴所へ可差出旨云々、御来示之趣敬承、則チ其係へ相達置候、此段御答申進候也、

明治十年十月廿一日

河内長崎県大書記官

河野幹事殿

追テ品川十等属東京出張御申付相成候段致敬承候也、

ナガサキケン

トウケイ

ダイシヨキカン

ハヤシナイムシヨウ

ユウ

ザイシウゴサウノギ、キタルゴロクジツノコスミダマル  
(口脱カ)  
ヲ、ソノチニヤルツモリニツキ、ソレマテニヨウイト、  
(前田丸)  
ノエヨクベシ、十月廿一日

河野幹事及警察所へ通知済

鹿兒島県士族

坂田諸潔

大分県平民

後藤純平

右兩名之者、本日午前四時、当九州臨時裁判所ニ於テ斬罪宣告、同四時三拾分行刑相濟候条、此段上申仕候也、

十年十月廿二日

監獄掛九等警部吉野應四郎

長崎県大書記官河内直方殿

按

石井貞興・池部吉十郎儀、明廿六日午前第五時斬罪宣告相成候付、同時該犯差出方并受取方之儀、御懸合之趣敬承、即夫々手当致置候、此段御回答申進候也、

十年十月廿五日

河内長崎県大書記官

河野幹事殿

御達按

警察所

石井貞興外一名、処刑之儀ニ付、河野幹事ヨリ別紙写之通懸合有之候条、諸事無手抜可取計、此旨相達候事、

明治十年十月廿五日

(内之)  
河野大書記官



長崎県士族

十年十月廿六日

石井貞興

河野幹事

熊本県士族

長崎県河内大書記官殿

池部吉十郎

長崎県士族

右之者共、明廿六日午前第五時斬罪宣告可及候条、同時該犯差出方并宣告済受取人等不都合無之様御取計可有之候、此段申入候也、

石井貞興

十年十月廿五日

熊本県士族

河野幹事

池部吉十郎

河内長崎県大書記官殿

右之者共、今年前五時当九州臨時裁判所ニ於テ斬罪宣告、同時三十分行刑取計候条、此段上申仕候也、

十年十月廿六日

監獄係九等警部吉野應四郎

石井貞興・池部吉十郎本日斬罪宣告相済候条、別紙宣告書写相添、此段及御通知候也、

長崎県大書記官河内直方殿

明治十年十月廿六日

河野幹事

御達按

長崎県河内大書記官殿

警察所

今朝石井貞興・池部吉十郎宣告済之義及御通知候処、混雑中宣告書写取落候ニ付、則白井警部工相渡置候条、右様御承知有之度、此段申入候也、

熊本県士族松浦新吉郎外式名、明州一日処刑之儀ニ付、河野幹事ヨリ別紙写之通懸合有之候条、諸事無手抜可取計、此旨相達候事、  
明治十年十月卅日

河内大書記官

河野幹事殿

河内大書記官

熊本県士族

松浦新吉郎

按

同

櫻田惣四郎

警察所

同

大里八郎

右之者共、明州一日午前第五時斬罪宣告可及候条、同時該犯差出方并宣告済受取人等不都合無之様御取計可有之、此段申入候也、

昨廿九日宮崎表ヨリ護送罪囚之中、伊東直記以下百四十三名、別紙河野幹事ヨリ懸合之通、本日正午十二時決放之筈ニ付、請取人差出方等先規之通可取計、此段相達候事、

十年十月卅日

十年十月卅日

河内大書記官

河野幹事

熊本県士族

河内長崎県大書記官殿

松浦新吉郎

同

按

櫻田惣四郎

熊本県士族松浦新吉郎外式名、明州一日午前第五時斬罪宣告相成候ニ付、同時該犯差出方并受取方之義御懸合之趣敬承、即夫々手当致置候、此段御回答申進候也、

同

大里八郎

十年十月卅日

右之者共、今午前五時当九州臨時裁判所ニ於テ斬罪宣告、同時三十分行刑取計候条、此段上申仕候也、

明治十年十月卅一日

十等警部白井 齊

長崎県大書記官河内直方殿

按

国事犯罪人右松祐永外四百四十三名之者、九州臨時裁判所ニ於テ、別紙之通刑名宣告済之処、今般隅田丸御廻船ニ付、当県十等警部三ヶ尻忠吾・白井齊以下紙末之人員へ東京護送申付、明三日午后四時乗船、同九時当港拔錨為致候条、着之上ハ可然御指揮相成度、此段御届旁上申仕候也、

明治十年十一月二日

長崎県大書記官河内

内務卿大久保

(朱)  
紙末

十等警部

三ヶ尻忠吾

白井 齊

巡查 五十三名

守卒 四十名

医師 二名

事務扱 三名

看病夫繩取兼十五名

右惣員百十五名

按

明十七日御処刑之者三名有之候付、午前十時請取人差出方之義御懸合之趣致承知候、此段及御回答候也、  
明治十年十一月十六日

河内長崎県大書記官

九州臨時裁判所

杉本檢事殿

中島判事殿

按

明廿一日御処刑之者有之候ニ付、午前第十時受取人差出方義、御懸合之趣致承知候、此段及御回答候也、  
十年十一月廿日

河内長崎県大書記官

九州臨時裁判所

長崎出張

杉本檢事殿

中島判事殿

按

鹿兒島縣鮫島元儀、明廿五日午前第五時斬罪宣告相成候付、同時該犯差出方并受取方之義、御懸合之趣承知、即夫々手当致置候、此段御回答ニ及候也、

十年十一月廿四日

河内長崎大書記官(奥脱カ)

九州臨時裁判所出張

杉本檢事殿

中島判事殿

鹿兒島県士族

鮫島 元

右之者、明廿五日午前第五時斬罪ノ宣告可及候条、同時該犯差出方并宣告済受取人等、不都合無之様御取計有之度、此段及御掛合候也、

明治十年十一月廿四日

九州臨時裁判所出張

中島判事

杉本檢事

河内長崎県大書記官殿

明四日処断之者壹名有之候条、午前第九時例之通受取人御差出有之度、此段及御掛合候也、

明治十年十二月三日

九州臨時裁判所長崎出張

中島判事

杉本檢事

權令代理

河内大書記官殿

國事犯罪人永山盛香外四十九名、長崎出張九州臨時裁判所ニ於テ、別紙之通刑名宣告済之處、本日当港拔錨之浪華丸ニ乗組セ、当県八等警部山本直昌以下ノ吏員ヲシテ、東京護送申付候間、着之上ハ可然御指揮相成度、此段御届旁上申仕候也、

明治十年十二月七日

權令内海忠勝代理

長崎県大書記官河内直方

内務卿大久保利通殿

九州臨時裁判所長崎出張

杉本検事殿

中島判事殿

河内長崎県大書記官

国事犯罪人土屋宗太郎外四十八名、長崎出張九州臨時裁判所ニ於テ、別紙之通刑名宣告済之処、本日当港拔錨之

廣島丸乗組セ当県九等警部志佐明誠以下ノ吏員ヲシテ東京護送申付候間、着ノ上ハ可然御指揮相成度、此段御届

旁上申仕候也、

明治十年十二月七日

權令内海忠勝代理

長崎県大書記官河内直方

内務卿大久保利通殿

内務卿大久保利通殿

權令代理

河内長崎県大書記官殿

国事犯罪人既決之者ハ、総テ本日東京護送取計候哉云々、

御回答之趣承知、右ハ既決囚四十九名ヲ廣島丸へ、同五

十名ヲ浪華丸へ乗組セ、孰モ本日拔錨之筈ニ有之候、右

御回答ニ及候也、

十年十二月七日

權令代理

国事犯罪人・既決之者ハ総テ本日出帆、浪華丸便ヲ以テ護

送相成候哉、心得ノ為メ承知致度、此段及御問合候也、

十年十二月七日

九州臨時裁判所

長崎出張

中島判事

杉本検事

權令代理

河内長崎県大書記官殿

明十三日処断之者、七十六名有之候条、午前第十時例之

通受人御差出有之度、此段及御掛合候也、

十年十二月十二日 九州臨時裁判所

長崎出張

中島判事

杉本檢事

權令代理

河内長崎県大書記官殿

杉本檢事殿

中島判事殿

河内大書記官

明十四日処断之者五十二名有之候条、午前第十時例之通  
受取人御差出有之度、此段及御懸合候也、

明治十年十二月十三日

九州臨時裁判所

長崎出張

中島判事

杉本檢事

国事犯罪人池田彦四郎外九十八名、長崎出張九州臨時裁  
判所ニ於テ、別紙之通刑名宣告済之処、本日当港拔錨之  
西京丸ニ乗組セ、当県十等警部藤原九郎以下吏員ヲシテ  
東京護送申付候間、着之上ハ可然御指揮相成度、此段御  
届旁上申仕候也、

明治十年十二月十六日

權令内海忠勝代理

長崎県大書記官河内御名

權令代理

河内長崎県大書記官殿

内務卿大久保利通殿

御回答按

大久保内務卿

北島長崎県令

明十四日御処断之者五十二名有之候付、午前十時例之通  
受取之者可差出旨、御掛合之趣了承、即手当致置候、此  
段及御回答候也、

十年十二月十三日

權令代理

当港へ多人數ノ賊徒拘留致置テハ、掛念之事情モ不尠、  
依テ先幾分欵大坂辺へ送致之儀、臨時裁判所長官へ協議  
ニ及ヒ置タリ、就テハ金刀比羅丸ト云汽船当港ニ碇泊ア  
リ、一昼夜凡式百五拾円ニテ雇ニ応スベキ由、此船ヨリ  
大坂へ送レハ大ニ便宜ト存ス、若シ直チニ北国筋ノ諸県

へ分配セラル、ナラハ、大坂迄ハ当県、大坂ヨリ先キハ  
同府ニ於テ、便宜護送ノ尽力相成様致度、此段何分之御  
指令ヲ乞フ、

鹿兒島ヨリ罪囚到着ニ付、当地罪囚之内同県之者除族已  
下凡二十名該船ヲ以歸送云々、御打合之趣了承、然ル処  
昨日入港之船中ニハ、流行病ニテ死者并患者数名有之、  
依テ医員ヲシテ船中消毒法着手中ニ付、出帆定日之儀ハ  
未タ決兼候故、前条罪囚歸送都合ハ追テ可申進候間、此  
段宜御了承被下度候也、

国事犯罪人護送ニ付上申

鹿兒島県士族木原武志始百五十七名、本日九州臨時裁判  
所ニ於テ、別紙之通処刑相成候ニ付、今夕当港出帆之名  
護屋丸ニテ、東京へ護送取計候間、着之上ハ可然御指揮  
相成度、此段上申仕候也、

年月日

令名

内務卿大久保利通殿

トウケイ

ナガサキケン

ヨラクボナイムキヨウ

レイ

(船底巻)

ソクコン、イイノ、カクトウヘンエ、ゾクトンシウ、ヒ  
トヨシヘ、シウライノ、イキヨイアリテ、ジンシン、ヨ  
ダヤカナラザル、ジジヨウアリ、ツイテハ、トウチコク  
ジハンノモノ、ナルタケ、ヨササカヘ、ヨクリタク、シ  
キウ、(御指摺)コシキヲマツ

トウケイ

ナガサキケン

ヨラクボナイムキヨウ

レイ

トウコウニ、コウリウアルゾクトノウチ、チヨウエキイ  
チネンイジヨウノモノ、スミヤカニ、トモカク、ヨササ  
カマデヨクリタシ、カゴシマヨリ、ヨイヨイスヒヤクニ  
ンヨクリキタリ、モハヤカンゴクノアキナシ、シキウコ  
シレイヲコフ、